

令和元年 9 月定例会

長 和 町 議 会 会 議 録

令和元年 9 月 2 日 開 会

令和元年 9 月 1 9 日 閉 会

長 和 町 議 会

令和元年 9 月 議会関係日程表

令和元年 9 月 2 日 招集

月	日	曜日	区 分	摘 要
8	20	火		12:00 一般質問締切日
	21	水		9:00 議会運営委員会
	22	木		
	23	金		
	24	土		
	25	日		
	26	月		
	27	火		
	28	水		
	29	木		
	30	金		
9	31	土		
	1	日		
	2	月	本 会 議	9:30 9月定例会開会（議案の上程）
	3	火	休 会	
	4	水	休 会	
	5	木	休 会	
	6	金	本 会 議	9:00 一般質問
	7	土	休 日	
	8	日	休 日	
	9	月	委 員 会	9:00 決算特別委員会…役場 議場
	10	火	委 員 会	9:00 決算特別委員会…役場 議場
	11	水	委 員 会	9:00 総務経済常任委員会…役場 議場
	12	木	委 員 会	9:00 社会文教常任委員会…役場 議場
	13	金	休 会	
	14	土	休 日	
	15	日	休 日	
	16	月	休 日	
	17	火	休 会	
	18	水	休 会	
19	木	本 会 議	9:30 議会再開（委員長報告・質疑・討論・採決・閉会）	

会期 18 日間



第 1 号

( 9 月 2 日 )

## 議 事 日 程

令和元年 9月 2日  
午前 9時30分 開会  
長 和 町 議 会 議 長

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 報告第 9号 例月出納検査結果報告
- 日程第 4 報告第10号 議員派遣報告
- 日程第 5 報告第11号 株式会社長門牧場第14期（第53回）決算について
- 日程第 6 報告第12号 株式会社長門牧場第15期（第54回）事業計画について
- 日程第 7 発議第 2号 長和町決算特別委員会の設置について
- 日程第 8 長和町決算特別委員会の委員の選任について
- 日程第 9 長和町決算特別委員会の正副委員長の互選結果報告について
- 日程第10 報告第13号 平成30年度長和町学校教育振興基金の運用報告について  
(町長提出)
- 日程第11 報告第14号 平成30年度長和町交通安全対策基金の運用報告について  
(町長提出)
- 日程第12 報告第15号 平成30年度長和町共済等促進基金の運用報告について  
(町長提出)
- 日程第13 報告第16号 平成30年度長和町地域福祉基金の運用報告について  
(町長提出)
- 日程第14 報告第17号 平成30年度長和町福祉医療費資金貸付基金の運用報告について  
て  
(町長提出)
- 日程第15 報告第18号 平成30年度長和町奨学基金の運用報告について  
(町長提出)
- 日程第16 報告第19号 平成30年度長和町国民健康保険事業基金の運用報告について  
(町長提出)
- 日程第17 報告第20号 平成30年度長和町国民健康保険高額医療費資金貸付基金の運用報告について  
(町長提出)
- 日程第18 報告第21号 平成30年度長和町振興公社振興基金の運用報告について

- (町長提出)
- 日程第 1 9 議案第 4 8 号 平成 3 0 年度長和町一般会計決算の認定について  
 (町長提出)
- 日程第 2 0 議案第 4 9 号 平成 3 0 年度長和町国民健康保険特別会計(事業勘定)決算の  
 認定について  
 (町長提出)
- 日程第 2 1 議案第 5 0 号 平成 3 0 年度長和町国民健康保険歯科診療所事業特別会計決算  
 の認定について  
 (町長提出)
- 日程第 2 2 議案第 5 1 号 平成 3 0 年度長和町後期高齢者医療特別会計決算の認定につい  
 て  
 (町長提出)
- 日程第 2 3 議案第 5 2 号 平成 3 0 年度長和町介護保険特別会計決算の認定について  
 (町長提出)
- 日程第 2 4 議案第 5 3 号 平成 3 0 年度長和町同和地区住宅新築資金等貸付特別会計決算  
 の認定について  
 (町長提出)
- 日程第 2 5 議案第 5 4 号 平成 3 0 年度長和町特定環境保全公共下水道事業特別会計決算  
 の認定について  
 (町長提出)
- 日程第 2 6 議案第 5 5 号 平成 3 0 年度長和町簡易排水施設特別会計決算の認定について  
 (町長提出)
- 日程第 2 7 議案第 5 6 号 平成 3 0 年度長和町観光施設事業特別会計決算の認定について  
 (町長提出)
- 日程第 2 8 議案第 5 7 号 平成 3 0 年度長和町和田財産区特別会計決算の認定について  
 (町長提出)
- 日程第 2 9 議案第 5 8 号 平成 3 0 年度長和町上水道事業会計決算の認定について  
 (町長提出)
- 日程第 3 0 決算審査報告
- 日程第 3 1 報告第 2 2 号 平成 3 0 年度健全化判断比率について  
 (町長提出)
- 日程第 3 2 報告第 2 3 号 平成 3 0 年度資金不足比率について  
 (町長提出)
- 日程第 3 3 平成 3 0 年度健全化判断比率及び平成 3 0 年度資金不足比率の審査報告

- 日程第 3 4 議案第 5 9 号 長和町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について  
(町長提出)
- 日程第 3 5 議案第 6 0 号 長和町給水条例の一部を改正する条例の制定について  
(町長提出)
- 日程第 3 6 議案第 6 1 号 長和町公共下水道条例の一部を改正する条例の制定について  
(町長提出)
- 日程第 3 7 議案第 6 2 号 長和町保育園条例の一部を改正する条例の制定について  
(町長提出)
- 日程第 3 8 議案第 6 3 号 長和町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について  
(町長提出)
- 日程第 3 9 議案第 6 4 号 長和町保育の必要性の認定に関する条例の一部を改正する条例の制定について  
(町長提出)
- 日程第 4 0 議案第 6 5 号 長和町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額等に関する条例の一部を改正する条例の制定について  
(町長提出)
- 日程第 4 1 議案第 6 6 号 令和元年度長和町一般会計補正予算（第 2 号）について  
(町長提出)
- 日程第 4 2 議案第 6 7 号 令和元年度長和町国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第 2 号）について  
(町長提出)
- 日程第 4 3 議案第 6 8 号 令和元年度長和町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）について  
(町長提出)
- 日程第 4 4 議案第 6 9 号 令和元年度長和町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）について  
(町長提出)
- 日程第 4 5 議案第 7 0 号 令和元年度長和町同和地区住宅新築資金等貸付特別会計補正予算（第 1 号）について  
(町長提出)
- 日程第 4 6 議案第 7 1 号 令和元年度長和町観光施設事業特別会計補正予算（第 1 号）について

- (町長提出)
- 日程第 4 7 議案第 7 2 号 令和元年度長和町和田財産区特別会計補正予算(第 1 号)について
- (町長提出)
- 日程第 4 8 議案第 7 3 号 令和元年度長和町上水道事業会計補正予算(第 2 号)について
- (町長提出)
- 日程第 4 9 議案第 7 4 号 令和元年度長和町公共下水道事業及び排水処理施設事業会計補正予算(第 1 号)について
- (町長提出)
- 日程第 5 0 議案第 7 5 号 長和町過疎地域自立促進計画の変更について
- (町長提出)
- 日程第 5 1 陳情第 5 号 「義務教育費国庫負担制度」の堅持・拡充を求める陳情
- 日程第 5 2 委員会付託について
- 散 会

令和元年長和町議会 9 月定例会（第 1 号）

令和元年 9 月 2 日 午前 9 時 3 0 分開会

出席議員（10 名）

1 番	佐藤 恵一 議員	2 番	渡辺 久人 議員
3 番	田福 光規 議員	4 番	森田 公明 議員
5 番	宮沢 清治 議員	6 番	伊藤 栄雄 議員
7 番	柳澤 貞司 議員	8 番	小川 純夫 議員
9 番	羽田 公夫 議員	10 番	田村 孝浩 議員

欠席議員（なし）

地方自治法第 121 条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	羽田 健一郎 君	副 町 長	高見沢 高明 君
教 育 長	辰野 登志男 君	総 務 課 長	金山 睦夫 君
企画財政課長	藤田 仁史 君	建設水道課長	龍野 正広 君
建設水道課専門幹	上野 公一 君	こども健康推進課長	長井 剛 君
町民福祉課長	藤田 孝 君	情報広報課長兼会計管理者	城内 秀樹 君
産業振興課長	藤田 健司 君	教 育 課 長	宮阪 和幸 君
教育課専門幹	大竹 幸恵 君	総務課長補佐	小林 義明 君
代表監査委員	名倉 俊城 君		

議会事務局出席者

事 務 局 長	中原 良雄 君	議会事務局書記	宮澤 志緒 君
---------	---------	---------	---------

◎開会の宣告

○議長（田村孝浩君） おはようございます。

定数、定刻ともに至りましたので、令和元年9月長和町議会第3回定例会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

---

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（田村孝浩君） 日程第1 会議録署名議員の指名について、会議規則第127条の規定に基づき、議長において1番、佐藤恵一議員、6番、伊藤栄雄議員の両議員を指名いたします。

---

◎日程第2 会期の決定

○議長（田村孝浩君） 続いて、日程第2 会期の決定についてお諮りいたします。

会期につきましては、8月21日開催の議会運営委員会において、別紙のとおり決定しておりますので、議会事務局長より報告いたします。

中原事務局長。

○事務局長（中原良雄君） おはようございます。

それでは、議会の日程を申し上げます。

お手元の議案書1ページをごらんください。

8月21日に開催されました議会運営委員会において会期が決定いたしました。

本日、9月定例会の開会となります。

9月6日、一般質問が5名の議員の方からございます。

9月9日、10日に決算特別委員会を、11日に総務経済常任委員会を、12日に社会文教常任委員会をそれぞれ開催いたします。

9月19日、議会再開、委員長報告、質疑、討論、採決、閉会という運びになっております。会期は18日間となりますので、よろしくお願いたします。

以上でございます。

○議長（田村孝浩君） ただいまの報告のとおり、本定例会の会期を本日9月2日から9月19日までの18日間とすることに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（田村孝浩君） 御異議なしと認め、本定例会の会期は、本日から9月19日までの18日間と決定をいたしました。

---

○議長（田村孝浩君） ここで報告いたします。

本定例会に提出されました案件は、報告第9号から第23号までの15件、発議第2号 長和町決算特別委員会の設置案1件、議案第48号から58号までの平成30年度決算認定案11件、議案第59号から第65号までの条例案7件、議案第66号から第74号までの令和元年度補正予算案9件、議案第75号 長和町過疎地域自立促進計画の変更についての1件、陳情第5号の1件、合計45件であります。

これより会議に入ります。

---

◎日程第3 報告第9号 例月出納検査結果報告

○議長（田村孝浩君） 日程第3 報告第9号 例月出納検査結果について、名倉俊城代表監査委員から報告を求めます。

名倉代表監査委員。

○代表監査委員（名倉俊城君） おはようございます。

それでは、例月出納検査結果の報告をさせていただきます。議案書3ページになりますが、よろしくお願いたします。例月出納検査結果、令和元年度7月分でございます。

報告第9号

令和元年8月26日

長和町長 羽田健一郎様

長和町議会議長 田村孝浩様

長和町監査委員 名倉俊城

〃 柳澤貞司

例月出納検査結果報告（令和元年7月分）

令和元年8月26日、7月分の例月出納検査を実施した結果を地方自治法第235条の2第3項の規定により報告するものでございます。

詳細については、次のページを御参照いただければというふうに思います。よろしくお願いたします。

○議長（田村孝浩君） 報告を終わります。

---

◎日程第4 報告第10号 議員派遣報告

○議長（田村孝浩君） 次に、日程第4 報告第10号 議員派遣報告について、議員派遣につきましては私から報告をいたします。

お手元の議案書の4の2ページに記載してありますとおり、7月29日に、長野県町村議会議員研修会が下諏訪町において開催され、出席をいたしました。内容につきましては、ここに記載してあるとおりであります。御参加いただき、御苦労さまでした。

---

◎日程第5 報告第11号 株式会社長門牧場第14期（第53回）決算について

◎日程第6 報告第12号 株式会社長門牧場第15期（第54回）事業計画について

○議長（田村孝浩君） 次に、日程第5 報告第11号及び日程第6 報告第12号は関連がありますので、一括して議題といたします。

報告第11号 株式会社長門牧場第14期決算について及び報告第12号 株式会社長門牧場第15期事業計画について報告を求めます。

藤田振興課長。

○産業振興課長（藤田健司君） おはようございます。

それでは、よろしく願い申し上げます。

お手元の議案書でございますけれども、5の1ページをお願いします。

報告第11号でございます。株式会社長門牧場第14期、牧場発足からは通算で53期目となります平成30年度3月1日から平成31年2月28日までの決算につきまして、地方自治法の規定によりまして御報告を申し上げます。

5の2ページ、5の3ページと営業の概況をお願い申し上げます。

（1）でございます。

売上高の状況でございますけれども、平成30年度は前年度と比べまして6,700万円ほど増加をいたしております。

酪農部門の売上高につきましては、新搾乳業者への移行の影響もありまして、年間の搾乳頭数の減少によりまして減収となりました。売上高は600万円の減少ということになってございます。

レストラン・売店での売上高でございますけれども、昨年比でございますが700万円ほど増加ということで、2億1,500万円となっております。

卸売販売でございますけれども、一部の大口取引先との取引が終了したことによりまして前年度比で900万円の減少ということで、1億9,000万円ということになってございました。

また、地代収入につきまして、シーエナジー発電が稼働したということに伴いまして7,500万円の増加となっておりますという状況でございます。

（2）の営業利益・当期純利益でございます。

酪農部門につきましては、購入飼料費は昨年度と比べ減少いたしましたけれども、平成30年4月に稼働いたしました新搾乳業者等の減価償却費が増加、売上高の減少と合わせまして、当期純利益が6,340万円の損失というふうになってございます。

レストハウス全体ではほぼ横ばい、卸売の販売等につきましては売り上げの減少により減となっておりますけれども、牧場全体につきましては、売上高が6,654万円ほど増加いたしましたけれども、人件費、減価償却費、固定資産税、これらの増額に加えまして、乳製品の加工施設の改装に伴いましてチーズ等の乳製品が製造できなかった時期もあり、期末製品在庫が減ったことにより

まして、最終の当期純利益は昨年比で220万円増の120万円の損失となっております。

次ページの会社の概況から5の12ページ、監査役の報告書までにつきましては、それぞれ御確認をお願いしたいと思います。

続きまして、議案書6の1ページでございます。

報告第12号 株式会社長門牧場第15期事業計画につきまして御報告申し上げます。

6の3ページとなります。

設備投資の内容でございますけれども、平成29年度より、ロボット搾乳機の導入、乳製品の安定供給を図るためのアイスクリームの製造設備の更新、チーズ増産のための増設工事等、冷凍庫と集約と事務所機能を持ちました配送センターの新築を行い、この平成31年の3月に完成をいたしてございます。

令和元年度につきましては、さきに述べましたとおり、これらの整備した施設を100%活用し、新製品の開発、新規顧客の開拓によりますところの売上高の拡大並びに生産性の向上を図ることで、利益の増大に努めてまいります。

具体的には、需要が堅調な味噌チーズの増産、ソフトクリーム of 攪拌、新しい商品としてラクレットチーズの製造・販売に力を入れてまいります。また、気持ちを落ち着かせるという効果ございますギャバと乳製品を組み合わせた機能性食品等を開発して、病院ですとか老人施設に向けて新しい分野へ進出をしてみたいというふうに考えてございます。

今後、より一層、長和町の農業そして観光の拠点として、町内外からも一層親しまれる牧場として努めてまいる所存でございますので、御支援のほどよろしくお願い申し上げます。

なお、今回の総会時におきまして、取締役等の人事案件が承認されまして、代表取締役が小林社長より竹内社長へとバトンタッチされてございます。今年度より取り組んでいますことをあわせて御報告申し上げます。

報告につきましては以上でございます。

○議長（田村孝浩君） 報告を終わります。

---

◎日程第7 発議第2号 長和町決算特別委員会の設置について

○議長（田村孝浩君） 次に、日程第7 発議第2号 長和町決算特別委員会の設置についてを上程いたします。

上程されました案件につきまして、提出者から提案理由の説明を求めます。

柳澤貞司議員。

○7番（柳澤貞司君） それでは、発議第2号 長和町決算特別委員会の設置についての御説明をいたします。

議案書の7の2ページをごらんいただきたいと思います。

名称、それから設置の根拠、目的等は記載のとおりでございます。

委員の定数でございますけれども、8名ですけれども、議長そして監査委員の2名を除いた8名となっております。

そして、活動期間でございますけれども、決算の審査終了までとなっております。

以上でございますが、御理解の上、御賛同賜りますようお願いいたします。

○議長（田村孝浩君） 以上で、提案理由の説明が終わりました。

ここでお諮りいたします。日程第7 発議第2号は、会議規則第39条第3項の規定により委員会への付託を省略し、本日審議し、即決といたしたいと存じます。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（田村孝浩君） 御異議なしと認め、日程第7 発議第2号は、本日、即決することに決定をいたしました。

日程第7 発議第2号 長和町決算特別委員会の設置についてを議題とし、審議に付します。

本案に対する質疑を行います。質疑ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（田村孝浩君） 質疑を終結し、討論を行います。討論ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（田村孝浩君） 討論を終わります。

これより発議第2号を採決いたします。

発議第2号を原案のとおり可決することに賛成議員の挙手を求めます。

（全 員 挙 手）

○議長（田村孝浩君） 全員賛成。発議第2号は原案のとおり可決されました。

よって、平成30年度長和町一般会計決算につきましては、ただいま設置した決算特別委員会において審査することとなりました。

---

#### ◎日程第8 長和町決算特別委員会の委員の選任について

○議長（田村孝浩君） 次に、日程第8 長和町決算特別委員会の委員の選任についてを議題とします。

特別委員会の委員の選任につきましては、委員会条例第7条第2項の規定により、議長が会議に諮って指名いたします。

それでは、事務局長より読み上げます。

中原事務局長。

○事務局長（中原良雄君） それでは、議案書の8ページをごらんください。

長和町決算特別委員会の委員のお名前を読み上げます。

羽田公夫議員、小川純夫議員、伊藤栄雄議員、宮沢清治議員、森田公明議員、田福光規議員、渡辺久人議員、佐藤恵一議員、以上でございます。

○議長（田村孝浩君） お諮りいたします。ただいまの朗読のとおり、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（田村孝浩君） 御異議なしと認め、特別委員会の委員をただいまの朗読のとおり指名いたします。

ここで暫時休憩といたします。そのままお待ちください。

休 憩 午前 9時44分

---

再 開 午前 9時45分

○議長（田村孝浩君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

---

◎日程第9 長和町決算特別委員会の正副委員長の互選結果報告について

○議長（田村孝浩君） 次に、日程第9 長和町決算特別委員会の正副委員長の互選結果について、互選された結果を事務局長より読み上げます。

中原事務局長。

○事務局長（中原良雄君） それでは、お手元にお配りしました互選結果報告に基づきまして御報告させていただきます。

決算特別委員会委員長、羽田公夫議員、副委員長、宮沢清治議員、以上でございます。

○議長（田村孝浩君） 特別委員会の正副委員長の互選結果の報告を終わります。

---

◎日程第10 報告第13号 平成30年度長和町学校教育振興基金の運用報告について  
(町長提出)

◎日程第11 報告第14号 平成30年度長和町交通安全対策基金の運用報告について  
(町長提出)

◎日程第12 報告第15号 平成30年度長和町共済等促進基金の運用報告について  
(町長提出)

◎日程第13 報告第16号 平成30年度長和町地域福祉基金の運用報告について  
(町長提出)

◎日程第14 報告第17号 平成30年度長和町福祉医療費資金貸付基金の運用報告  
について  
(町長提出)

◎日程第15 報告第18号 平成30年度長和町奨学基金の運用報告について  
(町長提出)

◎日程第16 報告第19号 平成30年度長和町国民健康保険事業基金の運用報告に

ついて

(町長提出)

◎日程第17 報告第20号 平成30年度長和町国民健康保険高額医療費資金貸付基金の運用報告について

(町長提出)

◎日程第18 報告第21号 平成30年度長和町振興公社振興基金の運用報告について

(町長提出)

◎日程第19 議案第48号 平成30年度長和町一般会計決算の認定について

(町長提出)

◎日程第20 議案第49号 平成30年度長和町国民健康保険特別会計(事業勘定)決算の認定について

(町長提出)

◎日程第21 議案第50号 平成30年度長和町国民健康保険歯科診療所事業特別会計決算の認定について

(町長提出)

◎日程第22 議案第51号 平成30年度長和町後期高齢者医療特別会計決算の認定について

(町長提出)

◎日程第23 議案第52号 平成30年度長和町介護保険特別会計決算の認定について

(町長提出)

◎日程第24 議案第53号 平成30年度長和町同和地区住宅新築資金等貸付特別会計決算の認定について

(町長提出)

◎日程第25 議案第54号 平成30年度長和町特定環境保全公共下水道事業特別会計決算の認定について

(町長提出)

◎日程第26 議案第55号 平成30年度長和町簡易排水施設特別会計決算の認定について

(町長提出)

◎日程第27 議案第56号 平成30年度長和町観光施設事業特別会計決算の認定について

(町長提出)

◎日程第28 議案第57号 平成30年度長和町和田財産区特別会計決算の認定について

- (町長提出)
- ◎日程第29 議案第58号 平成30年度長和町上水道事業会計決算の認定について  
(町長提出)
- ◎日程第30 決算審査報告
- ◎日程第31 報告第22号 平成30年度健全化判断比率について  
(町長提出)
- ◎日程第32 報告第23号 平成30年度資金不足比率について
- ◎日程第33 平成30年度健全化判断比率及び平成30年度資金不足比率の審査報告  
(町長提出)
- ◎日程第34 議案第59号 長和町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について  
(町長提出)
- ◎日程第35 議案第60号 長和町給水条例の一部を改正する条例の制定について  
(町長提出)
- ◎日程第36 議案第61号 長和町公共下水道条例の一部を改正する条例の制定について  
(町長提出)
- ◎日程第37 議案第62号 長和町保育園条例の一部を改正する条例の制定について  
(町長提出)
- ◎日程第38 議案第63号 長和町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について  
(町長提出)
- ◎日程第39 議案第64号 長和町保育の必要性の認定に関する条例の一部を改正する条例の制定について  
(町長提出)
- ◎日程第40 議案第65号 長和町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額等に関する条例の一部を改正する条例の制定について  
(町長提出)
- ◎日程第41 議案第66号 令和元年度長和町一般会計補正予算(第2号)について  
(町長提出)
- ◎日程第42 議案第67号 令和元年度長和町国民健康保険特別会計(事業勘定)補正予算(第2号)について

(町長提出)

◎日程第43 議案第68号 令和元年度長和町後期高齢者医療特別会計補正(第1号)について

(町長提出)

◎日程第44 議案第69号 令和元年度長和町介護保険特別会計補正予算(第2号)について

(町長提出)

◎日程第45 議案第70号 令和元年度長和町同和地区住宅新築資金等貸付特別会計補正予算(第1号)について

(町長提出)

◎日程第46 議案第71号 令和元年度長和町観光施設事業特別会計補正予算(第1号)について

(町長提出)

◎日程第47 議案第72号 令和元年度長和町和田財産区特別会計補正予算(第1号)

(町長提出)

◎日程第48 議案第73号 令和元年度長和町上水道事業会計補正予算(第2号)について

(町長提出)

◎日程第49 議案第74号 令和元年度長和町公共下水道事業及び排水処理施設事業会計補正予算(第1号)について

(町長提出)

◎日程第50 議案第75号 長和町過疎地域自立促進計画の変更について

(町長提出)

○議長(田村孝浩君) 次に、日程第10 報告第13号 平成30年度長和町学校教育振興基金の運用報告についてから、日程第50 長和町過疎地域自立促進計画の変更についてまでを一括して上程いたします。

全議案について、町長より提案理由の説明を求めます。

羽田町長。

○町長(羽田健一郎君) 皆さん、おはようございます。

本日、ここに長和町議会9月定例会を招集いたしましたところ、大変お忙しい中、議員各位の全員の出席を賜り、開会できますことに、心より感謝を申し上げる次第であります。

最初に、8月23日に報道されました県護国神社例大祭への公用車による参加問題につきまして、町民の皆さん、そして議会の皆様に御迷惑、御心配をおかけしましたことを、この場をおかりいたしまして陳謝を申し上げます。

私といたしましては、ことし2月の町村会長に就任以来、県町村会長の職務をしっかりと果たしていくことは、県下町村の振興はもとより、長和町の振興にもつながるものと考え、町村会長が参画する会議等には日程の許す限り参加してまいりました。今回の護国神社の例大祭も、ただいま申し上げました考えに基づき、日程的にも対応が可能であったため、参加をしたところでございます。また、町村会長としての業務の参加方法は町公用車で対応していたため、今回も同様に、公用車で参加をしたものであります。

しかしながら、町村会は任意団体であり、公共団体とは違うものと認識をしております。したがって、町村会長として参加した行為が、政教分離の原則に即、反する行為なのかという点は、一概に断定できないものと考えております。そうは申しましても、町公用車を使用し参加した今回の行為は、いろいろと疑念を生じさせる行為であったと反省をしているところでございます。

今回のことを受け、町村会長が護国神社総代となっていることについては、その是非について検討するよう町村会事務局へ指示を出し、また、町村会長として出席依頼を受ける同様な業務行事の出欠については、町村会事務局と連携をとりながら、慎重に決定をしていくことといたしました。

今回の件について、反省すべき点は反省し、今後はこのようなことがないよう気をつけながら、引き続き与えられた職務を全力で全うし、県内町村の振興、長和町の発展に努めてまいりたいと考えておりますので、御理解をいただきますよう、お願いを申し上げます。

さて、ことしは梅雨明けが例年に比べ遅くなり、一時は日照不足による作物への影響も心配されましたが、先月は一転して猛暑続きとなりました。先週は九州北部において大雨による被害も発生をしたところであり、亡くなられた方の御冥福をお祈りをいたしますとともに、被災された皆様に心からお見舞いを申し上げ、一日も早い復興を願っているところであります。

当町におきましても、7月中旬から数回、大雨警報や土砂災害警戒情報に伴う警戒レベル4が発表されましたが、災害の発生もなく、ひとまず安堵したところです。昨日は大雨を想定した避難訓練を実施をいたしまして、災害時の対応を確認したところです。

消防団の皆さんにも出動をしていただいたわけですが、夜には姫木地区において火災が発生をいたしました。消火活動が、けさまでとなったことから、団員の皆様には大変お疲れのことと思います。幸いにして、付近への延焼や人的被害もなかったことは、消防団、消防関係者の皆さんの御尽力と、地元関係者の皆さんの御協力のおかげでありまして、厚く感謝を申し上げます。

7月に行われました参議院選挙では、県選挙区の定数が1となり、厳しい選挙戦が行われたわけですが、地元出身の議員が当選いたしましたことは喜ばしいことであり、これまで同様、しっかりとパイプを持ちながら、地元の要望を伝え、国の動きをつかんでまいりたいと考えております。

また、来月からは消費税が10%に引き上げられますが、国には、景気の後退を招かないような経済運営を望みたいと思っておりますし、人口減少、少子高齢化の進行などの国内問題、日本を取り巻く外交問題も山積している中で、今後開催される秋の臨時国会などの場で十分な議論を望みたいと思っております。

一方、この参議院選挙の投票率は全体で48.80%、総務省で抽出調査した18、19歳の投票率は31%余りと、低い投票率となったことはまことに残念なことで、政治を預かる一人として、政治に対する関心をいかに高めていくか、思いをめぐらしているところであります。

6月定例議会初日に議決をいただきました星糞峠黒耀石原産地遺跡野外展示施設建設工事、道の駅エリア大型農畜産物直売所建設工事につきましては、6月21日に大型直売所の起工式が、8月6日に野外展示施設の起工式が行われ、その後、順調に工事が進んでおります。

大型直売所は繰越事業であり、今年度中の事業完了が必須でありますし、野外展示施設は、継続事業とはいえ自然条件の厳しい場所での工事となっていることから、工程管理並びに安全管理には十分注意して進めてまいりたいと考えております。

さらに、大型直売所の運営関係では、直売所を含みます道の駅全体の運営会社の概要が固まってまいりましたし、直売所生産者組合については、7月30日に設立総会が開催されたところであります。それぞれの施設を適切に管理運営していくための体制づくりが重要と考え、今後はそういった面に一層、力を傾注してまいりたいと考えております。

また、山の子学園共同村移転に伴う古町コミュニティ施設の整備につきましては、同施設と一体的に整備することによりまして、従来の公民館的機能に加え、障害者雇用創出の場や地域住民との交流拡大などを図れる施設として、具体的建設規模や財源の確保について検討を進めているところであります。

感染拡大が心配されます豚コレラ問題につきましては、現在、県内の木曾地域及び松本地域において、ウイルスに感染した野生イノシシが確認され、全県で警戒態勢がとられているところです。当町には養豚業者はおりませんが、これら地域からの豚の輸送に際して通過するエリアであることから、特別警戒指定区域に指定されている現状となっております。

豚コレラウイルスは、靴底や衣類に付着した土などによって運ばれるおそれがあることから、町では感染拡大を防ぐため、この庁舎のほか、各支所、黒耀石体験ミュージアムにおきまして靴底を消毒するための消毒槽を設置をいたしまして、注意喚起及び蔓延防止を、対策を実施しているところであります。

豚コレラは、豚・イノシシの病気であり、人には感染しませんし、感染した豚肉等を食べても人体に影響はないということではありますが、山林に入る機会がふえる季節であり、当町において確認されれば住民の方の不安も大きいと思われまますので、県などと協力しながら情報の収集、感染防止、注意喚起活動などに努めてまいりたいと考えております。

今議会は、平成30年度決算について認定をいただく議会でありますので、平成30年度の各事業の実績をもとに、所信の一端を述べさせていただきたいと存じます。

まず、総務課に関係する部分では、公共交通の確保については、公共交通審議会で検討を重ねていただき、曜日ごとの支線運行より交通空白地域を解消するなどの、新公共交通体制の構築の答申をいただきました。これを受けて、交通弱者が利用しやすい公共交通網の構築に向け、関係機関と

の調整を進めているところです。

防災対策の関係では、平成26年度から組織化の取り組みを始めた自主防災組織は、現在のところ17団体、31区で設置されておりますが、今後も積極的に推進する中で、住民の災害に対する意識向上を図ってまいります。

町税の関係であります。平成30年度の税収額は6億9,900万円となっております。また、収納率の点では、全体で97.6%と前年度より0.3ポイント減少しましたが、これは特に国保税の滞納分に充当したためであり、引き続き適切な収納に努めてまいりたいと考えております。

次に、企画財政課に関係する部分ですが、町の平成30年度一般会計決算額は、およそ58億4,000万円でありまして、実質収支で9,600万円余りの黒字決算となりました。しかしながら、これは、地方交付税などの減少に対応するため、4億円を超える財政調整基金などの取り崩しを行って事業の実施に充てた結果であり、30年度中の利子と合わせて全体でおよそ1億7,500万円の基金積み立てを行っておりますが、3年連続で基金の減少となっている現状であります。引き続き普通交付税の一本算定に伴う減少が見込まれる中で、大変厳しい財政運営が続くと思われま。

昨年度から稼働し始めた田舎暮らし体験住宅につきましては、この1年で利用率も上がったことから、町の魅力を発信する拠点として、移住につなげていけるよう期待をしているところです。空き家バンク制度を充実させ、移住者を呼び込み、町営住宅の適切な管理や宅地分譲によって定住者の増加を図り、人口減少に歯どめをかけてまいりたいと考えております。

このほか、長期総合計画や「まち・ひと・しごと創生総合戦略」に基づく事業の推進を図って、長和町の活性化に努めてまいります。

次に、情報広報課の関係では、ケーブルテレビネットワーク光化促進事業が国の補助事業に採択されたことから、町内伝送路のうち、幹線123キロメートルの光ファイバーケーブルの敷設と、テレビ送受信センター機器の設置工事を実施しました。現在は、町内各戸への引き込み工事を順次進めているところです。これによりまして、東京オリンピック前にスーパーハイビジョンサービスを住民の皆様に提供できる環境が整いつつあります。

次に、町民福祉課に関係する事業といたしましては、青木村との協定に基づきました長和町汚泥再生処理センターでのし尿等の処理を平成30年4月より開始し、施設の安定的稼働が図られております。

認知症施設として、平成30年度から、認知症サポート医等の専門職チームによる、認知症の方やその家族の支援をスタートをいたしました。また、認知症の方やその家族が集える場所を提供し、交流・相談・啓発等を行うとともに、認知症の方を見守る地域づくりを目指して、認知症カフェ「あったかカフェ」を定期的で開催しております。

高齢者、障害者や、その家族からの相談や各種事業を初め、住民皆様の生活に直接かかわる各種事業を通して、住みなれた地域、長和町での、安心・安全に生活できるよう努めてまいりたいと思っております。

次に、こども健康推進課に係る部分ですが、ながと保育園につきましては、統合から5年目を迎えて、30年度末で116名の園児が、また和田保育園では26名の園児が元気に保育園生活を送っております。

子育て支援センターの平成30年度の利用状況を見ますと、前年度とほぼ同数であり、大勢の皆様のご利用をいただいております。また、さらなる子育て支援のための第2期子ども・子育て支援事業計画策定に向け、子育てに関するニーズ調査を行ったところであります。

健康づくり関係では、町内の40歳から74歳の国民健康保険加入者を対象に、新規に健康ポイント事業を実施いたしました。この事業は、健診の受診や健康習慣の取り組みによりポイントがたまり、長和町いきいき券と交換ができるとともに、御自身の健康づくりに役立てていただくことを目的としたものでございます。

次に、産業振興課でございますが、道の駅エリア活性化推進委員会により、道の駅並びに地域の拠点となり得る大型農畜産物直売所を整備することとなったことを受け、同委員会により設計業者を選定し、基本設計並びに実施設計に取り組みしました。

また、千曲川ワインバレー特区の一員として、ワイン関連事業に取り組んでおりますが、黒耀ワインぶどうプロジェクト委員会の主な取り組みとして、継続してのワインブドウ栽培者の人材育成、試験圃場も含めた圃場の整備のほか、長和町奨励品制度10周年イベントとあわせて、ワインに関するPRイベントを開催いたしました。

商工観光関係では、6月に、第8回目となりました美ヶ原トレイルラン大会を開催いたしました。天候にも何とか恵まれ、1,400名を超えるエントリーがあり、1,335名が出走し、完走率は71%でした。また、9月には、同じく第8回目となるウイスキー&ビアキャンプを、ブランシュたかやマススキーリゾートで開催いたしました。これも一昨年と同様以上のイベントとなり、約700名を超える来場者がありました。今後につきましては、町のPRにつなげていけるよう、関係する各種機関などと緊密に連携・協力し合いながら、イベント事業を盛り上げていきたいと考えております。

次に、建設水道課に係る部分ですが、平成30年度では、国の交付金事業である社会資本整備総合交付金事業により、繰越事業を含め、道路改良や舗装打ちかえなど5事業を実施したほか、町単独工事でも道路の舗装修繕や水路改修工事を順次進めたところであります。

また、災害復旧工事では、大きな災害はなかったものの、昨年7月10日の入大門地区集中豪雨により国道152号の横断工が詰まり、国道に越水する状態となりました。このほかにも、集中豪雨により被災した6カ所の復旧工事を実施いたしました。

今後は、引き続き道路施設の点検及び修繕を計画的に進めるとともに、補助事業の有効活用による道路整備を図ってまいりたいと考えております。

上下水道では、上下水一部供用開始から21年が経過をし、機械類は経年劣化しつつあり、長寿命化計画に基づく国庫補助事業を活用して、長門水処理センター電気設備機器の再構築更新工事を

平成30年度から2カ年計画で進めております。

また、別荘関係については、町営別荘地の適正な管理運営、経営改善に向けた経営委員会の設置、公約であります町全体の別荘地の基本計画であるマスタープランの策定に着手をいたしました。

次に、教育課に関する部分ですが、学校教育におきましては、小中学校の給食費の無料化を平成30年度から実施をさせていただきました。保護者の皆さんの負担が軽減され、「さらなる子育て日本一を目指すまちづくり」に向けて着実に前進したものと考えております。

文化財の関係では、昨年5月に、長和町を含む長野県8市町村及び山梨県6市の計14市町村が「星降る中部高地の縄文世界」として日本遺産に認定をされました。長和町の3万年という日本最古のブランド黒耀石が、星のごとく輝く今日のブランドとして大きく評価されたと言えます。関連する事業としては、甲信縄文文化発信・活性化協議会の実施する事業のほかに、町独自の事業を取り入れながら、町の活性化の推進を図っていきたくと考えております。

また、青少年海外派遣交流事業を実施し、長和町青少年黒耀石大使の高校生8名がイギリスのセットフォードへ行ってまいりました。石器づくりワークショップ、ティーンエイジヒストリークラブの皆さんとの交流のほか、町として初めてとなりますホームステイを実施をいたしました。

さらに、10月には、イギリスのティーンエイジヒストリークラブの皆さんが長和町を訪れ、黒耀石大使と一緒に、長野県立歴史館での秋季企画展の一環として行われたイベントであります石器づくりワークショップと国際交流子どもサミットに参加するなど、きずなを深めることになりました。

以上、平成30年度における各課の実施事業の実績をもとに述べさせていただきました。

続きまして、平成30年度決算における町の財政指標について説明をさせていただきます。

初めに、経常収支比率ですが、30年度では91.2%となり、前年度の91.8%と比較しまして0.6ポイント減少したこととなります。

次に、財政の健全化を判断する指標のうち、実質公債費比率と将来負担比率についてであります。

まず、実質公債費比率であります。今回は10.6%となり、前年度の10.0%から0.6ポイント増加をいたしました。また、将来負担比率についても、34.4%となり、前年度の27.2%から7.2ポイント増加をいたしました。

実質公債費比率、将来負担比率ともに前年比と比較して上がってはおりますが、財政健全化を図る基準を下回っておりますので、平成30年度決算における財政健全化の状況は全て健全な状況であると言えます。

なお、健全化判断比率及び資金不足比率につきましては、本議会に報告案件として提出させていただいております。後ほど、担当課長より説明をさせます。

それでは、次に、今議会に提案をさせていただきました条例制定・一部改正案7件、補正予算案9件につきまして、順次説明をさせていただきます。

最初に、議案第59号 長和町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について

て御説明を申し上げます。

地方公務員法及び地方自治法の一部改正に伴い、一般職の会計年度任用職員制度が創設されました。これにより、町では、総務省が示す「会計年度任用職員制度の導入等に向けた事務処理マニュアル」に沿って、会計年度任用職員制度にかかわる条例・規則の整備を進める必要がございます。本条例では、フルタイム、パートタイムの会計年度任用職員の給料、手当等、給与支給基準を定めたものでございます。

次に、議案第60号 長和町給水条例の一部を改正する条例の制定について、議案第61号 長和町公共下水道条例の一部を改正する条例の制定について御説明を申し上げます。

消費税及び地方消費税等の改定に伴い、給水条例中の加入負担金の額並びに下水道使用料の算定方法を改定するものでございます。

次に、議案第62号 長和町保育園条例の一部を改正する条例の制定から、議案第65号 長和町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額等に関する条例の一部を改正する条例の制定について御説明を申し上げます。

これら条例の一部改正につきましては、この10月から実施される国の幼児教育・保育の無償化に対応するため、関係する条例の一部改正を行うもので、国の制度では無償化の対象外である副食費について、町の子育て支援の一環としてこれを免除する改正ほか、必要な文言の改正が主なものとなっております。

続きまして、補正予算関係の議案について順次、御説明を申し上げます。

最初に、議案第66号 令和元年度一般会計補正予算（第2号）につきまして、主な内容を説明をさせていただきます。

歳出につきまして、総務省においては、4月に行われました長野県議会議員選挙の精算に伴う補正及び住基ネットワークシステムサーバー機器の更新に伴う負担金の補正を計上させていただきました。

民生費におきましては、制度改革に伴う障害者自立支援システムの改修のほか、介護保険特別会計への繰入金及び旧和田診療所の解体撤去工事費の増額補正を計上をさせていただきました。

衛生費においては、2,000グラム未満の未熟児に対する1歳までの医療費補助、乳幼児や妊婦の健診情報の連携データ作成に伴うシステムを改修のほか、電気自動車充電器の設置工事費に伴う補正を計上をさせていただきました。

農林水産業費においては、道の駅活性化推進事業にかかわる経費を補正し、そのほかにも水路の土砂撤去工事や、信州の森林づくり事業の松くい虫防除委託、有害鳥獣駆除対策協議会にかかわる補正も計上し、商工費においては、住まい快適促進助成事業の増額補正を計上をさせていただきました。

土木費においては、道路改良工事や地区要望等による修繕にかかわる経費を計上をさせていただきました。

消防費においては、消防設備計画地図データ作成にかかわる経費を、教育費においては、古町公民館の取り壊し前のアスベスト保有調査委託、古町地区の歴史的景観形成にかかわる補助金の補正を計上をさせていただきました。

災害復旧費におきましては、大門地区における水田の畦畔復旧にかかわる経費を計上をさせていただきました。

これらのほかに、4月の人事異動に伴う人件費の補正も計上をさせていただきました。

次に、歳入につきまして、主な内容を説明をさせていただきます。

国・県補助金であります。歳出の補正予算で計上させていただきました各事業の補助額が決定となりましたので、補正を計上をさせていただきました。

また、普通交付税の交付額の確定を受け、地方交付税の増額補正を計上するとともに、財政調整基金繰入金金の減額補正をさせていただいたほか、平成30年度決算に伴う繰越金にかかわる補正及び臨時財政対策債の発行額確定を受けて減額補正も計上をさせていただいております。

以上、一般会計全体で8,106万円の増額をお願いするものであり、補正後の予算総額は61億3,355万9,000円であります。

続きまして、議案第67号 令和元年度長和町国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第2号）から議案第74号 令和元年度長和町公共下水道事業及び排水処理施設事業会計補正予算（第1号）までの特別会計等の補正予算について、御説明を申し上げます。

これらの補正予算につきましては、平成30年度決算に伴う繰越金の補正が主なものとなっております。そのほかに、国民健康保険特別会計におきましては、依田窪病院の直営診療施設整備分の繰り出しに伴う補正額を計上をさせていただきました。

介護保険特別会計におきましては、人件費の増額に伴う一般会計からの繰入金及びシステム改修に関する経費の補正、観光施設事業特別会計におきましては、人件費の減額及び消費税改定対応のシステム改修にかかわる補正を計上をさせていただきました。

上水道事業会計におきましては、水源の緊急修繕工事や水道メーターの交換にかかわる工事費の補正を、下水道事業会計におきましては、消費税納付における特別損失についての補正を計上をさせていただきました。

最後に、議案第75号 長和町過疎地域自立促進計画の変更についてであります。

現計画に古町コミュニティ施設整備事業等の新たな事業の追加と、各種事業の進捗に伴う変更を行う必要が生じたため、計画の一部変更をするための、議会の議決をお願いするものであります。

以上、本定例会に提案させていただきました議案について、概要を説明させていただきました。詳細につきましては、御審議の際、それぞれ担当者より説明を申し上げますので、原案、御承認賜りますようお願いを申し上げます。提案理由の説明といたします。

○議長（田村孝浩君） 以上で、提案理由の説明が終わりました。

ただいま10時25分であります。10時35分まで休憩といたします。

休 憩 午前10時25分

再 開 午前10時35分

○議長（田村孝浩君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

会計管理者より、平成30年度長和町一般会計及び特別会計の決算の概要を説明を求めます。  
城内会計管理者。

○会計管理者（城内秀樹君） それでは、お手元の議案書の10の1ページからでございますが、平成30年度の決算概要につきまして御説明を申し上げます。

1枚おめくりいただきまして、10の2ページをお開きください。

一般会計・特別会計の全ての会計について、歳入歳出を一覧にまとめてございます。

まず、一般会計につきましては、29年度で、し尿処理施設や和田地区医療施設整備事業などが終了となっていることから、平成30年度は、前年度と比較して減額となった決算となっております。

特別会計につきましても、おおむね前年と比べて減少した決算額となっている特別会計が多くなっております。それぞれごらんいただければと思いますが、和田財産区については特別会計の中に盛り込んでおりますが、全体では81億円ちょっとの歳出決算額となっております。

続きまして、10の3、10の4ページでございますが、一般会計についての歳入と歳出でございます。

まず、10の3の歳入でございますが、町税につきましては6億9,897万円ほどの金額となりました。構成比では12%ちょうどでございます。

9番の地方交付税ですが、27億6,945万6,000円ということで、構成比では47.5%と一番大きなウエートを占めている状況でございます。

それから、13番の国庫支出金ですが、前年に比べまして1億円ほど減額となっておりますが、右側の備考欄にありますように、29年度に実施した有機性廃棄物リサイクル推進施設整備事業、これは、し尿処理施設の建設事業でございますが、この関係などで減額となったことが主な要因でございます。

それから、17の繰入金でございますが、決算規模も縮小しておりますので、基金からの繰入金は7,800万円ほど減額となっております。

また、20番の町債でございますが、先ほどの有機性廃棄物リサイクル推進施設建設事業のほか、和田地区医療施設整備事業が終了したことで大幅な減額となっております。

続きまして、10の4ページの歳出でございます。

議会費につきましては、議員定数を減員としていただいたことなどで700万円ほどの減。

総務費につきましては、1億7,000万円ほどふえておりますが、これはケーブルテレビネットワーク光化促進事業を実施したことによるものです。

それから、大きなところで民生費、衛生費、農林水産業費、土木費につきましては、それぞれ備考にあるような事業が29年度で終了したことで、30年度については大幅な減額となっているということでございます。

消防費では第3分団の詰所の建てかえ、教育費では小学校の改修、国際交流事業、日本遺産事業などで増額となっております。

全体で57億2,000万円ほどになるわけですがけれども、翌年度の繰越額ということで真ん中ほどの列にあります4億5,247万円、それから不用額については1億600万円ほどで、この不用額については、次の年への繰越金も見込んだ中での不用額としてありますので、御承知いただければと思います。

次に、10の5、10の6ページが特別会計にかかわります収入状況と執行状況でありまして、参考として財産区の状況も載せてございます。それぞれごらんいただければと思いますが、特別会計全体の収入済み額におきましては、前年比が総額で4.6%ほどの減少となりました。

そして、10の6ページ、歳出でございますが、翌年度への繰越額がとっかん公共下水道、観光施設事業を合わせて2,351万円、それから不用額がそれぞれあるわけですが、一般会計と同様に次年度への繰越金を見込んだ不用額ですので、御承知をいただければと思います。

続きまして、10の7ページですが、決算積立額の一覧表ということで、これは一番下の行ですが、地方自治法233条の関係、それから地方財政法も関係してくるわけですが、一般会計で4,900万円、国民健康保険で2,700万円、介護保険で400万円、観光施設で700万円、それぞれ決算を御認定いただいた後に積み立てをすることでございます。

次に、10の8ページまいりまして、収入未済額でございます。

まず、上段の一般会計分でございますが、1の町税から始まりまして分担金及び負担金、使用料及び手数料、諸収入を合わせまして、30年度のトータルでは1,949万円ほどでございます。対前年度比では4.8%超となり、若干、増額となっております。

また、不納欠損額は202万円ほどで、前年が212万円ほどでしたので、比較をしますとほぼ横ばいの状況でございました。

続きまして、下段の表が特別会計でございます。2の国保会計から14の観光施設事業会計まで、30年度のトータルでは1億7,188万円ほどの収入未済額となっております。

この中で、下水道事業関係の会計について、使用料の未収額が増加しておりますが、令和元年4月から公営企業会計に移行することから、出納閉鎖期間を設けられなかったことによる未収額の増となっております。例年どおり5月までの間に収納がされておりますので、御承知いただければと思います。

次は、10の9ページの町税の収入状況表でございます。

町民税、固定資産税、軽自動車税、たばこ税に分けて金額と収入率をお示ししてございますが、一番下の合計欄で、現年滞納分を合わせまして30年度の収入率は97.6%、それから右側

の29年度が97.9%ということで、若干0.3ポイント下降した状況となっております。

また、10の10ページですが、国民健康保険税と後期高齢者医療保険、介護保険料の収入状況です。

まず、国民健康保険税につきまして、合計の欄の現年等滞納分を合わせた30年度の収入率は92.7%でした。前年度が91.4%でしたので、1.3%収入率が向上しております。後期高齢者医療保険は99.9%、介護保険は98.9%という状況となっております。

続きまして、10の11ページの年度末の基金の動向になります。

初めに、一般会計の基金でございますが、1番の財政調整基金では、決算積み立てや年度中の利子等の積み立てを行いました。交付税の減少等により2億6,900万円ほどを取り崩しましたので、その分、減額となっております。

次に、4番の有線放送施設改善基金につきましては、施設整備に充てるため500万円ほどを積み立てております。

また、6番の公共施設整備基金では、保健センターの空調設備工事、やすらぎのゆのポンプ交換、海洋センタープールの膜体取りかえ工事に2,713万9,000円を充てております。

次に、16番のふるさと創生基金につきましては、振興公社のスキー場関連で全額の3,000万円を取り崩しまして、この基金は廃止とする予定でございます。

28番のふるさと納税基金は、取り崩しと積み立てを行いました。315万1,000円ほど、ふえております。

34番の国際交流事業基金は、事業実施に充て、全体で25万2,000円の減額となりました。

また、37番の振興公社振興基金につきましては、1億円を全額貸し付けておりましたが30年度で全額返済され、また9,500万円を新たに貸し付けておりますので、残高は500万円となっております。

そのほかの基金につきましても、利子と積立金の変動がございますが、それぞれにつきましては、ごらんの表のとおりでございます。

平成30年度末の一般会計基金残高の合計は43億5,271万3,335円となっております。

続きまして、特別会計の動向でございます。

初めに、国保事業基金ですが、今後の保険給付の急増に備えまして3,000万円の積み立てを行いました。

観光施設会計につきましては、2本ございますが、直営別荘地の管理運営に資するための取り崩しを行ったため、合計で5,023万円ほどの残高でございます。

また、介護保険につきましても、保険給付の増額に充てるため4,800万円を取り崩しましたので、基金残高は1,000万円ほどになりました。

最後に、和田財産区につきましても積み立てを行いました。基金残高は6,000万円ほどとなっております。

以上、雑駁ではございますが、一般会計・特別会計の決算の概要説明とさせていただきます。

○議長（田村孝浩君） 次に、建設水道課長より平成30年度長和町公営企業会計の決算の概要説明を求めます。

龍野建設水道課長。

○建設水道課長（龍野正広君） それでは、長和町上水道事業会計の概要説明をさせていただきます。

10の12ページをごらんください。

平成30年度損益計算書。水道事業費用2億6,531万9,000円、水道事業収益が2億6,806万8,000円でございます。今年度純利益は274万9,000円の黒字となりました。この要因としましては、年々の人口減少が給水量の減少となるのはやむを得ないものの、昨年度からの累積赤字を防ぐために建設改良費を押さえたものでございます。

説明は以上でございます。

○議長（田村孝浩君） 以上で、決算の概要説明を終わります。

ここで、日程第30 決算審査報告について、名倉俊城代表監査委員より報告を求めます。

名倉代表監査委員。

○代表監査委員（名倉俊城君） それでは、平成30年度事業決算審査の結果を報告させていただきます。

議案書につきましては、30ページをお開きいただきたいと思います。

令和元年7月2日から始まりまして、7月31日まで。

7月の2日に収納状況審査、それから7月の11日に事業現場監査、7月の23日に基金運用状況の審査、それから7月25日から31日まで一般会計及び特別会計の書類審査等を実施して、全て終わりましたけれども、以上について、歳入歳出決算書、事項別明細書、実質収支に関する調書及び証拠書類、公営企業会計については、決算報告書、財務諸表、決算附属事項及び証書類を審査した結果、経理は全て収支とも適正であるものと認められましたので、ここに御報告申し上げます。

詳細につきましては、次ページ以降の決算審査意見書を御参照いただければというふうに思います。

以上でございます。

○議長（田村孝浩君） 報告を終わります。

次に、日程第10 報告第13号 平成30年度長和町学校教育振興基金の運用報告についてから日程第29 議案第59号 平成30年度長和町上水道事業会計決算の認定についてまでを一括して議題とします。

日程第10 報告第13号 平成30年度長和町学校教育振興基金の運用報告についてから日程第18 報告第21号 平成30年度長和町振興公社振興基金の運用報告についてまで、会計管理者より説明を求めます。

城内会計管理者。

○会計管理者（城内秀樹君） それでは、議案書の11の1ページからでございますので、よろしくお願いいたします。

地方自治法241条の第5項の規定によりまして基金の運用報告をするものでありますが、基金のうち、特定の目的を定めてある基金について定められておる規定でございます。

内容につきましては、8月26日に監査委員さんから審査意見書をいただいております。

では、11の2ページでございます。まず、長和町学校教育振興基金、1,250万円の基金でございますが、運用益を小学校図書館図書等の充実の費用に充てるということで、30年度は2万5,000円の収入でありまして、一般会計へ計上をしております。

次に、12の1の交通安全対策基金の運用報告でございますが、12の2ページをごらんいただきまして長和町交通安全対策基金、これは100万円の基金でございますが、30年度は2,000円の利子運用益がございました。

それから、13の1ページ、13の2ページでございます。長和町共済等推進基金の運用報告がありますが、13の2ページをごらんいただきまして長和町共済等推進基金、523万9,430円の基金であります。この事業の推進あるいは産業活性化施策の推進等に充てるという規定になっておりまして、30年度は1万円の運用益がございました。

続きまして、長和町地域福祉基金ですが、14の2ページをごらんいただきまして1億9,746万9,000円の基金でございますが、30年度は39万4,000円の運用益ございまして、福祉施策の充実強化に充てられております。

続きまして、福祉医療費資金貸付基金の運用でございますが、15の2ページをお開きいただきまして、こちらは貸付用の基金ですが50万円の基金額でございまして、30年度中の貸し付けはなかったということで50万円の残高でございます。

それから、長和町奨学金の運用報告でございますが、16の2ページをお開きいただきまして、現在、基金としては1億2,000万円でございます。下の欄にありますように、一番下ですが、1億2,000万円の基金額から、現在58名の方から回収、貸し付けが15名ということで、決算年度末貸付中については85名でございます。現金そのものの残高としては、一番右下にありますように3,768万7,000円の残高となっております。

続いて、国民健康保険事業基金の運用報告でございます。17の2をお開きいただきまして、国民健康保険特別会計の財政調整的な基金であり、30年度中は今後予測される保険給付の急増に備えるため3,000万円の増額を行い、年度末現在高は1億1,108万3,624円となりました。

それから、同じく国民健康保険の高額医療費の資金貸付基金の運用報告でございますが、18の2ページをごらんいただきまして、これも300万円の基金を持っておりまして、貸付等がなけれ

ばそのままなわけですけれども、30年度中にはありませんでしたので残高も300万円のままでございます。

最後に、長和町振興公社振興基金の運用報告でございますが、19の2ページをごらんいただきまして、基金としての1億円を3年間の期間で貸し付けをしておりましたが、30年度中の期限までに全額が返済され、また新たに3年間の期限で9,500万円を貸し付けましたので、30年度末の残高は500万円となっております。

以上、9つの基金につきまして御説明を申し上げます。以上です。

○議長（田村孝浩君） 次に、各課長より平成30年度各課の主要事業の実績について説明を求めます。

最初に、総務課関係について説明を求めます。

金山総務課長。

○総務課長（金山睦夫君） それでは、よろしく申し上げます。

総務課の平成30年度の主要施策の実績について、町政白書に基づきまして概略を御説明申し上げます。

町政白書の4ページからでございます。

総務係関係ですが、まず職員数につきましては、下段のほうに職員数の推移を記載してございますが、平成31年4月1日現在96人となっております、めくっていただきまして5ページ、ラスパイレス指数のほうは98.0となっております。

同じく5ページ、選挙につきましては、昨年度は知事選と本年4月7日に実施された県議会選挙の準備費用等の支出がございました。

6ページにまいりまして、町営バス等につきましては、引き続き要望を考慮しながら、適正な運行に努めるとともに、町民のニーズに合った新たな公共交通体系の構築について、公共交通市議会において検討を重ね、方向性を答申いただきました。

8ページからの国際交流事業の関係につきましては、教育課であわせて御説明いたします。

飛んでいただきまして10ページからの危機管理関係ですが、消防団員を確保するため定年制から定数制への条例改正を行い、団員の士気向上、消防力の確保のため、第3分団詰所の建てかえや積載車の購入を行いました。

次に、11ページの自主防災組織の関係ですが、申しわけありませんが資料の訂正をお願いいたします。11ページ下段の自主防災組織づくりの表のうち、29年度の欄、「立岩自治会」と記載がありますが、これは誤りですので削除をお願いいたします。「立岩自治会」を削除をお願いいたします。

30年度末までに12の自主防災組織が組織化され、今年度新たに寺下自治会、原区、記載はありませんが長久保1区・9区、それから9月1日付で和田の橋場区で組織化ができておりますので、現在17団体、31区で組織化されたということでございます。今後も町民への災害に対する啓発

を行うとともに、積極的に組織の立ち上げを推進してまいりたいと考えております。

次に、12ページからの情報関係ですが、庁舎内の情報機器の保守管理と情報セキュリティの確保に努めてまいりました。

それから、14ページからの税務関係ですが、町税の収入額が6億9,900万円ほどと、前年に比較して1,400万円ほどの減、徴収率全体で97.6%、0.3ポイントの減となっております。これは、16ページにもありますように、分納額及び差し押さえ金を国民健康保険税の滞納分へ優先して充当したためということでございます。全体としまして、引き続き県等と連携をとりながら適正な徴収に取り組んでまいりたいと考えております。

最後に、21ページからの3支所についてですが、いずれの支所も、町民にとって身近な存在として、町民の相談や住民票等の発行、財産区関連の業務を行っておりますので、引き続き住民目線に立ち、丁寧な対応を心がけてまいります。

なお、23ページの和田支所の関係におきましては、平成30年度に3階旧議場、エレベーターなどの改修を行いました。これら施設の利活用を進めるとともに、その他の老朽化した施設の改修も進めてまいりたいと考えております。

以上、総務課関係の説明を終わります。

○議長（田村孝浩君） 次に、企画財政課関係について説明を求めます。

藤田企画財政課長。

○企画財政課長（藤田仁史君） それでは、よろしくお願いいたします。

白書の26ページからになりますので、ごらんをいただきたいと思います。

まず、まちづくり政策係からでございます。

広域的な移住・交流事業などを通して、長和町の魅力の発信に努め、空き家バンクの充実を図り、移住・定住につながるよう努めてまいりました。空き家バンクでは、徐々にではありますが実績もでき、平成30年度では36件の問い合わせがあり、売買賃貸契約成立が3件という状況でございました。また、昨年度から利用を開始した田舎暮らし体験住宅では、13件の申し込みがあり、75人の方に利用いただきました。中には、移住を希望して空き家バンク登録物件を見に行った方もいらっしゃいますので、利用促進と移住へつなげるよう今後も取り組んでまいりたいと思っております。

地域おこし協力隊につきましては、平成30年度末では3人の隊員の皆さんがそれぞれ地域づくりと自身の定住に向けて活動しております。来年の6月末には2名の隊員の任期が満了となりますので、定住につながるようサポートしていきたいと考えております。

その他、引き続き、住民の方の自主的なまちづくり活動への補助や、各種計画の見直しなど、計画的なまちづくり、住民サービスの向上に努めてまいりたいと考えております。

次に、30ページからの財政係の関係でございます。

今までも説明ございましたけれども、町の平成30年度一般会計決算における歳出総額は57億

2,000万円余りで、前年度に比べ、およそ5億9,000万の減額となっております。事業の終了などによるものでございます。実質収支は9,646万9,000円となりましたが、歳入における地方交付税の割合が44.6%ということで、依然として自主財源が乏しい状況でございます。また、財政調整基金約2億6,900万円を含む4億3,000万ほどの基金の取り崩しを行い、財政運営をしまいったところでございます。性質別歳出につきましては、前年度に比べ物件費、補助費等、繰出金、投資的経費が減額となりましたが、人件費、維持補修費、扶助費、公債費、積立金などの増加がございました。

令和3年度の地方交付税一本算定に向けた減額や会計年度任用職員制度への対応など、経常経費のさらなる削減や事業の見直しなど検討をしていく必要があると考えております。

次に、37ページからの管財係の関係でございます。

まず、財産管理では、引き続き庁舎管理の効率化、維持管理費の縮減に努めてまいります。経年劣化した公用車につきましても計画的に更新を図ってまいりたいと考えております。

ふるさと納税につきましては、延べ334人から合計390万円ほどの寄附があり、約40万円ほど前年度より多く寄附をしていただくことができました。

また、和田中学校の跡地利用につきましては、引き続き検討委員会で協議を行い、答申のまとめをする段階に来ているところでございます。

36ページからの町営住宅の関係では、185戸の町営・公営住宅の入退去や維持補修などの適切な管理運用に努めてまいりました。今後も、使用料の滞納対策も含めまして、適切な管理を行うとともに、町営住宅等長寿命計画に基づき、改修あるいは用途廃止といったことに取り組んでまいります。

最後に、41ページになりますが、まち・ひと・しごと創生関係についてでございます。平成27年12月に策定しました長和町人口ビジョン、長和町まち・ひと・しごと創生総合戦略につきまして、協議会と評価委員会をそれぞれ2回開催し、総合戦略に盛り込まれた事業の取り組みの報告を行うとともに、検証と効果的な事業の推進を図るため、検討を行ってきたところでございます。

また、地方創生拠点整備交付金及び地方創生推進交付金につきまして、今後も有効に活用しながら事業を進めていきたいと考えているところでございます。

なお、令和2年度から次期計画の策定に向けて現在検討を進めているところでございますので、また御意見等ございましたら、よろしくお願ひしたいと思ひます。

企画財政課関係につきましては、以上でございます。

○議長（田村孝浩君） 次に、情報広報課及び会計課関係について説明を求めます。

城内情報広報課長兼会計管理者。

○情報広報課長兼会計管理者（城内秀樹君） それでは、まず、46ページからの情報広報課関連について御説明を申し上げます。

初めに、広報の関係でございますが、幅広く情報の受け入れを行うよう努めております。一月当

たりの部数が2, 800部を発行してありまして、1部当たりのページ数は平均32ページほどの広報紙となっております。内容につきましては、広報担当職員の研修会参加により紙面づくりに関する知識の習得を行うとともに、記事の偏りがないう、町の職員からの行政情報や一般市民の活動紹介などを多く取り入れ、できる限り幅広い取材を実施し、ホームページへの掲載とあわせて、町のPRに努めてまいりたいと考えています。

続きまして、47ページの情報広報関係でございますが、30年度における情報管理体制は、主管課の総務課と協力しながら進めてまいりました。今後も、情報セキュリティ体制の強化に向け、安全なシステムの構築に努めてまいります。

また、FMとうみへの放送委託事業につきましては、地域に密着した情報発信手段であることから、町のホームページ、フェイスブックとあわせて、特に災害情報の入所先として市民への利用促進を図っていきたいと思います。

続きまして、48ページのケーブルテレビの関係でございます。

30年度末のケーブルテレビの加入者は2,467件、インターネットは677件の加入となっております。高齢化や民間の光回線への移行によりまして加入者は減少傾向にありますが、一方で、立岩分譲住宅地での住宅が完成したこともあり、19件の新規加入がございました。

平成30年度は、総務省補助事業のケーブルテレビネットワーク光化促進事業が採択されたことにより、老朽化していた伝送路網の123キロメートルの光ファイバーケーブルの敷設と、テレビ送受信センター機器の設置工事を実施いたしました。現在は、町内各戸の宅内への個別聞き込み工事と、インターネットの光回線への移行工事を実施しているところでございます。これによりまして、東京オリンピックの前にスーパーハイビジョンのサービスを提供できるめどが立ちつつあります。

また、ケーブルテレビ事業の民営化を進める中で、平成28年度から長和町振興公社へ番組制作の委託を行っておりますが、より安定的なサービスの提供を図るために、国の許認可に問題が生じないよう配慮した上で、委託内容についてケーブルテレビ管理運営審議会での審議とあわせて、委託先となる丸子テレビ放送株式会社との協議を行ってまいりたいと考えています。

情報広報課については、以上でございます。

次に、会計課でございますけれども、申しわけありません、大分飛びますが216ページをお開きいただきたいと思っております。

会計課では、一般会計、特別会計及び一部事務組合関係の出納事務、また財産区も含めた基金管理と運用、有価証券等の管理を行っております。

出納事務では、歳入伝票が1万2,768件、また歳出伝票は2万9,315件の処理を行いました。今後も、規則や法令に従い適切な事務処理を行うとともに、さらに職員への周知を行い、誤りのないよう会計事務を執行してまいりたいと思っております。また、個人番号の漏洩がないよう、十分に注意を払ってまいります。

収納では、平成29年度より開始しましたコンビニ収納等も2年目となりまして、収納率や住民サービスに寄与している様子でございます。

また、情報システムの共同化により委託業者が変更となり、2年が経過いたしました。当初は若干の戸惑いがあったようですが、だんだんと改善されてきているようで、よりよいシステムとなるよう引き続き必要なことは要望し、事務の効率化を図ってまいりたいと思っております。

会計課につきましては以上でございます。

○議長（田村孝浩君） 次に、町民福祉課関係について説明を求めます。

藤田町民福祉課長。

○町民福祉課長（藤田 孝君） それでは、町民福祉課関係をお願いいたします。

町民福祉課は、6係で一般会計と4つの特別会計を担当しております。

白書では、50ページから93ページが一般会計、220ページから231ページが特別会計となっておりますので、よろしく願いをいたします。

最初に、白書50ページからの窓口係の窓口につきまして御説明をさせていただきます。50ページ、よろしいでしょうか。

窓口では、戸籍並びに住民基本台帳事務につきまして、常に迅速・適正な事務処理を行っております。そのために、研修会への参加等により、職員の資質向上に努めております。そのほかに、マイナンバーカード発行関連事務、印鑑登録関連事務等につきましても同様に適正な事務を行っております。

50ページから51ページにかけまして、事業とその成果ということで事務処理状況等を記載しておりますので、ごらんください。

続きまして、53ページでございます。53ページの国民年金関係でございますけど、町は各種の申請書等窓口業務を担当しておりまして、今後も年金事務所――長和町の場合は小諸年金事務所になりますけど、年金事務所と連携し、適正な事務処理と住民の皆様への情報提供に努めてまいります。事業とその成果ということで、被保険者数等を記載しておりますので、ごらんをいただければと思っております。

次に、54ページ、福祉係の福祉の関係でございます。地域福祉課題に対して、公助・自助・共助が機能する地域づくりを行い、笑顔で、健康で笑顔あふれるまちづくり、安心なまちづくりの実現を目指し、さまざまな事業を展開してまいりました。事業とその成果につきましては55ページから62ページまでに記載をしてありますので、ごらんください。

その中で、福祉係が担当しております障害福祉関連施策につきましては、30年度が計画の初年度であった長和町障害者基本計画等に沿って事業の推進をしてまいりました。障害者へのサービス提供状況につきましては、58ページ⑨障害者自立支援給付費から60ページ①2障害者程度区分認定関連事業に記載のとおりでございます。障害のある方の自己決定を尊重しながら、相談支援事業所の担当者が作成する計画書に基づきましてサービスの決定、サービスの提供を図っております。

次に、64ページでございます。高齢者支援係の分野でございますけど、町の高齢化率は30年の2月に初めて40%を超えまして、30年10月1日現在、40.4%という状況でございます。65歳以上の高齢化率等の推移につきましては、64ページの、長和町の高齢者人口の推移をごらんをいただければと思います。

このように高齢化率が上昇している中、高齢者支援係は、高齢者支援の最初の入り口であります、高齢者の総合相談窓口として、高齢者やその家族からの多岐にわたる相談の相談業務に対応しております。65ページからの、事業とその成果の①に相談業務事業に記載をしておりますとおり、30年度の年間相談延べ件数は2,056件という状況になっております。

高齢者支援係に関する事業とその成果については、70ページまで記載をしておりますので、ごらんをいただければと思います。主なものとしましては、67ページから68ページに記載をしております。特に68ページ、高齢者支援係では、介護予防・重度化予防の事業を積極的に実施をしております。65歳以上を対象とした元気アップ教室では延べ1,013人の方が参加、また元気アップ教室参加者の中で運動機能低下のリスクの高い方17名に対して、3カ月、週1回、元気アップ教室の集中コースを実施をしております。その結果、下肢筋力の向上が確認されたり、「日常生活において動作が速くなった」、「階段の上り下りが楽になった」、「何をやるにもおっくうでなくなった」等の感想が参加者から聞かれ、高い評価をいただいております。少しずつではありますけど、介護予防の成果は出てきているのではないかと考えております。

そのほかに、認知症施策を推進してまいりました。30年度の新規事業としましては、70ページでございます、医療や介護保険を受けていない認知症の方、利用をしているが認知症の行動や心理症状等の対応に苦慮している方に対して、認知症サポート医等、専門職によるチームによる支援を開始したところがございます。また、認知症の方やその家族が集える場所ということで、認知症カフェ「あったかカフェ」を開始をしているところがございます。

今後も、地域の関係者が連携し、包括的かつ継続的に必要な支援を行っていく必要があると考えております。

次に、73ページでございます。生活環境の生活環境衛生事業につきましては、空き家、EV充電器、犬、猫、河川水質検査、住宅用太陽光発電システム補助等、上田地域広域連合関連の清浄園、依田窪斎場等、多岐にわたり事業を実施してまいりました。事業とその成果につきましては74ページから76ページにわたり記載をしておりますので、ごらんをください。

なお、上田地域広域連合関連の清浄園につきましては、平成25年7月開催の上田地域広域連合正副連合長会におきまして、し尿等は各市町村が責任より処理をすることが確認をされたことを受け、青木村との合同により30年度から長和町汚泥再生処理センターにより、し尿等の処理を開始をいたしました。

30年度の事業の詳細については、77ページからの清掃・じんかい処理事業の中で掲載をさせていただいております。その77ページからの清掃・じんかい処理事業としましては、一般廃棄物

処理関連事業、不法投棄ボランティア道路清掃、丸子クリーンセンター、生ごみ堆肥化、処理施設、そして今ほど申し上げました30年4月からのし尿等の処理については、汚泥再生センターにて処理を開始し、大きな問題もなく、センターが運用されております。

汚泥再生処理センターについては、81ページにし尿等の処理量、83ページの⑦に施設管理委託費等の事業費を掲載をさせていただきました。その他の事業につきましては、80ページ、83ページに記載をさせていただいております。

次に、84ページからですが、84ページの公園管理事業では、いこいの丘公園、水明の里公園の管理、85ページの花と緑のまちづくり費では、ポケット公園等の花壇整備、道路・河川等の環境整備を実施しました。今後も引き続き適正な管理に努めてまいりたいというふうに思っております。

続きまして、87ページからの防犯、89ページからの交通安全についてですが、今後も警察防犯協会、交通安全協会、地域との連携により、また地域の事情を把握しながら積極的な啓発と必要な対策を行い、安全・安心なまちづくりを目指してまいりたいと思っております。

事業とその成果につきましては、87ページから91ページに記載をさせていただいておりますので、ごらんをいただければと思っております。

次に、92ページ、福祉企業センターですが、心身の理由または世帯の事情等により就業能力・機会が限られている方に、就業の場、技能取得の場として、定員30名に対しまして30年度末で31名の方——定員オーバーしておりますが、法律上、1割の定員の増は認められておりますので、年度末で31名の方に利用をさせていただいております。利用者の内訳等につきましては、(1)の現状と問題点の②をごらんをいただければと思っております。

事業とその成果ですが、取引企業につきましては、役場を含む町内外12社の事業所のお世話になっております。加工収入、これは利用者の賃金になるんですけど、1,161万6,000円で、前年度比で77万9,000円の減額となっております。減額の理由につきましては、取引企業よりの受注量の減に伴うものでございます。30年度加工収入、利用者、賃金等の詳細につきましては93ページをごらんください。そこに記載のとおりでございます。

福祉企業センターでは、ここ何年か、障害をお持ちの方の利用者がふえております。30年度末現在18名となっており、個別の支援計画を作成するなど、障害をお持ちの方への支援の充実も図ってまいりました。今後も、利用者ができる仕事を安定的に確保することが課題となりますが、引き続き、利用者の立場に立った事業運営に心がけてまいりたいと思っております。

次に、特別会計に移らさせていただきます。

220ページになります。——よろしいでしょうか。

最初に、国民健康保険特別会計ですが、30年4月から国民健康保険制度の改正に伴いまして、県の財政——県も、財政運営の責任主体に加わり、国民健康保険を運営することとなった1年でございます。

事業とその成果につきましては、220ページから223ページの各表をごらんください。

221ページの①の被保険者の加入状況でございますが、ウの年度別推移でもわかりますように、国保加入世帯、被保険者数とも年々減少傾向にあります。やはり、これは、人口減少と年齢到達によります後期高齢者医療への移行の影響であると考えられます。

222ページからの医療費の、②の医療費の状況を見ますと、給付費全体での伸び率は前年度比で105.77%で、5億6,700万円余となっております。

今後についてですが、今後も国・県等の関係機関からの情報収集に努め、町民の皆様への情報提供を行いながら適正な事務処理を行っていきたいと思っております。また、国保納付金につきまして、毎年、納付金の算定を行い、県より納付金額及び標準保険料率が示されることから、納付金を確実に納められるよう、また県統一保険料を見据えて国保税の税率等について検討していく必要があるというふうに考えております。

225ページですけど、国民健康保険歯科診療所事業特別会計でございます。30年度の患者数882人、診療報酬851万5,000円余という状況です。患者数につきましては年々減少しておりますが、地域医療の重要な拠点となっておりますので、今後も長門歯科診療所と連携を図りながら適正な運営を図ってまいりたいと思っております。

227ページからの後期高齢医療特別会計でございます。町は、保険料の徴収、各種申請書や届け出の受け付け等、長野県後期高齢者医療医療広域連合への橋渡し役として役割を担っているところでございます。保険料の徴収率についても非常に高い収納率を維持しており、今後も広域連合と連携をとりながら適正な事務を図ってまいりたいというふうに思っております。

最後になりますけど、229ページの介護保険特別会計でございます。

介護保険制度は、制度創設以来、広く住民の方に浸透し、サービスも充実し、高齢者やその家族の安心を支える仕組みとして定着をいたしました。また、30年度は第7期介護保険事業計画の初年度ということでした。

事業とその成果ということで、介護保険の認定者数は要支援が147名、要介護が425名で合計572名で、前年度と比較をいたしますと1名の減となっております。

認定者の推移につきましては、229ページ、認定数一覧をごらんください。

介護保険給付費につきましては、230ページをごらんいただき、平成29年度、前年度より4,239万円余りの増となっております。総額で9億3,872万5,000円余という状況でございます。特に、施設介護サービスについては、対前年度比111.7%の伸びで、約3,700万円余りの増額となっており、保険給付費全体の増額の一つの要因となっているのではないかとこのように考えております。

今後も介護保険特別会計の安定運営を図るため、今後も、保険料や保険料負担構成比、構成比率の検討を含めた対応を行ってまいりたいというふうに考えております。

早口で申しわけございません。以上が町民福祉課の関係となります。

以上です。

○議長（田村孝浩君） 次に、こども健康推進課関係について説明を求めます。

長井こども健康推進課長。

○こども健康推進課長（長井 剛君） それでは、私のほうから、こども健康推進課の主要事業実績につきまして概要を御説明をいたします。

白書につきましては94ページからになります。ごらんいただきたいと思います。

最初に、保育園関係でございます。

表となっておりますが、現状ということで、ゼロ歳児から5歳児までの園児数の実績となります。年度末における保育園、和田保育園の園児数は上段ですが26人、ながと保育園は下段になります116人、合計で142人の園児をお預かりをしたところでございます。

続きまして、95ページには、平成24年度から30年度までの園児数の推移を載せてございます。

続きまして、96ページの中段になります。事業とその成果ということですが、保育料、まず保育料につきましては、現年度分の収入済み額1,776万1,600円、また過年度分で19万2,600円、未納額は11万6,200円でございます。過年度分の未納額につきましては、前年度より1万8,000円の減となっております。これにつきましては、引き続き税務係とも連携をとりながら、徴収に努めてまいります。

次に、96ページの下段から101ページにかけてでございますが、保育時間別の利用状況、それから保育園の行事活動、施設の状況、課題、今後の対策、運営等について記載をしておりますので、ごらんいただきたいと思います。

基本教育のほかに早朝保育、夕方保育、一時保育、希望保育などの保育体制の活用をいただきまして、子育てと仕事の両立や、ゆとりを持って子育てができるように、希望される時間に合わせて支援を進めておるところでございます。

次に、子育て支援関係について申し上げます。

102ページをお開きをいただきたいと思います。

最初に、現状と問題点ですが、開設から5年目を迎えました子育て支援センターにつきましては、環境整備も進みまして、多くの皆様に御利用をいただいております。開所日が平日であるため、勤務により利用できない方のために、月1回土曜日の午前中に開所をしまして、利用者の利便性を図りました。親同士、子供同士、親と子が接する交流の場として、利用している皆様方に大変喜ばれております。

続きまして、事業とその成果ですが、平成30年度の児童手当の支給総額でございます。103ページの上段の表の下に記載をしておりますが、6,859万円ということになっております。

子育て支援センターの相談件数、利用状況、講座等につきましては103ページから105ページに記載のとおりとなっております。平成30年度の利用者は月平均で661人、前年度に比べま

して28人の増ということになりました。

続きまして、106ページをごらんをいただきたいと思います。子育て支援事業ですが、平成30年度では、令和2年度から始まります第2期子ども・子育て支援事業計画策定に伴うニーズ調査を実施をいたしました。

次に、地方創生事業関係ですが、子育て応援ごみ袋支給事業、子育て応援給付金の支給を行いました。実績につきましては、107ページにかけて記載のとおりでございます。今後の対策につきましては、記載のとおりでございます。

次、最後になりますけれども、健康づくり関係でございます。

108ページからとなります。

まず、現状と問題点ですが、健康で充実した人生を送るため、自分の健康は自分でつくるという意識の向上が大切であり、子供のころから健康に対する関心を高めるために、生涯を通じた健康づくりを地域全体で取り組んでいけるよう努めております。近年、子育て家庭を取り巻く環境が大きく変化している中、虐待防止の面では関係機関と連携を密にし、その防止に取り組んでおるところでございます。

平成30年度の特定健診受診率につきましては、110ページの表にも記載のとおりで41.6%ということになりまして、県平均を2%下回っております。町では、保険者努力支援制度の1つとして、昨年度から国保健康ポイント事業を実施しており、今後、健診などでの本事業の周知に力を入れながら、受診率の向上を目指してまいりたいというふうに考えております。

各事業の実績とその成果及び広域行政への負担につきましては、112ページから記載をしておりますので、ごらんをいただきたいと思います。

最後に、119ページでございます。

今後の対策ということで、平成28年度に「こども健康推進課」が設置をされ、妊娠期からの切れ間ない子育て支援の窓口が一本化され、住民にとって相談窓口がわかりやすく、職員間の連携もとりやすくなりました。子育て支援係、子育て支援センター、ながと・和田、両保育園等との連携をとり、長和町で子育てをしてよかったと思ってもらえるよう子育て支援を行うとともに、健診の受診勧奨、そして各種健康教室及び相談地区組織活動等を通しまして、町民の健康状態・状況をしっかりと把握し、住民とともに、生活習慣の改善に取り組んでまいります。

以上、こども健康推進課の説明を終わらせていただきます。

○議長（田村孝浩君） 次に、産業振興課関係について説明を求めます。

藤田産業振興課長。

○産業振興課長（藤田健司君） それでは、産業振興課関係事業につきまして御説明を申し上げます。

最初に、農政係でございますが、白書は120ページからとなります。

主だった事項のみ申し上げますけれども、まず、当町の基幹作物でございます。出納小麦、大豆、

そばということをございまして、米の生産調整や経営所得安定対策によります転作田への作付が多くなってきているという傾向にございます。また、JAが推奨いたしますところのブロッコリー、ミニトマト、アスパラガスの生産も増加している傾向にございます。

地域農業では、農業者の高齢化や後継者不足などによりまして、農業離れが進んでございます。山間傾斜地を中心に遊休荒廃地が増加しておるわけにございますけれども、地域農業の未来図、未来の設計図にございます「人・農地プラン」に基づきまして、集落営農の組織化や担い手農家の支援、育成を行い、地域ぐるみで営農を補完し合う体制づくりを推進している状況にございます。

また、黒耀ワインプロジェクト関係にございます。研修生2名がワインブドウ研修を実施いたしまして、平成29年度より和田・日向地区の遊休農地約4.7ヘクタールにワイン用ブドウの栽培を開始しておることから、遊休農地の解消及び新規就農者の参入に期待をしているところにございます。

事業概要につきましては、123ページ下段の②のアにございます。平成30年度、米の生産上限目標1,421トンにつきまして、転作等による生産者の御理解と御協力によりまして達成をすることができました。この経営所得安定対策につきましては、92件の認定農業者、集落営農組織販売農家に国から6,383万円の交付金が直接交付されたところにございます。

次の124ページにございます。④であります。中山間地域直接支払事業につきましては、12集落に2,240万円が交付されまして、115ヘクタールの中山間農用地を守る取り組みが行われたわけにございます。

127ページのほうをお願いします。東京農業大学の山村再生プロジェクト事業にございます。機能性健康食品にございますキノア、エゴマ、ヤマランサスなど、この地域で栽培ができて、特産物となり得る農産物の試験栽培や農産物加工によります特産品の開発、地域や町との意見交換などを行っております。

また、129ページであります。⑨番であります。その他農政補助金関係につきましては、地域の活性化と地域農業の継続のために、JA及び生産部会が実施する農業振興事業への補助を行ってございます。

133ページ、お願いいたします。(3)今後の対策といたしましては、優良農地については、中間管理機構を介して、認定農業者等への担い手への集約が促進するように推進してまいりたいと考えてございます。また、地域農業を担う「人・農地プラン」の経営体や認定農業者の支援、育成を行い、農業経営の安定化を図ってまいりたいと考えてございます。

なお、平成30年度より国は生産目標数値の配分を廃止いたしまして、生産受給者や集荷業者、団体が需要に応じた生産を行うこととなっております。長野県といたしましては、主要主食用米の需要に見合った適正生産に向けまして、各地区協議会に対しまして、全国的な需要動向等を踏まえた、いわゆる生産数量目安値を提示することとなっております。町の農業再生協議会におきましても、県の目安値を踏まえて、各農業者に対しまして目安値を提示し、需要に応じた適正生

産を行うようにということでしたしておりますのでございます。

次に、特産品開発の関係でございます。白書につきましては135ページからとなります。

最初に、グリーンツーリズム事業であります。平成28年度より、まち・ひと・しごと創生総合戦略に基づく「ふるさと創生コミュニティ事業」に取り組み始めてございます。今後につきましては、都市農村交流にかかわる事業者及び体験施設間の連携を深めるなど、地域の活性化に資する「ふるさと創生コミュニティ事業」と地域おこし協力隊が主となりまして、地域の実情に合った体制を構築し取り組んでまいりたいと考えておりますのでございます。

136ページからとなります。農産物直売所事業でございますけれども、大型農産物直売所につきまして、道の駅エリア活性化推進委員会において設計請負業者を選定を行い、基本設計並びに実施設計に着手し、あわせてソフト面の整備を図っていくことになってございます。今後であります。地域の活性化に資することはもとより、町の拠点となる施設として、道の駅エリアの中核を成す施設として整備を図るべく、関係する諸機関、団体等と緊密なる連携をし、取り組みを強化をしてまいりたいと考えておりますのでございます。

次に、140ページのほうをお願いしたいと思います。

特産品販売促進事業でございます。平成28年度から一般公募によりますキャンペーン隊を組織いたしまして、各種物販販売並びにキャンペーン、積極的に参加してしておりますのでございます。これの効果検証を行いつつ、知名度の向上と観光及び特産品の販売促進を目的といたしまして、今後につきましても積極的に各種事業に取り組んでまいりたいと考えておりますのでございます。

また、情報館に奨励品の展示販売施設としての「とびっ蔵」を整備し、平成29年3月より営業を開始してしておりますのでございます。町の特産品である長和町の奨励品の販売促進と道の駅の活性化に寄与できるように努めてまいりたいと考えてございます。

144ページであります。

黒耀ワインブドウのプロジェクトの関係であります。28年4月に黒耀ワインプロジェクト委員会を立ち上げまして、地方創生推進交付金を活用いたしまして事業を開始してしておりますのでございます。

ワインブドウの生産者2名によりますところの2年間にわたります研修を行い、認定農業者となり、この4月から就農することができました。今後につきましても、収入や圃場の確保、ワインブドウの生産者としての人材育成、ワインPRイベント等の実施によりまして、ブドウの生産並びにワインに関する事業が町の新たな産業となるよう努めてまいりたいと考えておりますのでございます。

次に、林務関係のございます。白書の146ページをお願いいたします。

(1)の現状と問題点でございますけれども、③の獣害対策においては、ニホンジカ等の駆除を実施し、農作物被害は減少傾向にありますが、駆除従事者の高齢化も深刻な状況にあるわけでありまして、新規従事者の確保が課題となっている状況でございます。

④であります、松くい虫の防除事業につきましては、標高の高い場所での伐倒・薫蒸処理にあわせまして、標高の低い場所での樹種転換事業に取り組んでおる状況でございますが、最大の効果を得られていないのが実情でございますので、今後につきましても、これらの事業が中心となってくると考えておるところでございます。

次に、(2)事業のその成果ですが、①であります有害鳥獣駆除対策事業といたしまして、ニホンジカとイノシシを合わせまして、前年度比で164頭減ではございますが866頭を捕獲し、1,621万円を交付してございます。

また、④の松くい虫防除事業では、705立方メートルの伐倒・薫蒸処理を実施いたしております。

次に、147ページからでございますが、①3でございます。林道施設の災害復旧でございますが、昨年7月の大雨によりまして、路肩の崩落被害によりまして2カ所で83万円ほどの災害復旧事業を行ったところでございます。

(3)の今後の対策でございますが、148ページであります⑤松くい虫防除につきましては、大門地区、和田地区におきましても被害が広がり始めておる状況でございます。補助事業を活用いたしまして、引き続き被害木の早期発見、早期伐倒を実施してまいりたいと考えてございます。また、被害の深刻な古町地区を中心に、山林所有者及び周辺住民の同意を得まして、新規に樹種転換事業を進めておるわけでございますけれども、ほかの地区での取り組みも研究してまいりたいと考えておるところでございます。

次に、商工観光係の関係でございますけれども、白書の150ページからとなりますので、ごらんください。

まず、商工振興事業であります、事業とその成果の制度資金利子利子給付事業につきまして、77件の実施事業所がございまして、549万円余りを助成いたしております。

151ページ中段でございますが、地域いきいき券事業につきましては、平成30年度発行額につきましては2億5,594万円、2.5%の町の補助金といたしまして639万円余りを交付いたしております。この制度につきましては、住民の皆様にも広く浸透いたしまして、利用者も多く、地域経済に大きな役割を果たしているというところと考えているところでございます。

また、152ページ下段に記載してございますけれども、平成25年度から補助事業でございます中小企業者等販路拡大事業補助といたしまして、3社に対しまして22万円の補助金を交付を行ったところのことでございます。また、町内企業の情報発信の充実と販路拡大並びに就職希望者への情報発信を、ツールを充実させるということで、商工会に30万円の補助金を交付いたしてございます。

次に、154ページからとなります。観光協会と連携した事業でございますが、美ヶ原トレイルランinながわでございます。第8回目となった大会につきましては、1,335名の参加をいただきまして、盛大に開催されることとなりました。こうした参加者のうち、延べでございますが8

52泊の利用をいただいて、グリーンシーズン中の宿泊イベントとして定着してきているという状況でございます。

最後になりますが、156ページ以降でございます。温泉、スキー場関係でございます。老朽化したポンプの入れかえ工事2件に伴う事業費でございます1,190万円を支出したほか、指定管理施設等におきますところの各種工事等へ支払いを行い、適正な管理に努めてまいりました。

産業振興課の関係につきましては、以上でございます。

○議長（田村孝浩君） 次に、建設水道課、建設耕地及び上下水道係関係について説明を求めます。龍野建設水道課長。

○建設水道課長（龍野正広君） それでは、建設水道課の主要事業について、私からは建設耕地・上下水道関係の説明を申し上げます。

白書の158ページをごらんいただきたいと思います。

道路・河川等の改良については、国の交付金事業を活用し、町道古町長久保線など2路線の工事を実施と、長寿命化において2橋の補修工事を行いました。災害復旧工事では、大きな災害はなかったものの、入大門地区を初めとして6カ所の復旧工事を行いました。単独事業としては、町道牛首線排水――濟いませぬ。「放水」の字を、濟いませぬ、削除お願いします。――水路改良工事ほか1カ所の工事を行いました。維持修繕工事では、町道舗装修繕工事、側溝修繕工事など51カ所の工事を実施しております。

161ページからの建設事務所河川関係事業でございますが、道の駅ながとの測量業務を初めとして34カ所の工事が行われました。

耕地関係では、165ページでございますが、災害復旧工事で、和田コミュニティセンター前農業用水路流末復旧工事ほか15カ所の復旧工事を行い、工事関係では、電源立地地域対策交付金下町地区水路改修工事を初め27カ所の水路改修工事を行いました。

多面的機能支払事業では、12組織に、協定農用地面積453ヘクタールで3,324万7,996円を交付いたしました。

167ページの土地開発公社につきましては、公有財産購入費と公社利子補助の予算計上のみであります。

次に、飛びますが、233ページへお願いいたします。

ここからは特別会計になります。

最初に、特定環境保全公共下水道事業特別会計について説明します。

維持管理業者の適切な管理により、処理水質は良好にたもたれていますが、長門水処理センターの機械類は経年劣化により、長寿命化計画に基づき、全施設備機器の再構築更新工事を、平成30年より2カ年で工事をして補助事業を活用し、着工いたしました。竣工予定は令和2年3月31日でございます。

次に、簡易排水施設特別会計でございます。236ページでございます。

小茂ヶ谷排水施設においては、浄化槽の規模に対して流入水量が著しく少ないことが、安定処理のための課題となっています。一方、滝ノ沢においては、ほぼ適正な流入量かつ安定的な放流水質が維持できています。また、合併浄化処理装置事業補助金につきましては、5人槽が4基設置されました。

続きまして、白書は244ページをごらんください。上水道事業会計でございます。

平成29年度に企業会計に移行し、初年度から赤字決算となり、累積赤字に陥らないよう平成30年度には水道料金の過年度滞納整理の徹底、費用においては工事費を必要最低限に抑えた結果、わずかながらではあるが黒字決算となった。給水人口の減少、節水機器の給湯により、料金収入は年々減少傾向にあることに加え、平成30年度に起債元利償還金がピークを迎えることで料金改定は避けられない状況で、予定どおり平成31年4月1日に改定を行いました。

現年度分の収入は、1億5,054万7,521円の調定額に対し、収入額は1億2,793万8,165円となり、収入率が84.98%であった。過年度分について、4,586万7,064円の調定額に対し、収入額は2,128万7,540円となり、収納率が46.41%であります。今後ともに収納率を上げる努力をまいります。

続きまして、246ページでございますが、今後の対策で、平成31年に料金改定を実施し、経営の健全化を図り、今後は改定を複数年に分け、4年に1回の改定を行うことで、住民にかかる負担の軽減を努めてまいります。

私からは以上であります。

○議長（田村孝浩君） 次に、建設水道課別荘係関係について説明を求めます。

上野建設水道課専門幹。

○建設水道課専門幹（上野公一君） それでは、引き続き、観光施設事業特別会計について御説明を申し上げます。

白書は、少しお戻りをいただいて237ページからをごらんください。――よろしいでしょうか。

学者村の別荘の管理事務所を、町内4カ所にある町営別荘地全体を把握する総合管理センターと位置づけをしてから、丸2年が経過をいたしました。役場職員もそちらに常駐する中で、オーナー様への対応の迅速化、管理人との連携強化による別荘地内の景観を初めとする環境の改善など、事務処理と管理業務の一元化による効果が出始めております。

特に30年度におきましては、懸案でありました町営別荘地経営委員会の発足により4回の委員会を開催し、町長公約であります町全体の別荘地マスタープランの策定にも、財産区の説明、アンケートに向けた準備等、策定に向けた順に着手をいたしました。

今後も、町営別荘地が将来にわたって適正に維持され、オーナー様にとって、より快適な別荘地となるような管理、運営体制の確立を目指してまいります。

事業とその成果につきましては238ページ、今後の対策につきましては240ページからをご

らんいただきたいと思ひます。

以上で、建設水道課別荘係に係る説明を終了させていただきます。

○議長（田村孝浩君） 次に、教育課関係について説明を求めます。

宮阪教育課長。

○教育課長（宮阪和幸君） それでは、教育課関係について説明のほうをさせていただきます。

白書の168ページからになりますので、よろしくお願ひいたします。

最初に、教育委員会事務局の関係ですが、高等学校などの通学費に係る費用の保護者の負担軽減のために実施しています高等学校通学費等補助、これを引き続き実施させていただいております。支給基準につきましては、169ページの表のとおりとなっておりますので、またごらんいただきたいと思ひます。平成30年度の補助の助成件数につきましては、全部で137人、総支給額は約1,050万円となっております。

続きまして、奨学金の関係です。奨学金の貸し付けにつきましては、高等学校、高等専門学校の生徒は月額2万5,000円、大学、短期大学、専修学校の学生につきましては月額4万円を無利子で貸し付けているところであります。平成30年度におきましては、3名の方へ貸し付けを決定しております。

続きまして、170ページをお願ひいたします。

平成30年度から、小中学校の給食費の無償化を実施しました。これは、町内に住所がある児童生徒の給食費を無償化するもので、長門小学校、和田小学校へ通う児童、あと依田窪南部中学校へ通う生徒の給食費を徴収しないというものであります。

依田窪南部中学校につきましては、給食費の相当分を中学校組合の負担金として支出をしております。また、町外の小中学校へ通う児童生徒につきましては、年度末に給食費の金額が確定次第、保護者に対して助成のほうを行っております。

小中学校の給食費無償化に伴う支出、給食材料費分ということになりますが、小学校が293名分で約1,650万円、中学校が134名分で約473万円となっております。また、町外の小中学校へ通う児童生徒の関係につきましては、5名分で約36万円となっております。

次に、小学校の関係ですが、172ページからお願ひいたします。

最初に、長門小学校の関係です。学校教育目標であります「人を尊重し、自主的で気力に満ちた児童」の育成や、「つよく、かしこく、あたたかく」、この教育目標をもとにして学校運営のほうが行われております。平成30年度の児童数は180名で、ここ数年、児童数の推移はほぼ横ばいの状態となっております。

次に、和田小学校ですが、和田小学校につきましては、「山深く、水また清く人和して生命たゆげし和田小学校」、この校訓のもと、「なかよくかしこくたくましく」を教育目標としまして学校運営が行われました。平成30年度の児童数は65名でありまして、ここ数年、児童数が減少している傾向にあります。

次に、中学校の関係をお願いいたします。182ページになります。

新生依田窪南部中学校が発足しまして、2年が経過しました。学校の教育目標であります「ち・とく・たいの調和がとれ、自立した生徒の育成」、これをもとに、生徒たちは毎日の生活を明るく送ることができております。また、学校行事や地域連携に向けて依田窪南部中学校のスタイルが確立しつつありまして、地域と協力した活動に多く取り組むことができております。生徒数は221名となっております。今後の生徒数につきましては、ほぼ横ばい状態で推移していく見込みであります。

次に、文化財の関係をお願いいたします。193ページからになります。

最初に、黒耀石と原産地遺跡群の関係です。昨年の5月に、長和町を含む長野県8市町村、あと山梨県の6市、この合計14市町村で「星降る中部高地の縄文世界」ということで日本遺産のほうに認定されております。これを受けまして、日本遺産認定市町村などで組織されました甲信縄文文化発信・活性化協議会、これが発足しまして、各種事業のほうを推進しております。

町としましても、長野県の地域発元気づくり支援金事業、これを活用いたしまして、町内に懸垂幕や看板の設置、ポスター、パンフレットの作製、日本遺産認定記念コンサートの開催などの事業を実施しまして、日本遺産認定につかまして周知、広報などに努めさせていただきました。

黒耀石原産地遺跡群の関係ですが、黒耀石サマーフェスティバルの中のイベントとして開催しました第14回の「黒耀石のふるさと祭り」では、星糞峠黒耀石原産地遺跡の説明会の開催などを行いまして、延べ約1,100名の皆さんに参加していただいております。

次に、歴史遺産を生かした国際交流事業の関係です。

青少年海外派遣交流事業を実施いたしまして、長和町の青少年黒耀石大使の高校生8名の皆さんがイギリスのセットフォードなどを訪問しまして、石器づくりのワークショップ、ティーンエイジヒストリークラブの皆さんとの交流のほか、町としましては初めての取り組みとなりますホームステイのほうを実施させていただいております。

昨年の10月には、イギリスのティーンエイジヒストリークラブの皆さんが町を訪れまして、黒耀石大使と一緒に、長野県県立歴史館で行われました石器づくりのワークショップや国際交流子どもサミットに参加するなどして、交流のほうを一層深めることができました。国際交流子どもサミットには、依田窪南部中学校の2年生のほうにも参加をしていただきまして、意見交換などを行っております。

続きまして、宿場の関係です。

中山道、和田宿、長久保宿の関係ですが、中山道の道筋や沿道の歴史遺産と長久保宿、和田宿の町並みを良好な形で後世に残すために、中山道整備活用基本計画、これに基づきまして各種事業を進めております。

198ページから199ページにかけて、文化財関連施設の入館者と推移などを記載させていただきましたので、後ほどまたごらんいただければと思います。

次に、社会教育の関係をお願いいたします。200ページからになります。

社会教育関係の大きなイベントとしましては、まず最初に、総合文化祭の開催があります。総合文化祭につきましては、昨年は11月の3日と4日の2日間、長門町民体育館のほうで開催させていただいております。

展示作品につきましては、書道ほか、いろいろな作品の展示をいただきまして、前回の文化祭におきましては初めてとなりますが女子美術大学の皆さんの出展など、個人と団体合わせて約400点、このほかに、保育園や小学校から約250点に上る作品を出展していただいております。また、文化祭で行われております芸能発表につきましては、250人に上る個人、グループの方による発表のほうが大盛況に行われております。

あと、町を挙げての大きなイベントであります町民運動会の関係ですが、昨年は、台風の接近による影響などを考慮して、中止とさせていただいております。

町民運動会につきましては、住民の皆様の交流を深める貴重な場でありますので、これからもより多くの皆さんに参加していただけるような競技種目や催し物等を、スポーツ推進委員の皆さんなどと研究・検討をしていきたいと考えております。

このほかに、公民館の関係講座としまして、16の講座を開きまして、約320人、この皆様いろいろな教室に参加のほうをしていただいております。これからも住民の皆さんが豊かな人生を送ることができるよう、いろいろな生涯学習の場を提供していきたいと考えております。開催した講座の一覧につきましては、201ページから202ページに掲載させていただきましたので、これも後ほどごらんいただければと思います。

次に、社会体育の関係ですが、社会体育につきましては、各種スポーツ教室とか大会など開催のほうをさせていただいております。教室・大会の開催実績につきましては、202ページから203ページに掲載させていただいておりますので、こちらのほうも後ほどごらんいただければと思います。

あと、工事の関係につきましては、和田のB&G海洋センタープール、この上屋膜体の取りかえ修繕工事、あと同じプールの通路のブロックの改修工事のほうを、B&G財団の助成金と町の基金を活用して実施のほうをさせていただいております。

次に、児童館の関係をお願いいたします。205ページからになりますので、よろしくをお願いいたします。

30年度の児童クラブの登録者数ですが、長門児童クラブが66人、和田児童クラブが15人となっております。年間で延べ1万3,700人ほどの皆様に利用をいただいております。利用実績につきましては、206ページのほうに掲載させていただいておりますので、またごらんいただければと思います。

次に、隣保館人権教育の関係ですが、208ページからになります。

人権問題をみずからの問題として真剣に考え、人権が尊重される社会の実現のため、さまざまな

場を通じて人権教育とか人権啓発を中心にした施策のほうを実施しております。

昨年12月6日に開催しました、差別をなくす町民集会におきましては、松本サリン事件の第一通報者であります河野義行さんを講師にお招きしまして、「報道と人権」と題した講演を行っていただいております。約250名という大勢の皆様に参加していただくことができました。

また、昨年の11月10日ですが、ふれあい館祭りのほうを開催させていただいております。さまざまな人が集い、触れ合う機会を提供することにより、人権問題の啓発と体験などを通して交流を図る、これを目的に開催しているものでありますが、こちらのふれあい館祭りのほうも約300人という大勢の皆様にご来場のほうをいただいております。

これらのほかにも、いろいろな研修会とか講座を開催させていただいておりますが、研修会・講座の内容につきましては、209ページから210ページに記載させていただきましたので、こちらのほうもごらんいただきたいと思います。

次に、図書館の関係をお願いいたします。212ページからになります。

上田地域図書館情報ネットワーク構成図書館、通称エコールと呼ばれているものがありますが、ここに加盟しておりまして、自館分を含めまして総蔵書数、これが約95万9,000冊、この図書を相互に貸し借りできるようになっております。違った自治体間による図書の貸し出し、貸し借りを、このネットワークの利点を生かしながら、エコール共通図書カード、これを利用することによって、いつでも、どこでも、誰にでもを目指した図書館サービスを引き続き実施しているところがあります。

長門図書館とエコールの利用実績につきましては、214ページに掲載させていただいておりますので、こちらのほうも後ほどごらんいただきたいと思います。

続きまして、特別会計をお願いいたします。白書の232ページをお願いいたします。

教育委員会の関係の特別会計につきましては、同和地区住宅新築資金等貸付特別会計、これが所管となっております。この会計につきましては、全ての貸付事業のほうを終了しておりまして、債務者からの償還金が主な会計となっております。一部の債務者の方などを除いて、償還金については既に返済期間を超えておりまして、債務者本人の死亡または自己破産などによりまして月々の償還が返済困難な状況にいる方がいる、これが課題となっております。

借入金の償還契約に基づきまして、月々の償還が困難な方につきましては、分割返済等、働きかけのをしているところでもあります。これからも、これらの返済がちょっと難しい方につきましては、継続して納入のほうを促していきたいと考えております。

以上、教育課関係の決算について説明させていただきました。

○議長（田村孝浩君） 次に、議会事務局について説明を求めます。

中原事務局長。

○事務局長（中原良雄君） それでは、議会の関係であります。白書217ページをお願いいたします。

最初に、議会の関係であります。

平成28年度より検討されてきました長和町議会基本条例が、9月定例会において議決され、10月より施行されました。

218ページの今後の対策に記載してございますが、議会基本条例が制定されたことにより、基本条例にある目的及び議会の活動原則に基づき議会活動を行うとともに、議会が持つ責務と使命が実現できるために、議会事務局としての役割を果たしてまいりたいと考えているところであります。

217ページに戻りますが、事業とその成果であります。

まず、定例会・臨時会の開催であります。昨年度は定例会が4回、臨時会を1回開催しております。

審議された案件につきましては、平成30年中、合計137件でございます。

次に、他市町村議会との研修会でございますが、10月に開催いたしました青木村議会との研修会、また1月に開催いたしました立科町議会との研修会につきましては、長和町が当番ということで、企画実施したものであります。

その他の研修等につきましては、白書のとおりでございますが、いずれの研修会・交流会につきましても非常に有意義であったと考えております。

白書218ページであります。視察研修の実施であります。社会文教常任委員会は滋賀県へ、総務経済常任委員会は福島県へ、白書にあります内容で視察研修を実施いたしました。

また、昨年10月4日に、町民と議会との懇談会を開催いたしました。長久保地区対象ということであり、39名の方に御参加いただきました。

続きまして、白書は219ページでございますが、監査の関係でございます。

(2)番、事業とその成果でございますが、例月出納検査につきましては毎月実施しております。

平成29年度、実施事業現場監査は7月12日、決算審査につきましては7月27日から8月1日までの5日間実施いたしました。その他の調査、監査としまして基本財産監査、収納状況調査、基金管理状況調査、指定管理委託監査を行っております。

以上でございます。

○議長（田村孝浩君） 以上で、各課の説明を終わりにいたします。

ここで1時10分まで昼食のため休憩といたします。

休 憩 午後 0時07分

---

再 開 午後 1時10分

○議長（田村孝浩君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

基金運用報告、決算概要説明及び各課の主要事業の実績についての質疑を行います。

なお、今定例会に上程された平成30年度決算認定案、条例案、令和元年度補正予算案につきましては、全て委員会への付託を予定しておりますので、詳細な質疑については、後刻、所管する担

当委員に委ねていただき、総括的・大綱的なものについての質疑をお願いいたします。

質疑ございますか。

(「なし」の声あり)

○議長(田村孝浩君) 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

次に、日程第31 報告第22及び日程第32 報告第23号は関連がありますので、一括して議題とします。

報告第22号 平成30年度健全化判断比率について及び報告第23号 平成30年度資金不足比率について報告を求めます。

藤田企画財政課長。

○企画財政課長(藤田仁史君) それでは、健全化判断比率及び資金不足比率につきまして、あわせて御説明をさせていただきます。

議案書の21の1ページをお願いいたします。

報告第22号 平成30年度健全化判断比率についてでございます。

1ページおめくりいただきまして、21の2ページをごらんください。地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により御報告をさせていただきます。

4つの指標のうち、実質赤字比率及び連結実質赤字比率につきましては、赤字でないため、健全ということでございます。

次に、実質公債費比率でございますが、平成28年度から30年度の決算に基づく3カ年平均で10.6%となり、前年度の10.0%から0.6ポイント増加しているという状況でございます。このことから、起債の借り入れ等につきましては地方交付税措置のある有利な起債の借り入れに努めるなど、実質公債費比率上昇の抑制に努めてまいりたいと考えております。

次に、将来負担比率についてでございますが、将来負担比率は34.3%となり、前年度の27.2%から、こちらも7.2ポイントの増加ということございました。これは、将来負担比率算定に用いる際の将来負担額に対する充当可能基金の減少などが主な要因となっております。

実質公債費比率、将来負担比率ともに、前年度と比較して若干上昇しておりますが、表下段の括弧内に記載のある自主的な改善努力により、財政健全化を図る早期健全化基準をクリアしておりますので、平成30年度決算は全て健全な状況になるということでございます。

次に、22の1ページをお願いいたします。

報告第23号 平成30年度資金不足比率についてでございます。

1枚おめくりいただきまして、22の2ページをごらんください。地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により御報告をするものでございます。

資金不足比率は、公営企業の経営状況の深刻度を示すもので、経営健全化基準は20%と定められておりますが、当町の公営企業会計では資金不足はないという結果でございます。

御報告につきましては、以上です。

○議長（田村孝浩君） ここで、平成30年度健全化判断比率及び平成30年度資金不足比率の審査報告について、名倉俊城代表監査委員より報告を求めます。

名倉代表監査委員。

○代表監査委員（名倉俊城君） それでは、報告させていただきます。

平成30年度の健全化判断比率及び資金不足比率の内容につきまして、審査した結果、算定の基礎となる事項を記載した書類等、関係書類はいずれも適正に作成されているものと認められましたので、ここに御報告申し上げます。

以上でございます。

○議長（田村孝浩君） 報告を終わります。

次に、日程第34 議案第59号 長和町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定についてから、日程第40 議案第65号 長和町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてまでを、一括して議題とします。

担当課長より概要説明を求めます。

金山総務課長。

○総務課長（金山睦夫君） それでは、議案書の23の1ページをお願いいたします。

議案第59号 長和町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定につきまして、議会の議決をお願いするものでございます。

地方公務員法及び地方自治法の改正により、来年度から会計年度任用職員制度が創設されるため、当町においても必要な条例の新規制定を行うものです。

23の2ページ、目次をごらんください。

主な内容としましては、正職員と同じ勤務時間となりますフルタイム会計年度任用職員の給与関係を第2章で定め、正職員より短い勤務時間となりますパートタイムの会計年度任用職員の給与・費用弁償を第3章、第4章で定めております。

フルタイム会計年度任用職員の給料は、月給として、一般職の給与に関する条例を準用し、適用号俸については規則で定め、任命権者が決定するものであります。手当については、時間外勤務、休日勤務、夜間勤務、宿日直、期末特殊勤務、通勤手当を規定し、いずれも一般職の給与に関する条例を準用することとしております。

パートタイムの会計年度任用職員の給料は、勤務形態による支給としまして、第17条において月給支給の職、上限額を定めております。手当類は、フルタイム会計年度任用職員とほぼ同様に定めるものでございます。

なお、条例の施行日は、令和2年4月1日でございます。

続きまして、議案書の24の1ページをごらんください。

議案第60号 長和町給水条例の一部を改正する条例の制定につきまして、議会の議決をお願い

するものでございます。

消費税及び地方消費税の改定に伴い、給水装置の新設等の場合の分担金を改正するものです。

内容につきましては、議案書の24の3ページ、新旧対照表をごらんください。口径別の分担金について、ごらんのように改正するもので、令和元年10月1日を施行日としております。

次に、議案書の25の1ページをお願いいたします。

議案第61号 長和町公共下水道条例の一部を改正する条例の制定につきまして、議会の議決をお願いするものでございます。

これにつきましても、消費税及び地方消費税の改定に伴い、下水道使用料を改正するものです。

内容につきましては、議案書の25の3ページ、新旧対照表をお開きください。使用料の算定において、100分の8を乗じて得た額を加算としている現行条例を、消費税及び地方消費税額を加算するもので、令和元年10月1日を施行日としております。

次に、議案書の26の1ページをごらんください。

議案第62号 長和町保育園条例の一部を改正する条例の制定につきまして、議会の議決をお願いするものでございます。

議案第62号から65号までの条例の一部改正は、この10月から実施されます幼児教育・保育の無償化の根拠になっております子ども・子育て支援法と関連法令の改正に伴い、関係する条例の一部改正を行うもので、条例の施行日は、いずれも令和元年10月1日としております。

保育園条例の一部改正の内容につきましては、26の3ページをごらんください。

私的契約時、これは保育の必要性の認定を受けずに、保育園と私的に契約して利用される方ですが、この私的契約時の利用料について、今回の無償化の対象外となるため、利用者負担額を別に定めることとするという一部改正となっております。

次に、議案書の27の1ページをごらんください。

議案第63号 長和町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定につきまして、議会の議決をお願いするものでございます。

これにつきましては、法令の改正による用語の整理と条項ずれの改正などのほか、今回の無償化では、今まで保育料に含まれていた副食費、いわゆるおやつ代ですけれども、副食費について、無償化の対象とせず、実費として徴収することとされています。長和町においては、子育て支援の一環として、副食費を徴収しないこととし、副食費の徴収を免除する規定を第13条第4項で定めました。

これにつきましては、新旧対照表27の19ページ中段となりますので、また御確認をお願いしたいと思います。

次に、議案書の28の1ページをごらんください。

議案第64号 長和町保育の必要性の認定に関する条例の一部を改正する条例の制定につきまして、議会の議決をお願いするものでございます。

内容については、新旧対照表 28 の 3 ページをごらんください。法令の改正によりまして、それぞれ下線部分の文言の改正を行うものがございます。

次に、議案書の 29 の 1 ページをお願いいたします。

議案第 65 号 長和町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額等に関する条例の一部を改正する条例の制定につきまして、議会の議決をお願いするものでございます。

内容につきましては、新旧対照表 29 の 3 ページをごらんください。これにつきましても、法令の改正によりまして、下線部分の文言の改正をお願いするものです。

説明は以上です。

○議長（田村孝浩君） 以上で、議案の説明を終わります。

本案に対する質疑を行います。質疑ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（田村孝浩君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

次に、日程第 41 議案第 66 号 令和元年度長和町一般会計補正予算（第 2 号）についてを議題とします。

担当課長より概要説明を求めます。

藤田企画財政課長。

○企画財政課長（藤田仁史君） それでは、よろしくをお願いいたします。

議案書につきましては 30 ページからになります。

1 枚おめくりいただきまして、議案第 66 号 令和元年度長和町一般会計補正予算（第 2 号）で  
ございます。

歳入歳出の補正につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に 8, 106 万円を追加し、総額を歳入歳出それぞれ 61 億 3, 355 万 9, 000 円とするものでございます。

5 ページをごらんください。

地方債の補正につきましては、臨時財政対策債は、発行可能額の確定により 1, 340 万円を減額し、1 億 402 万 4, 000 円となります。

また、一般補助施設整備等事業債につきましては、地方創生事業の車両購入に係る分として、25 万円を増額補正するものでございます。

内容につきましては 11 ページからとなります。

歳入につきましては、地方交付税の普通交付税の確定によりまして、1 億 9, 812 万 5, 000 円の増額補正といたしました。

なお、今年度の普通交付税の額は 24 億 9, 812 万 5, 000 円ということでございます。

国庫支出金では、総務費国庫補助金で道の駅整備関連の地方創生推進交付金 1, 920 万 5, 000 円の増額、児童福祉費補助金 722 万 7, 000 円は、県を経由しての収入となることから、国庫支出金としては減額し、同額を次ページの県補助金で増額補正とさせていただきました。

12ページ中ほどの県補助金の関係でございますが、林業費補助金では、事業費の増額に伴い、補助金も増額補正となっております。

13ページの財政調整基金繰入金は、地方交付税の増額に伴い減額といたしました。

諸支出金の雑入でございますが、今年度、長野県後期高齢者医療広域連合に派遣している職員1名の人件費分を、負担金として970万9,000円の増額補正をするものでございます。

最後に、町債につきましては、先ほど第2表で説明をさせていただいたとおりでございます。

次に、歳出についてでございますけれども、14ページからになります。

各項目に記載されております人件費につきましては、本年度4月の人事異動等により変更があったものの補正をさせていただいております。

18ページをごらんください。

情報管理費では、基幹系サーバーの更新に係る負担金の増額をさせていただきました。

社会福祉費の関係で、20ページになりますが、20ページの福祉施設建設事業に係る既存施設の解体に伴うアスベスト対策として、600万円の増額補正をするものでございます。

続きまして、児童福祉費では、幼児教育無償化に伴うシステム改修委託を国庫補助から県補助に、同額を細節での振り替えということでございます。

22ページの保健衛生費では、未熟児療育医療2人分の経費、乳幼児健診の情報連携のためのシステム改修経費等の補正をさせていただきました。

23ページの環境衛生費でございますが、国庫補助を受けて、自動車充電設備整備の補正を行ったところでございます。

25ページになりますが、地場産業振興費では、道の駅活性化推進事業としまして、販売管理システムの構築、冷凍車の購入などの経費の補正を行いました。

26ページの林業振興費では、松くい虫防除に930万円、有害鳥獣駆除対策に1,240万2,000円等の増額補正を行いました。

28ページになりますけれども、28ページの土木費に関しましては、緊急に対応すべき修繕工事などの補正を行ったところでございます。

続きまして、教育費の関係になりますが、31ページでございますけれども、地区公民館費ですかね、地区公民館修繕、古町公民館等のアスベスト調査、歴史的景観形成の補助金などの経費を補正させていただいたところでございます。

最後に、32ページになりますけれども、災害復旧費でございます。5月の大雨により被害を受けた畦畔の修繕に係る経費297万円を計上させていただきました。

詳細につきましては、委員会審議において各担当から御説明申し上げますので、よろしく願いいたします。

○議長（田村孝浩君） 以上で、議案の説明を終わります。

本案に対する質疑を行います。質疑ございますか。

(「なし」の声あり)

○議長(田村孝浩君) 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

次に、日程第42 議案第67号 令和元年度長和町国民健康保険特別会計(事業勘定)補正予算(第2号)についてから、日程第44 議案第69号 令和元年度長和町介護保険特別会計補正予算(第2号)についてまでを、一括して議題とします。

担当課長より概要説明を求めます。

藤田町民福祉課長。

○町民福祉課長(藤田 孝君) それでは、説明をさせていただきます。

議案書の31ページの1ページ目をお開きください。

議案第67号 令和元年度長和町国民健康保険特別会計(事業勘定)補正予算(第2号)について御説明をさせていただきます。

既定の歳入歳出にそれぞれ3,186万9,000円を追加をさせていただきますと、歳入歳出の総額をそれぞれ8億3,428万9,000円とするものでございます。

内容につきましては9ページをお開きください。

9ページの歳入としまして、款6項1目1保健給付費等交付金の特別調整交付金分についてですけど、国保依田窪病院における医療機器整備における交付金として270万円の増額、都道府県繰入金につきましては、被保険者証と高齢受給者証の一体化に伴うシステム構築費として3万円の増額となっております。

11の、款11の繰越金ですが、30年度繰越金の確定によりまして増額補正となっております。

12の諸収入につきましては、30年度の概算で交付支払いをいたしました一般退職被保険者療養給付費等の返還を要することから、国民健康保険団体連合会により568万6,000円を歳入として受け入れ、歳出の款9項1償還金及び還付加算金から県へ返還するための増額補正となっております。

10ページの歳出について御説明をさせていただきます。

款1項1総務管理費につきましては、国庫賦課システムにおけるシステム改修の委託料として65万2,000円の増額、先ほども説明をさせていただきましたけれど、保険証等の一体化に伴いますシステム構築としまして、連合会への負担金として3万円の増額となっております。

款2項2高額療養費及び項5結核精神諸費につきましては、今までの実績と今後の見込みを勘案しての増額補正となっております。

同じく11ページから12ページの款3国民健康保険納付金につきましては、決定通知等により伴います増額補正となっております。

款9項1償還金及び還付加算金につきましては、歳入で説明をさせていただきましたけど、平成30年度の療養給付費の精算に伴う返還金でございます。

同じく項2繰出金につきましても、歳入で説明させていただきましたとおり、依田窪病院におけ

る医療機器整備に対する繰入金として269万9,000円の増額となっております。

予備費につきましては、以上の歳入歳出の補正による総額調整を行うものでございます。

続きまして、32ページの1ページ目をお開きいただきまして、議案第68号ということで、令和元年度長和町後期高齢者医療特別会計補正（第1号）について御説明をさせていただきます。

既定の歳入歳出からそれぞれ163万5,000円を減額し、歳入歳出の総額を8,236万5,000円とするものでございます。

内容につきましては9ページをお開きください。

歳入としまして、款5繰越金ですが、30年度の繰越金の確定に伴い163万5,000円の減額補正となり、それに伴いまして10ページの歳出の款4予備費につきまして同額を減額補正として対応するものでございます。

続きまして、議案書33ページの1ページ目をお開きください。

議案第69号 令和元年度長和町介護保険特別会計補正予算（第2号）について御説明をさせていただきます。

既定の歳入歳出にそれぞれ353万6,000円を増額追加しまして、歳入歳出の総額をそれぞれ9億7,753万6,000円とするものでございます。

内容につきましては9ページから御説明をさせていただきます。

歳入の款8項1一般会計繰入金としまして、職員手当の変更等によります職員給与分及びシステム改修分として合計で105万円の増額、款9項1繰り越しにつきましては、30年度の繰越金の確定に伴いまして248万6,000円を増額するものでございます。

10ページの歳出でございますけど、款1項1目1一般管理費につきましては、先ほど申し上げたとおり、職員手当の変更等及びシステム改修に伴う増額補正となっております。

款4項2目2介護予防ケアマネジメント事業につきましては、介護予防ケアプランプラン費として6万4,000円の増額、同じく款4項4目4認知症総合支援事業につきましては、認知症初期集中支援チーム員の報酬31万2,000円についてですけど、支出科目の変更を行うものでございます。

11ページの8、款8ですけど、予備費については、補正に伴う総額調整のための補正となっております。

以上でございます。

○議長（田村孝浩君） 以上で、議案の説明を終わります。

本案に対する質疑を行います。質疑ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（田村孝浩君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

次に、日程第45 議案第70号 令和元年度長和町同和地区住宅新築資金等貸付特別会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

担当課長より概要説明を求めます。

宮阪教育課長。

○教育課長（宮阪和幸君） それでは、議案第70号、お願いいたします。

議案書の34ページになります。

1ページおめくりいただきまして、議案第70号の令和元年度長和町同和地区住宅新築資金等貸付特別会計補正予算（第1号）でございます。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ526万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ597万2,000円とするというものであります。

内容につきましては、9ページ、10ページをお願いいたします。

9ページが歳入でありまして、平成30年度の決算に基づきまして繰越金を計上させていただきました。

歳出が10ページになりますが、歳入の繰越金の補正額につきまして予備費に充当するという補正予算でございます。

以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（田村孝浩君） 以上で、議案の説明を終わります。

本案に対する質疑を行います。質疑ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（田村孝浩君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

次に、日程第46 議案第71号 令和元年度長和町観光施設事業特別会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

担当課長より概要説明を求めます。

上野建設水道課専門幹。

○建設水道課専門幹（上野公一君） それでは、議案第71号 令和元年度長和町観光施設事業特別会計の補正予算（1号）について説明をさせていただきます。

議案書は35ページになります。

おめくりいただいて、1ページをごらんください。条文予算でございますが、第1条といたしまして、既定の歳入歳出予算の総額をそれぞれ432万2,000円追加し、総額1億978万3,000円とするものでございます。詳細につきましては9ページ以降をごらんください。

9ページの歳入では、平成30年度の実質収支額が1,400万に固まったことから、このうちの700万を基金に積み戻し、残りの700万を、款の5繰越金で432万2,000円増額し、令和元年度予算の繰越額とするものでございます。

おめくりいただきまして、10ページからの歳出では、款1総務費の中で、人事異動による職員給の減額、また別荘料金システムの改修費用や別荘地内の防犯カメラの設置費用などを増額し、残り363万8,000円を款の3予備費に充当するものでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（田村孝浩君） 以上で、議案の説明を終わります。

本案に対する質疑を行います。質疑ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（田村孝浩君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

次に、日程第47 議案第72号 令和元年度長和町和田財産区特別会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

担当課長より概要説明を求めます。

金山総務課長。

○総務課長（金山睦夫君） それでは、議案書36ページとなります。

1枚めくっていただきまして、議案第72号 令和元年度長和町和田財産区特別会計補正予算（第1号）でございます。

既定の歳入歳出予算の総額に455万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を856万6,000円とするものでございます。

内容につきましては6ページをお願いいたします。

歳出。款2総務費のうち目2財産管理費では、管理する山林の施業を「皆伐」から「間伐」に変更したことから、負担金を増額といたしました。

そのほか、前年度繰越金の確定に伴い、予備費に充当等の補正を行うものですので、よろしくお願いたします。

以上です。

○議長（田村孝浩君） 以上で、議案の説明を終わります。

本案に対する質疑を行います。質疑ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（田村孝浩君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

次に、日程第48 議案第73号 令和元年度長和町上水道事業会計補正予算（第2号）についてから、日程第49 議案第74号 令和元年度長和町公共下水道事業及び排水処理施設事業会計補正予算（第1号）についてまでを、一括して議題とします。

担当課長より概要説明を求めます。

龍野建設水道課長。

○建設水道課長（龍野正広君） それでは、議案書の37ページでございます。

1ページをお開きください。

議案73号 令和元年度長和町上水道事業会計補正予算（第2号）でございます。

2条の令和元年度長和町上水道事業会計予算、第3条に定めた収益的支出の予算額を次のとおり補正する。第1款水道事業費2億7,140万6,000円、補正予算額654万1,000円を

追加しまして、2億7,794万7,000円とするものです。

続きまして、資本的支出の補正でございますが、第3条予算、第4条本文括弧書き中を、「資本的収入額が資本的支出に対し不足する額5,958万2,000円は、過年度分損益勘定留保資金5,958万2,000円で補填するものとする」に改め、資本的支出の予算額を次のとおりとするものです。第1款資本的支出1億1,021万7,000円に170万円を足して追加し、1億1,191万7,000円とするものであります。

詳細につきましては、2ページをごらんください。

収益収入及び支出でございます。

款1項1目1水源費でございますが、これにつきましては男女倉水源緊急修繕ということで53万2,000円、2排水及び給水費でございますが水道管緊急修繕で150万、水道メーターの満期交換分としまして326万でございます。4総経費でございますが、主なものが料金システム改修委託で120万でございます。

支出的収入および支出でございますが、1資本的支出1建設改良費、目3の3固定資産購入費でございますが、これにつきましては、水道メーター満期交換費用の購入の不足分ということで170万円でございます。

水道関係につきましては、以上でございます。

続きまして、38ページをごらんください。

1枚めくっていただきまして、議案74号 令和元年度長和町公共下水道事業・排水処理施設事業会計補正予算（1号）でございます。

収益的収入及び支出の補正で、第2条令和元年度長和町公共下水道事業及び排水処理施設事業会計予算、第3条に定めた収益的収入及び支出の予算額を次のとおり補正するものであります。第1款下水道事業費費用5億2,639万6,000円を、3に348万8,000円を追加しまして、5億2,988万4,000円とするものでございます。

詳細につきましては、2ページをごらんいただきたいと思います。

収益的収入及び支出でございます。款1項3目5その他特別損失ということで、平成30年度分の消費税の確定部分で増額する分でございます。348万8,000円でございます。

以上でございます。

○議長（田村孝浩君） 以上で、議案の説明を終わります。

本案に対する質疑を行います。質疑ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（田村孝浩君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

次に、日程第50 議案第75号 長和町過疎地域自立促進計画の変更についてを議題とします。担当課長の説明を求めます。

藤田企画財政課長。

○企画財政課長（藤田仁史君） それでは、議案書の39の1ページをお願いいたします。

議案第75号 長和町過疎地域自立促進計画の変更について、過疎地域自立促進特別措置法第6条第1項の規定によりまして、議会の議決を求めるものでございます。

現在の長和町過疎地域自立促進計画は、平成28年度から平成32年度、令和2年度になりますけれども――までの計画となっております。

今回の変更につきましては、新たに事業の追加等が見込まれるために、計画本文等の修正を行うものでございます。計画の変更は国への報告をしなければならず、そのために議会での議決をお願いするものでございます。

39の2ページをおめくりいただきまして、過疎計画の変更をごらんください。

区分変更前、変更後、備考ということになっております。

主な内容でございますが、産業の振興分野では、観光レクリエーションなどで重要な位置を占めている直営別荘地の記載がこれまでございませんでしたので、今回の変更にあわせて追加をさせていただくことでございます。

教育の振興の分野では、障害者支援施設の移転整備計画にあわせて、検討をしているコミュニティー施設整備について追加をするものでございます。この関係では、事業計画にも関連する内容を追加することとなります。

次のページの、地域文化の振興の分野でございますが、こちらにつきましては、事業計画に地域文化保存伝承施設整備事業を追加するものでございます。

この表の変更後には、それぞれ追加になる本文のページと行が記載されておりますので、次のページ39の3からになりますけれども、39の3から、参考としまして、変更後の内容を追加した計画案及び事業の進捗状況等によりまして変更が生じた年度別事業計画を添付してございますので、それぞれの、下線を引いてありますので、御確認をいただければと思います。

説明については以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○議長（田村孝浩君） 以上で、議案の説明を終わります。

なお、日程第50 議案第75号 長和町過疎地域自立促進計画の変更については、最終日に審議をいたします。

---

◎日程第51 陳情第5号 「義務教育費国庫負担制度」の堅持・拡充を求める陳情

○議長（田村孝浩君） 次に、日程第51 陳情第5号 「義務教育費国庫負担制度」の堅持・拡充を求める陳情を上程いたします。

陳情第5号は、委員会付託を予定しております。陳情案について不明な点がございましたら、9月6日までに事務局へお申し出ください。

---

◎日程第52 委員会付託について

○議長（田村孝浩君） 次に、日程第52 委員会付託についてを議題とします。

本定例会に提出されました議案第47号から58号までの平成30年度決算認定案11件、議案第59号から65号までの条例案7件、議案第66号から第74号までの令和元年度補正予算案9件、陳情1件につきましては、委員会付託表のとおり、それぞれの委員会に付託したいと存じますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（田村孝浩君） 御異議なしと認め、別表のとおり各委員会に付託することに決定をいたしました。各委員会は、本会期中に審査の上、結果報告をお願いいたします。

次に、9月6日に一般質問を予定しておりますが、会議時刻を午前9時からといたしたいと存じますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（田村孝浩君） 御異議なしと認め、一般質問につきましては午前9時から開会いたしたいと存じます。

---

◎散会の宣告

○議長（田村孝浩君） 以上をもちまして、本日予定した会議は全て終了いたしました。会議を閉じ、散会といたします。御苦労さまでした。

---

散 会 午後 1時50分

第 2 号

( 9 月 6 日 )

議 事 日 程

令和元年 9月 6日  
午前 9時00分 開議  
長 和 町 議 会 議 長

日程第 1 一 般 質 問  
散 会

令和元年長和町議会 9月定例会（第2号）

令和元年9月6日 午前 9時00分開議

出席議員（10名）

1番	佐藤 恵一 議員	2番	渡辺 久人 議員
3番	田福 光規 議員	4番	森田 公明 議員
5番	宮沢 清治 議員	6番	伊藤 栄雄 議員
7番	柳澤 貞司 議員	8番	小川 純夫 議員
9番	羽田 公夫 議員	10番	田村 孝浩 議員

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	羽田 健一郎 君	副 町 長	高見沢 高明 君
教 育 長	辰野 登志男 君	総 務 課 長	金山 睦夫 君
企画財政課長	藤田 仁史 君	建設水道課長	龍野 正広 君
建設水道課専門幹	上野 公一 君	こども健康推進課長	長井 剛 君
町民福祉課長	藤田 孝 君	情報広報課長兼会計管理者	城内 秀樹 君
産業振興課長	藤田 健司 君	教 育 課 長	宮阪 和幸 君
教育課専門幹	大竹 幸恵 君	総務課長補佐	小林 義明 君

議会事務局出席者

事 務 局 長	中原 良雄 君	議会事務局書記	宮澤 志緒 君
---------	---------	---------	---------

◎開議の宣告

○議長（田村孝浩君） おはようございます。長和町議会第3回定例会を再開いたします。  
直ちに本日の会議を開きます。

---

◎日程第1 一般質問

○議長（田村孝浩君） 日程第1 一般質問を行います。

通告順により、本日5名の一般質問を行います。

1番、佐藤恵一議員の一般質問を許します。

佐藤恵一議員。

○1番（佐藤恵一君） ただいま議長の許可をいただきましたので、一般質問を質問通告書に従い、質問させていただきます。

本日は、長和町でもやっと産業の芽が出てきた一次産品としてのワインぶどう及びチョウザメについて、今後、どのように町内において産地化し、産業として育成していくのか、六次化の計画、町のビジョン、すなわち将来の見通し、構想や町としての取り組む姿勢を質問させていただきます。

次に、ひきこもり問題について、行政など相談窓口、機関があり、本人や家族が問題を抱え込まないで、まずは相談できる体制づくりについて質問いたします。

それでは、第1の質問を、ワイン産業プロジェクト展開事業について質問いたします。

4年前、平成27年、千曲川ワインバレー特区が国のワイン特区に認定され、長和町においても千曲川ワインバレー特区の構成市町村としての認定を受けた中で、就農研修後、平成30年4月より、ワイン用ブドウ栽培の農家として2名が就農されています。長和町まち・ひと・しごと創生総合戦略事業効果検証資料によると、この資料は、長和町のホームページにも掲載されていますが、ワインぶどう栽培は収益を上げていくまでに3年から5年と時間がかかると記載されていますが、私のような農産物生産者の立場から考えると、3年たってワインぶどうが実をつけたからといって、果実のみでは単価が安いので採算が十分とれず、収益には結びつかない。ワインぶどうを継続して栽培し、維持し、この町で生活していくためには、品質のよいワインの製造、販売等の付加価値化、6次化が不可欠だと考えています。

ワイン産業プロジェクト展開事業を展開する町としても、当然、栽培のみでは採算が合わないことは承知して、プロジェクト事業を推進していると考えますが、ワインぶどう栽培後の高付加価値化、町の産業として育成していくために、どのように事業を展開していくか、具体的な計画年を示しながら、今後の事業展開を説明願います。

隣接の他のワインぶどうの生産地に比べ、後発であり、将来的に日本産ワインの量、質ともに生産が充実し、外国産の廉価なワインが数多く店頭に並ぶことになり、競争が激化されると予想され

る現在、行政は荒廃農地の圃場整備のため及びワインブームや補助金のみで長和町のワインぶどう栽培事業を推進しているとは考えられません。ワインぶどう栽培後のワイン産業発展のための町の6次化施策の計画を御説明願います。

○議長（田村孝浩君） 羽田町長。

○町長（羽田健一郎君） 皆さん、おはようございます。ただいまワイン用ブドウ栽培による御質問でございますけれども、この新たな産業の振興と地域の活性化を目指して、ワイン産業プロジェクトに取り組み始めたわけでございますが、事業の実施に当たりましては、地方創生推進交付金を活用して取り組んでおります。

最初の段階といたしまして、ワインぶどう栽培を初めとした人材の確保、それからワインぶどう栽培の圃場の確保と整備、それからワイン産業取り組みの周知と理解を深めるための事業を展開をしておるわけでございます。

また、当初の計画では、栽培事業、それから醸造事業、それから販売事業ということでお話ございました6次産業化を見据えた計画を立てて取り組みをスタートをしておるわけでございます。現在は、まだ栽培事業を主に取り組んでおりますが、今後は、目指すワインの検討・研究、委託の醸造先の検討、そしてワイナリー建設の可能性について検討を行っていく予定でございます。

また、ハード整備も、町主体なのか事業者主体なのか、こういった終着点は決めているわけではございません。これらの計画性については具体的に決定をしておりませんが、さまざまな可能性について検討していく必要があるというふうに考えております。

○議長（田村孝浩君） 佐藤恵一議員。

○1番（佐藤恵一君） ただいま御答弁いただきましたワイン産業プロジェクトですが、6次化参入を見据えた計画でスタートしたが、圃場を整備して、ワインぶどう栽培はスタートしたけれど、醸造事業、販売事業については、さまざまな可能性について研究・検討中であり、計画中的については、具体的には決定していない状況のようです。財源に交付金を活用しているためだと思いますが、先の展望が不透明な状況でワインぶどう栽培に携わる農家の皆さんはもとより、農産物を栽培している私のような者の側からは、天候と自然環境に左右される一次産品ができるまでの時間、労働局、農産物の収益確保の難しさを考えると、現段階で可能性の検討・研究、そして具体的な計画年が決定されていない中でプロジェクトを進行させていること、大変不安に思います。

ワインぶどう栽培は、1年を通じて多くの時間・労力を費やす必要があります。冬の剪定、皮はぎ、誘引、春からは芽かき、摘心などや、年中除草等、収穫までに大変なエネルギーが必要となります。さらに、ワインぶどうの価格の低迷などを考えると、栽培のみで生計を立てていくことは大変厳しい状況です。長和町のワイン産業プロジェクトをスタートさせた行政としては、行政側の時間軸のみでなく、農業生産者の立場を考え、計画年を明確にいただき、いつまでに誰がどのようにプロジェクトを進めるか、明確にする必要があると考えます。

2項目の質問です。長和町は、千曲川ワイン東区の構成市町村ですから、ワイン特区内でのワイ

ナリーは、2,000リットル生産量から醸造免許が取得できます。通常は6,000リットルだということですが。ワインぶどう生産者にお聞きしたところ、2021年の秋には規定生産量に達するとのこと。これはもう2年後の秋ですね。仮にワイナリーを建設し、ワイン生産を行うとすると、建設のための準備期間、生産のための準備期間としては余り時間がありません。4月に予算執行をして、その秋に設備を稼働させることは困難なので、来年には工事着手をする必要があります。

個人ワイナリー、いわゆるインディーズワイナリーの自己資金での建設をとの意見もありますが、ワインぶどう栽培を核にしたワイン製造過程の体験できる観光体験事業や、ワイナリー周辺一体整備による長和町産ワインと地元の食材が楽しめる拠点、今後の新規就農者によるワインぶどう栽培の農家のことを考えると、町内の生産者が共同で使用できる、町からの支援を含めたワイナリー建設の検討が必要だと思いますが、建屋は既存建物を利用して、整備のみで2,000から3,000万、建屋建設までの費用となると、かなりの建設費用が必要となると予測されますが、町として、地域活性化のためのワイナリー建設の計画があるかを質問いたします。

○議長（田村孝浩君） 藤田産業振興課長。

○産業振興課長（藤田健司君） 私のほうからお答え申し上げたいと存じます。

ワイン関連事業につきましては、さきの先進地を見てもわかるように、単にワインを生産するというだけでなく、あらゆる産業にかかわる裾野の広い事業でございます。

佐藤議員の質問でございますように、農業振興を初めといたしまして、生活環境の維持、観光体験事業による都市農村交流の増大など、ワインぶどうを新たな地域産業とすることで、新たな産業振興の増大が図られていると考えられるところでございます。

ただし、事業の実現に向けましては、関係する栽培農家、関係団体、そして地域の皆様方としっかりと協議を行い、また行政といたしまして、ワイナリー建設にかかわるとすれば財源はどうかなど、検討課題は多いと思われまます。

いずれにいたしましても、ワイン関連事業に取り組んでいる状況において、最終的にはワイナリーは必要であるというふうに考えておりますので、研究等を進めてまいりたいと考えておるところでございます。

○議長（田村孝浩君） 佐藤恵一議員。

○1番（佐藤恵一君） 今の答弁につきまして、再質問させていただきたいのですが。研究を進めるとのことですが、生産した農産物は保存ができません。研究の期間、または研究の期限はいつまでとお考えでしょうか。

○議長（田村孝浩君） 藤田産業振興課長。

○産業振興課長（藤田健司君） 先ほども申し上げましたが、本事業につきましては、地方創生推進交付金を活用した事業でございます。今回の事業につきましては、就農人材の育成、圃場の確保整備ということなどを活用しての事業でございます。

本年度で一旦終了となりますけれども、県との連携によりまして、交付金を活用し、さらに進化させる事業に取り組むとすれば、事業計画に事業期間内で何をどこまで実現するのか等々、協議してまいりたいと考えております。

ワイナリー建設ありきではなくて、どういったワインを目指すのか、また、ワイン関連事業、その文化をどうつくり出していくのか、来年度から3年間でその方向性が出せるように取り組んでまいりたいと考えております。

いずれにいたしましても、現段階ではしっかりと一次産業に取り組み、品質のよいものが生産できるようにということで、最も最重要であると考えているところでございます。

○議長（田村孝浩君） 佐藤恵一議員。

○1番（佐藤恵一君） 期限については、しっかり研究されていくということだと思いますが、ワインに関しましては、やはり製造までしないとワインの品質とか、そういったものは、統一といいますか、できないと思いますので、早急をお願いしたいと思います。

先ほども申し上げましたが、1年間苦勞してつくった生産物が廉価で売らなければいけないという、そういったことも考えれば、やはりプロジェクトを進行した、始めた町としての責任、責務というものもあると思いますので、ぜひ早急に検討のほうをお願いいたします。

3項目めの質問です。ワインは「テロワール」というフランス語に象徴されるように、土地や環境、風土であり、地域の食文化です。長和町産のワインとおいしい水で栽培された食材を、観光客や地元住民の生活を豊かにするようなワイン文化を地域に浸透させていくための施策を、今後どのように計画されていますかとお聞きしたいと思います。ワイナリー建設をハード面とすると、ソフト面の支援、施策をお尋ねしたいと思います。

また、東御市を中心とした千曲川ワインバレーと塩尻の桔梗ヶ原ワインバレーを結ぶ位置にある長和町にワイナリーがあり、長和町産のワインがあることによりワイナリーツアーの観光拠点となることもできること、ワインぶどう園の年間の栽培を通じた農業体験、栽培したワインぶどうを醸造する過程の体験を含めた体験農園を展開できれば、季節を通じた長和町を訪れるリピーターを獲得でき、関係人口の増加が期待できます。

こうしたワイナリーツアーや体験農園等の企画及び具体的なワインを核とした観光の具体的な計画はお持ちでしょうか。

○議長（田村孝浩君） 藤田産業振興課長。

○産業振興課長（藤田健司君） 現在、「マルメロ駅ながと」におきまして、大型直売所の建設を進めておりますけれども、事業計画の中で、都市農村交流事業も計画してございます。具体的には、ワインぶどう園場などを活用した体験農場事業などを実施する予定で、検討段階にあるわけですが、現在、来年度に向け、関係者と協議をしているところでございます。

また、広域観光という視点から、千曲川ワインバレー特区の構成市町村などとも連携を図りまして、いわゆるワインツーリズムという事業も実施していきたいと考えておるところでございます。

○議長（田村孝浩君） 佐藤恵一議員。

○1番（佐藤恵一君） ワインぶどう栽培の体験農場は、年間の栽培過程を体験でき、季節ごとのイベント参加のリピーター客を獲得し、交流人口をふやすことができる手法ですが、果たして、地元ワイナリーが存在せず、栽培したブドウの醸造過程が体験できない、地元産のワインが楽しめる場所に魅力を感じるでしょうか。お客様にとっては、他地域のワイナリー併設型体験農場との比較になると思います。

9月21日には、上田市丸子に、上田市では初めてという新しいワイナリーがオープンするようですが、地元直売所とのコラボレーションもあるようです。特区の中でも、後発であるならば後発であるなりのマーケティング戦略を考え、長和町の振興に役立てていただければと思います。

4項目の質問です。「和町まち・ひと・しごと創生総合戦略」事業効果検証用資料を読んだところ、プロジェクト委員会の活動は、主にブドウの栽培、圃場の確保等を中心に検討されてきたようです。

先ほど質問させていただきましたように、6次化によるワイン製造や地元産のワインを通じて、まちの食文化、観光事業発展のため、現在の委員会メンバーに加え、ワインぶどう栽培飲食観光協会、そして年齢のさまざまな地元消費者などを含めたワインぶどう栽培のみならず、長和町のワイン生産、消費観光の振興に主眼を移すため、新たなる構成員によるプロジェクト検討委員会の設立を検討する時期に来ていると考えますが、町としてのお考えはいかがでしょうか。

○議長（田村孝浩君） 藤田産業振興課長。

○産業振興課長（藤田健司君） 現在、取り組んでおります地方創生推進交付金事業によりますプロジェクト検討委員会につきましては、ブドウ栽培者や飲食店、観光関係者などにより、メンバーの構成がされ、組織しておるところでございます。

この事業につきましては、今年度末で終了を迎えることとなります。これからの事業展開についての検討によって、必要であれば、委員会組織の見直しを図るなどした上で今後の事業展開を計画してまいりたいと考えております。

○議長（田村孝浩君） 佐藤恵一議員。

○1番（佐藤恵一君） 今の答弁について、再質問させていただきます。

必要であればとのことですが、現時点での事業展開を勘案した場合、6次化によるワイン製造や地元産ワインを通じての町の食文化、観光事業発展のための委員会の必要性は、どの程度あるとお考えか質問いたします。

また、これから事業展開についての検討は、いつまでにどなたが検討されるのでしょうか。来年度新たな委員会をつくるか否か、未定ならば、いつまでに向けて結論を出すか、質問いたします。

○議長（田村孝浩君） 藤田産業振興課長。

○産業振興課長（藤田健司君） まず、今後の事業展開を検討いたしまして、現在の委員会におきまして、その事業の実現に向けての取り組みを確認することと考えてございます。

それに向けまして、どのような委員組織が望ましいか、現在の委員会にお諮りし、必要であれば見直しを行うということでございますので、現状では何とも申し上げられないのが実情でございます。

○議長（田村孝浩君） 佐藤恵一議員。

○1番（佐藤恵一君） 今年度で交付金が終了されるということは、来年度以降の交付金の申請準備を考えれば、この秋までに、これまでの事業の展開の検討、次年度以降の事業計画の明確化が必要になると考えますが、検討と計画の明確を早期に行うことを要望いたします。

5項目めの質問です。町では、引き続きワインぶどう栽培の新規就農者を受け入れる意向の記事を見かけました。先行地域では新規圃場確保が難しくなっていますが、引き続きワインぶどう栽培、ワイン生産に情熱を持つ方もいらっしゃるとお聞きしております。町では、新規就農に対する具体的な資金的支援、圃場等についてのめどは立っているのかお聞きしたいと思います。

○議長（田村孝浩君） 羽田町長。

○町長（羽田健一郎君） 新規就農者に対する支援の御質問でございますが、町単独での資金的支援は行っておりません。しかし、ワインぶどうに限らず、50歳未満の新規就農者の皆さんに対して、収納計画を県やJA、あるいは農業委員会などから認定を受けた場合には国の補助制度がございますが、年間最大で150万円助成できる制度でございますので、新規に就農を考えている方がいらっしゃれば、担当部署に御相談をいただければというふうに思っております。

また、圃場につきましては、御承知のとおり、地方公共団体において農地を保有することができないことから、現状において確実に確保されている圃場ではございません。しかしながら、高齢化や後継者不足により遊休農地化している農地を防ぐため、農業委員会の組織の中に農地利用最適化推進委員がおりまして、担い手などへ貸し手、借り手のマッチングを行うことも担当業務の一部となっております。そして、新規に就農を御希望される方が、どこの地区において就農を御希望されるのか、またどのような品目を栽培したいのかなど御相談をいただいた上で圃場を探していくという流れになりますので、そのような方がいらっしゃいましたら、農業委員会事務局に御相談いただければと考えております。

いずれにいたしましても、新規就農希望者に対する支援につきましては、資金面以外にもさまざまな方面から御協力できるものと思っておりますので、まずは農政係、農業委員会事務局に御相談いただければ、県と関係各所と連携をしてバックアップをしていきたいというふうに考えております。

○議長（田村孝浩君） 佐藤恵一議員。

○1番（佐藤恵一君） 御答弁いただきました長和町のワインぶどう栽培、新規就農者に対する制度を新規就農希望者がどのように受けとめるかは定かではありませんが、国の施策に基づき、他市町村と横一線であることはわかりました。一旦、耕作放棄された山間の土地を集積し、圃場にしていくためには、新規就農者一人では困難なことが多く、農政係、農業委員会、農地利用最適化推進

委員のお力をお借りする必要があります。

情報化の進展した現在、新規就農希望者は、全国で先輩就農者が生き生きと活躍している土地に自分の将来をリンクさせ、新規就農の土地を決めると考えられますので、まずはこの町で奮闘している新規就農者が長和町で就農してよかったと思えるように御尽力いただければと思います。

続きまして、第2の質問の特産開発チーム設置事業及びチョウザメについて質問いたします。

長和町まち・ひと・しごと創生総合戦略事業効果検証資料の中で、特産品開発チーム設置事業では、チョウザメの加工品の開発支援等について評価、検討されています。本来ならば、長和町の奨励品90品目及び商品化として、特産品3品目が雇用の創出に寄与しているかどうかを検討すべきと考えますが、効果検証用資料には具体的な雇用創出数が記載されていないので、まずは雇用創出数について質問をし、特産品開発チーム設置事業がどのように雇用創出に結びついているか、説明願います。

その上で、チョウザメ加工の開発支援や、今後どのようにして長和町としてチョウザメの養殖により個体数をふやし、産地形成のため、どのように養殖業者をふやしていくか、質問していきたいと考えます。

○議長（田村孝浩君） 羽田町長。

○町長（羽田健一郎君） 5年前に策定をいたしました地方創生事業での事業評価書、KPIでは雇用人数までは及ばない数値でのつくり方をしております。これまでに奨励品90品目及びチョウザメ商品等の商品化により、町内には大変多くの魅力あふれる商品が生まれました。

雇用に直接結びつけられたという点では、地域おこし協力隊であった東久保夫妻が起業して立ち上げた会社で雇用などが上げられておりますが、全体を通して、これらの商品化は、町のPRという点でも大きな効果がございます。また、これら商品の展開により、交流人口の増大にも寄与しているというふうに考えております。

○議長（田村孝浩君） 佐藤恵一議員。

○1番（佐藤恵一君） この事業は、当初より雇用創出数は評価項目としていないということですので、次の質問をさせていただきます。

長和町でチョウザメ養殖をスタートされたころは、チョウザメ・イコール・キャビア程度の知識しかなかったチョウザメ養殖事業ですが、中山間地の長和町においても養殖が可能であり、テレビ・新聞等で話題として、長和町のチョウザメとして取り上げられたことも多く町外の方との話の中でも、長和町でのチョウザメに関心を持つ方が多く、長和町のPR効果も実感でき、まちおこしの大きな起爆剤になるだろうと期待していました。

昨年、地域おこし協力隊の東久保さんが任期満了で退任され、起業されましたが、今後、長和町としてのチョウザメ養殖について、どのようにかわっていくのか、チョウザメを長和町を象徴する産業としていくお気持ちがあるか、町として短期・中期ビジョン、事業構想を質問いたします。

○議長（田村孝浩君） 藤田産業振興課長。

○産業振興課長（藤田健司君） 私のほうからお答え申し上げます。

チョウザメを活用して事業展開をするという話があったときでございますけども、山間地域でチョウザメを養殖するという発想に大変驚かされたということをお思いさせられます。事実、話題性もあり、各メディア、各所で、長和町でチョウザメといった話題を多く聞くようになり、大変うれしく感じておるところでございます。

起業され、立派に事業展開がされており、チョウザメの商品につきましても、ふるさと納税の返礼品として取り扱わせていただいたり、各種のイベントにおきましては、物販活動でのPRを行う等、町として現状でできる部分は協力させていただいております。

今後につきましては、企業としては6次産業化に向けて、長野県の専門推進員や県の関係部局とも話を始めたばかりという状況にあるわけでございますので、その動向を見守りながら、支援や協力のできることがあれば、支えてまいりたいと考えておるところでございます。

○議長（田村孝浩君） 佐藤恵一議員。

○1番（佐藤恵一君） 今回の質問は、町としての事業構想があるかどうかということをお聞きたいのですが、以下の質問をしながら、その辺を明確にしていっていただければと思います。

ことしの2月の信毎の記事によりますと、上田市小牧に長野大学附属千曲川流域環境水産研究所、仮称ですが――の建設が準備されていますという記事が載りました。上田市が設立主体となっている長野大学の研究所では、チョウザメ養殖では近畿大学と提携を結び、研究を推進していくようですが、長和町としての連携をとる予定はあるのでしょうか。

○議長（田村孝浩君） 藤田産業振興課長。

○産業振興課長（藤田健司君） 先ほどの答弁と重複するところがございますが、議員のおっしゃる、仮称とのことでございますが、千曲川流域環境水産研究所につきましても、将来の理系学部設置を見込んでの今年の長野大学の研究や修繕に関し、事業計画にも盛り込み、準備をしていくようでございます。

また、企業といたしましても、6次産業化に向けまして、県の関係部局とも話を始めたばかりの状況ということであるようでございますので、現段階におきましては、具体的に町として連携をとるまでの研究や予定は、現状ではしてございません。

○議長（田村孝浩君） 佐藤恵一議員。

○1番（佐藤恵一君） 近年、チョウザメキャビアなど、全国で町が主体となりチョウザメの養殖に力を入れている自治体が話題となっています。北海道の美深町の地方創生拠点交付金を利用したもの、愛知県豊根村の地方創生加速交付金など、いずれも町が主体となり、知的財産ノウハウを持ち、町内で生産者をふやし、産地形成した結果の規模拡大の事業展開です。

長和町では、町内生産者を募り、チョウザメの個体数をふやす施策を行政としてとる事業展開をしていきませんでした。生産者数、生産個体数が多くなれば、国県の支援を受けやすく、次の事業展開の橋渡しのために、当然、行政としては次の段階を見据えて、単年度ごとの行政事業を行って

きたはずで。町の産業育成、産地形成を目指すのであれば、当然、町でのチョウザメ養殖家や企業をふやし、複数の町民がチョウザメの生産に参加する産地形成施策をとる必要があると考えますが、今後、町の養殖家をふやし、チョウザメの産地形成をするなどチョウザメ産業振興のための町の戦略的産地化、6次化構想を持っているか質問いたします。

長和町は水がおいしい。その水で育ったチョウザメという話題性、PR効果、観光に寄与するチョウザメ、いずれはキャビアを町の資源としてどのようなビジョン、構想を持ち、事業構想を持ち、具体的な振興施策を持ち、事業展開していくか、関心を持つところです。

○議長（田村孝浩君） 産業振興課長。

○産業振興課長（藤田健司君） 町内の養殖家をふやし、チョウザメの産地形成することにつきまして、既存で町内で営業する皆様へ、これまでに町としての取り組みはしておりません。現状といたしまして、町として、このチョウザメ事業を横展開する施策は検討できてございませんが、長野県の担当部局も現在起業している事業者と6次産業化につきましては、話を始めたばかりの状況でございます。

町としても、まずは一次産業における根を張った生産基盤をしっかりと確立していただきたいと考えておるところでございます。

○議長（田村孝浩君） 佐藤恵一議員。

○1番（佐藤恵一君） 答弁に関して、再質問させていただきます。なぜ町としての生産者をふやし、個体数をふやす産地化を進めないのか質問いたします。

他競合市町村では、行政のチョウザメによる地域活性化の構想を持ち、大きな交付金を獲得し、次の段階へ移行展開するのに対し、長和町では、今後の展開を一企業に委ねる、この方向性の違いは、どこに起因するのでしょうか。

○議長（田村孝浩君） 藤田産業振興課長。

○産業振興課長（藤田健司君） この関係につきましては、御案内のとおり、地域おこし協力隊での取り組みから始まったものでございまして、その間、見守りつつ、支援をしまいたったわけでございます。試行錯誤での取り組みであったため、うまくいったり失敗したりと、当然のようにあったようでございます。

先ほども申し上げましたとおり、町では既存の事業者への具体的な取り組みはしておりませんが、まずは一事業者として起業したわけでございますので、事業計画、取り組みについて協議をさせていただき、それに対して、町としてどのような取り組みができるのか検討してまいりたいと考えておるところでございます。

また、チョウザメの養殖、加工、販売まで手掛けているということから、6次産業化の事業でもございますので、信州6次産業化推進協議会と連携をいたしまして、事業のサポート体制につきましても、同様に協議や検討をしっかりとしてまいりたいと考えてございます。

○議長（田村孝浩君） 佐藤恵一議員。

○1番（佐藤恵一君） 県内の他市町村では、チョウザメを休耕田を利用して養殖を行う試みや、チョウザメの養殖をまちおこしの起爆剤として新たに取り組む計画をしている市町村もあるようです。ワインぶどう栽培もチョウザメ養殖も、近い将来、町の振興に大きく寄与すると考えられて開始された事業ですが、まだまだ十分な商品化、産地形成等がされておらず、収益の確保や次の事業展開も難しい状況です。

農産物等の産地化形成、6次化による商品開発は、補助金が終わったら支援の打ち切りのような、はしごの外し方をするのではなく、はしごの外し方をすると事業が立ち行かなくなるケースがあり、全国で行政版6次化産業の失敗事例が起こっています。農産物で2年から3年で収益事業化できるものはほとんどないことは周知の事実であり、行政としても、中期・長期のビジョンの構想を持ち、支援策を示すこと、必要であれば、軌道修正を生産者で行えるマーケティング戦略の知識やノウハウ及び担当者の事業を成功させるという熱意を持ち、事業を推進する必要があるのではないのでしょうか。

行政職員の町内の産業育成、産地形成のための基本姿勢をお聞きしたいと思います。

○議長（田村孝浩君） 藤田産業振興課長。

○産業振興課長（藤田健司君） 確かに、ワインぶどう栽培もチョウザメの養殖も、近い将来、町の振興に大きく寄与する可能性が十分にあるものだと認識しておるところでございます。

チョウザメにつきましては、地域おこし協力隊の取り組みからスタートを切り、現在に至りましたが、企業としての6次産業化を目指す考えも賜っておる状況でございますので、町としては、長野県の担当者も交えて、継続して協力できる体制をつくってまいりたいと考えておるところでございます。

また、現状でのワインぶどうの栽培につきましては、地元産のワイン製造までは至っておりませんが、最終的には、民間による独立採算といったものがとれる状況がつけれることが理想であると考えておるところでございます。

現状、地方創生推進交付金の活用によりまして事業支援を展開しておるところでございますが、次期計画策定に合わせて、改めて研究をさせていただきたいと考えております。

いずれにいたしましても事業に取り組む方々の熱意と姿勢をできる限り酌み取りまして、今後の事業展開を図るように努めてまいりたいと考えております。

○議長（田村孝浩君） 佐藤恵一議員。

○1番（佐藤恵一君） 従来型の、建物をつくって補助金が終わりましたというところではなくて、これらの事業に関しましては、やはり次の展開の事業構想もきちんと踏まえないと、生産している方たちが非常に不安を覚えます。その不安を、ほかの、これから長和町に住んでみたいとか仕事をしてみたいという人たちに、もうニュースとして流れていくわけですから、そういった構想、事業構想というものをきちんと持って、こういった事業を展開していただければと思います。

民間の補助金に頼らない事業運営を推進することは当然なことだと思いますが、町として産業育

成、産地形成により地域の基盤をつくることができれば、特定企業・団体への継続的な支援でなく、地域経済の新たな事業展開への支援ができるはずです。あの会社だけとかいうわけじゃなくて、特定企業・団体への継続的な支援を避けるのだったら、地域全体に新たな事業展開の支援ができるように考えていくのが行政の仕事になると思います。

農産物の産地、地域間競争はどこでも起こるわけで、行政を中心に地域一丸となって取り組んだ地域がまちおこしに成功し、都市部の大きな市場に食い込める機会が生まれます。やはり都市部というところは、大きなロットがないと勝機が見込めません。

こういったことを考えれば、やはり産地化というものに関しては、今後、いろいろと考えていただければと思います。地域産業の育成、産地形成化は行政の皆さんでないとできないことですので、どうぞ行政マンとしての矜持を持って仕事に当たってください。

次の、長和町のひきこもり状況の対応について質問をいたします。

2019年の8月、広報「ながわ」14ページに、町民福祉課より、ひきこもり等に関する調査の結果について、県のひきこもりに関する実態調査の結果から推計される長和町のひきこもり状態数について及び相談窓口の設置のお知らせが掲載されました。広報では、町の人口当たりの該当者数、出現率の町村部で0.36%を当てはめ、長和町には約22名のひきこもりの方がいらっしゃるのではないかと記載がありました。

ひきこもりの定義ですが、おおむね15歳から65歳未満で社会参加、仕事や学校、家庭以外の人との交流等ができない状態が6カ月以上継続して、自宅に引きこもり、または時々買い物等で外出することがある方とされています。全国レベルでは、昨今8050問題や殺人等のショッキングな事件でも注目をされているひきこもり問題であり、内閣府によると、推計数として、15歳から39歳までの広義のひきこもり54.1万人、狭義のひきこもり17.6万人、40から64歳までの広義のひきこもり61.3万人、狭義のひきこもり36.5万人と公表されており、大きな社会問題となっております。

長和町という人口の少ない地域で「ひきこもり」という大変プライバシーに関することに踏み込んだ調査、把握を行うことは大変困難であり、慎重さを要することだと思いますが、今後、ひきこもりの実態、現状を把握して、どのように個別対応し、解決を図る方針でしょうか、御質問いたします。

○議長（田村孝浩君） 羽田町長。

○町長（羽田健一郎君） ひきこもりの実態調査とその対応についての御質問でございますが、まずこのたびのひきこもりに関する調査につきましては、8050問題、いわゆる80代の親が50代の子供の生活を支えるという問題、そしてその背景にあるのは子供のひきこもりということでございます。

「ひきこもり」という言葉が社会に出始めるようになった1980年代、90年代は、若者の問題とされておりましたけれども、約30年がたち、当時の若者が40代、50代、その親が70代、

80代となり、こうした親子が社会的に孤立をし、生活が立ち行かなくなる深刻なケースを8050問題と言われておるわけでございます。

今回の調査は、この8050問題への対応を含め、今後ひきこもりがこの施策を展開する上で、県内の状況を把握するため、県と市町村が共同で実施をしたもので、各市町村の民生児童委員の皆様に対し、日ごろの活動の中で把握されているひきこもり等についての状況をお伺いをしまして、各市町村において内容を取りまとめ、県に報告をしたものであります。

調査は、本年2月から4月にかけて実施をされまして、6月18日に県から調査結果が公表されまして、先ほど議員おっしゃいますように、町とすれば、広報8月号に掲載をさせていただいたところでございます。

町内におけるひきこもりの実態把握、該当者への対応につきましては、御指摘のとおり、個人のプライバシーに踏み込むという点で大変困難を伴うことが想定されますので、民生児童委員さん、関係部署、関係機関とともに連携をとりながら、どのようなかかわり方があるのか、どのような支援が必要なのか等、慎重に対応してまいりたいというふうに考えております。

○議長（田村孝浩君） 佐藤恵一議員。

○1番（佐藤恵一君） ひきこもりの問題は、さまざまな年代層で起こっています。まず、若年層のひきこもりについて質問させていただきます。

長野県県民文化部次世代サポート課によると、県内で中学校卒業後に進学や就職をせず、ひきこもり状態になっている人は年間100人程度、高校中退者は通信制も含めると約700人とされています。ひきこもりは、できるだけ早い段階での対応を行うことが重要とされていますが、長和町において、中学校卒業後、高校中退、高校卒業後、ひきこもり状態になった若者の人数の推移はどうなっておりますでしょうか。

また、本人や保護者に対して、どのような支援を行っていくかお尋ねいたします。

○議長（田村孝浩君） 長井こども健康推進課長。

○こども健康推進課長（長井 剛君） それでは、長和町において、議員の言われるような若者の人数及び推移の全体数ということでございますけれども、特段把握はしてございません。ただし、毎年、若者を対象とした心の相談会を開催をいたしまして、相談会のチラシを全戸配布するとともに、「ゆいねっと」、それから広報により、相談会の周知を行っているところでございます。

相談件数は毎年1件から2件ということで、継続して実施することで相談が必要な方に相談窓口の周知ができ、支援につながるよう努めているところでございます。相談者には、関係機関とともに対応をしております。

○議長（田村孝浩君） 佐藤恵一議員。

○1番（佐藤恵一君） 学校卒業後という、学校教師の支援を受けられない状況での本人や御家族の抱える問題は大きく、学校や行政の支援が受けられず問題を抱えている本人、家族にどう向き合うかということが大きな課題となっています。まずは相談できる窓口があること、継続して告知し

ていただければと思います。

以前、ひきこもり状態の御家族を持つ方からお話を伺ったときに、町内ではなく、上田広域での取り組みに参加しやすいとお話を伺ったことがあります。上田広域内でのひきこもり状態に関する相談窓口、支援団体を教えてください。可能であれば、15歳から39歳までと、40から64歳までに分けていただければと思います。

また、町では相談窓口支援団体との連携は、例えば、ケース会議等、相談事例や支援事例の情報共有を図られているのでしょうか。御質問いたします。

○議長（田村孝浩君） 長井こども健康推進課長。

○こども健康推進課長（長井 剛君） 上田広域内でのひきこもりの相談窓口、支援団体についての御質問ということでございますが、15歳から39歳までは、「若者サポートステーション・シナノ」、それから「佐久市生活就労支援センターまいさぼ佐久」、「侍学園スクオーラ・今人」がございます。

40歳以上64歳では、「佐久市生活就労支援センターまいさぼ佐久」があり、上田広域以外でも相談支援を行っているところでございます。

町での相談窓口は、相談を受けた担当者がお話を聞きますが、その内容により、どこの課で対応するか検討をいたします。また、内容により、課や係を越えて情報を共有し、一緒にかかわるようにしております。町だけでは対応困難であることから、必ず支援団体に相談し、支援団体と一緒に対応するようにしております。

○議長（田村孝浩君） 佐藤恵一議員。

○1番（佐藤恵一君） 上記のほかに、公的な支援がなかなか行き届かない若者に対しては、学習支援や就労支援を行うボランティア組織も、東御市では、「東御市青少年支援チーム」が5年前に、上田市では、「上田市青少年支援チーム」がこの4月より立ち上がりました。行政の担当者には、上記にて挙げられた団体に定期的に実際に顔を出し、人的な交流を深め、リアルタイムの情報交換、問題解決に当たっていただきたいのですが、そういった広域他行政民間団体ともネットワークをつくる必要性の緊要度はどの程度あるとお考えでしょうか、御質問いたします。

○議長（田村孝浩君） 長井こども健康推進課長。

○こども健康推進課長（長井 剛君） 先ほども答弁で申し上げましたが、相談を受けた場合には、町内関係部署との連携のほか、町だけでは対応が困難であることから、必ず支援団体と相談をし、対応をしております。個別相談に対するネットワークは、その都度、構築が図られるという状況にございます。

また、ニートやひきこもり等の社会生活を円滑に営む上での困難を有する子供、若者の社会的自立支援するため、「長野県子ども・若者サポートネット」を県民文化部次世代サポート課において、東信、南信、中信、北信の県内4地区にそれぞれ設置をされておまして、個別ケース検討会議等を行っております。

長和町も、この「長野県子ども・若者サポートネット」を通して、支援機関同士が連携しながら効果的な支援を行えるよう対応しておるところでございます。

なお、このネットワークは、矯正・更生保護、それから雇用、そして保健医療、福祉、教育、NPO等で構成をされておるところでございます。

○議長（田村孝浩君） 佐藤恵一議員。

○1番（佐藤恵一君） 広報には相談窓口が掲載されていましたが。相談窓口の設置の告知は大変すばらしいと思いますが、どなたが対応するかわからない、町町民福祉課福祉係の代表電話ではなく、専用回線をつくり、おおむね担当者が相談に当たるなど個人のプライバシーに配慮した相談方法をとることはできないでしょうか。これは虐待に関する相談についても同様です。専門の電話設置はカウンセリングの基本で、経費的には担当者の机に電話が1台ふえるだけで、相談の最初から、一言目からプライバシーを配慮し、傾聴しながら問題解決に当たられます。

○議長（田村孝浩君） 長井こども健康推進課長。

○こども健康推進課長（長井 剛君） 相談方法についてということでございます。議員のおっしゃるとおり、相談に当たっては、個人のプライバシーに配慮して対応していかなければならないことを日ごろより心がけまして、相談や支援を行っておるところでございます。

現在、町では心の相談窓口としまして、こども健康推進課健康づくり係の電話で相談を受け付けております。ただ、相談される方の立場に立ってみますと、専用回線というのがあると、より気を遣わずに相談がしやすくなるということは思っております。今後、専用回線の設置についても検討してまいりたいと考えております。

○議長（田村孝浩君） 佐藤恵一議員。

○1番（佐藤恵一君） 御答弁いただきましたように、日ごろ行政窓口の方には、ひきこもり問題、虐待問題など親身に対応していただいていること、十分承知しておりますが、現実問題、いろいろな情報が行き渡らず、問題を抱え込んでいらっしゃる方がおられます。また、本日は割愛しますが、医療機関との連携、ミスマッチなどの問題も課題となっています。

いずれにいたしましても、行政単独での解決には限界がありますので、ひきこもりの問題等に対する地域への啓蒙や専門機関へつなぐという行政の強みとしてできることを継続して実施していただければと考えます。

以上で、本日の一般質問を終了いたします。

○議長（田村孝浩君） 以上で、1番、佐藤恵一議員の一般質問を終結いたします。

ここで10時10分まで休憩いたします。

休 憩 午前 9時58分

---

再 開 午前10時10分

○議長（田村孝浩君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

5番、宮沢清治議員の一般質問を許します。

宮沢清治議員。

○5番（宮沢清治君） 議長の許可をいただきましたので、私の一般質問をさせていただきます。

今回は、「クールビズ期間中の服装について」。それから、「信州やまほいくについて」、以上二つの質問となります。

まず初めに、「クールビズ期間中の服装について」であります。

梅雨明け以降、真夏の酷暑の8月が終わり、ようやくここにきて朝夕と随分涼しくなりました。また、夜の虫の音に秋の気配が感じられるようになりました。とは言っても、本日もそうですが日中はまだまだ暑い日が続いております。

そんな中、今や夏の常識であるクールビズが浸透しており、役場職員各位は軽装で業務に当たられていますが、この環境省の主導のもとに始まったクールビズ、このクールビズとは、クールは格好いい、涼しいの二つの意味を持たせたもので、ビズは仕事や職業の意味をあらわすビジネスの略であると言われております。

このお膝元の環境省は2012年から、クールビズから一歩進んだスーパークールビズとして、ノーネクタイ、ノージャケットはもとより、ポロシャツ、アロハシャツ、チノパン、スニーカーまで着用可能とし、さらにTシャツ、ジーンズ、サンダルは時と場合により着用可能としています。

では、この町の実態はどうかということで、今さらではありますが、クールビズ期間中の職員に求められる服装とは、こういった服装を着用可能としているのかお伺いをいたします。

○議長（田村孝浩君） 羽田町長。

○町長（羽田健一郎君） クールビズの御質問でございます。

クールビズということを知りますと、昔、省エネルックというのが最初だったと思います。当時、羽田孜さんが半袖の省エネルック、あれを格好いいというふうに着ておったんですが、私は、当時、秘書をやっておまして、これは格好悪いからやめましようと言ったら、大変、怒られたのを思い出しますが、あのときは国会で決議をしたんですね、皆さん、省エネルックをしましよう、だけど格好悪いということで、国会議員が次の年からほとんどやらなかったと、国会の決議とは何事かということで、孜さんが怒ったのを思い出したわけでもありますけども。

さて、このクールビズとは、地球温暖化防止及び省エネルギーのための取り組みとして、冷房時の室温28度を目安に夏を快適に過ごすライフスタイルでということでございます。

その趣旨から、役場におきましては5月から10月までの期間の職員の服装を、ノー上着、ノーネクタイ、こうすることで職員の体調管理を考慮しながら、過度な冷房に頼ることのないよう、クールビズに努めているというところでございます。

○議長（田村孝浩君） 宮沢清治議員。

○5番（宮沢清治君） おっしゃるとおり、現状を見ますと職員の皆さんはノーネクタイで半袖で、多少、気楽な軽装で執務に当たられておりますが、私は今回、その軽装をより一層進めたらどうか

という御提案でございまして、より一層の軽装化で暑さをしのぐ日常の工夫など、節電に貢献しながら夏場でも涼しく効率的に働くために、オリジナルポロシャツでの執務を可能にしたらどうかということなんです。こういうことを提案申し上げたい。

と言うのは、去る8月9日、当町におきまして恒例の下諏訪町との交流会がございました。下諏訪町議員各位が町のPRよろしく、オリジナルポロシャツ着用での参加でございました。うらやましく思った次第であります。

クールビズ期間中は、下諏訪町の役場職員がこのポロシャツを着て仕事をしているということを議員から耳にしましたので調べてみました。

下諏訪町では、町制施行125周年記念に、地元中学生が考えたロゴマークを左胸に入れたオリジナルポロシャツをつくり、理事者の許可を得て庁舎内で着るようになったそうです。もとは、お舟祭りのスタッフ用として関係部署職員が着て執務をしたことから始まったとされています。

ポロシャツ着用は強制ではなく任意であり、購入費用については職員互助会で一部補助して自費購入、職員の評価はというと、首回りが汗ばむことも少なく、素材も軽く通気性がよいため、涼しさを感じ事務効率も上がると評価は上々だそうです。なお、町民の方の反応も好評であり、個人的に購入したいと言う希望者まであったそうです。

さらに、おもしろいことに、町長みずから庁舎在籍中はポロシャツを着用して執務をしております。もっとも、外に出るときはロッカーにきちっとそれなりの服装は用意しているそうですが、全員協議会はもとより、さきの臨時議会、このときには教育長人事の議会だったそうですが、このときにおいても、理事者、私ども議会側ともにポロシャツ着用で論議を交わしたと言っています。

そのほか、茅野市は女神のクールビズと題して、国宝土偶をデザインしたポロシャツを着用し、佐久市は2020年東京五輪パラリンピックの開催機運を盛り上げようと、大会運営委員会が認めた応援グッズの五輪マーク入りポロシャツを作成し、職員が着用を始めたそうです。

また、お隣の上田市、御承知かと思いますが、NHK大河ドラマ真田丸でにぎわいましたが、真田丸よろしく、真田を生かしたまちづくりの一環として、市職員互助会が企画し職員にあっせんした赤備えのポロシャツを着用し、執務に当たったというようです。

ただいま挙げた例のように、いずれも自治体のロゴやゆるキャラ、地域イベントなどの柄がプリントされたポロシャツで、窓口を訪れた住民や町外者に対して、全町挙げて取り組んでいる事業のPRや、職員のまちづくりへの意識向上などを図ったりすることが目的とされています。

少しでも楽で涼しい服装をして、業務に集中できるようにしたほうが効率化と考えます。来年は、合併15年の節目、これは間違いないと思いますが、これを記念してつくるなど一工夫して、来年度以降のクールビズ期間中におけるオリジナルポロシャツの着用は考えませんか。この件について見解を伺います。

○議長（田村孝浩君） 羽田町長。

○町長（羽田健一郎君） クールビズにつきましては、先ほどお話ございましたように平成17年

から政府が提唱をしております、官民を問わず全国的に取り組みが行われている中で、その趣旨が国民に相当浸透しているというふうに考えております。これは、先ほど宮沢議員からお話がありました、各自治体における職員のポロシャツ着用の事例からも推察されるところでございます。

確かに、先般、下諏訪町との交流の際は、下諏訪町の議員さん、そしてまた職員の一部がそういったポロシャツを着ておったというふうに思って、私もすばらしいなという思いをしておりました。

また、あれはポロシャツと言うのか、沖縄県なんかはやはり少し事情が違うのか、派手な何シャツと言うのですか、（「アロハシャツ」の声あり）アロハシャツですか、ああいったものをほとんどの市町村長も多分着ていると思います。

そんな中で、町といたしましても町民の皆さんの御理解をいただきながら、クールビズの趣旨と業務の効率化、あるいは町の財政事情ということは、そんなに町の財政から補助することもないんじゃないかなと、自己負担というようなことから考えて、こんなようなことを考慮して、軽装の見直しを検討してまいりたいというふうに考えております。

その中で、御提案のオリジナルポロシャツについても、議員おっしゃるとおり、職員が着用することで町のPRや職員のまちづくりへのさらなる意識の向上、こういったものにつながるというふうに考えておりますので、その効果と使用負担のあり方、あるいは着用の範囲など、検討をさせていただきたいというふうに思っております。

もしそうなったときには、議会の皆さんと私ども、町長がまず先に、ひとつよろしく願います。

○議長（田村孝浩君） 宮沢清治議員。

○5番（宮沢清治君） ついでに申し上げますけど、去る先月の8月25日、鷹山で黒耀石のふるさと祭りが行われました。私も非常に楽しんでまいりました。そのとき少し気になったんですが、一部ブースにおいては縄文文化のPRよろしく、おそろいのコスチュームで対応をされていましたが、ほかのスタッフの皆さんを見ると、どうもバラバラの服装なんですね、唯一、首にハンカチかスカーフか何か知らないけど、これを巻いていた方がスタッフなのかなという感じが見てとれました。こういったところも、やはりおそろいの少し派手なポロシャツというか、公式のポロシャツがあれば意識も上がるんじゃないかなと思います。

一番、目についたのが、申しわけなんですけど、その入り口に立たれていた教育委員会の皆さん、お祭りだったらもう少し、今のワイシャツじゃなくて、もう少しラフな格好で、派手な格好でもよかつたんじゃないかなと思って、非常にそこで、まず一番最初に違和感を感じました。

そんなこともありますので、やはり黒耀石原産地の町をよりPRするためであれば、スタッフ全員でおそろいのポロシャツを着るとかいうふうな一工夫が欲しいなと思った次第であります。余談でありました。

提案申し上げたように、自治体のロゴやゆるキャラ、地域イベントなどの柄がプリントされるような公式ポロシャツであれば、制服感覚で着られるため対外的にも着用しやすいかと思えます。

マナーやルールの範囲で、動きやすい格好、仕事のしやすい服装で、さらにクオリティーの高い仕事ができるような気がいたします。改めて検討をお願いして、次の質問に移ります。

2番目でございますが、「信州やまほいくについて」伺います。

時代の進行とともに働き方の多様化や共働き世帯の増加、核家族化などが進んだことによって、一世代前の時代よりも家庭内だけの子育てが難しくなってきております。祖父母とのかかわりや、地域の人たちとのつながりも薄くなっている現状があるため、保育園が担う子育てがより大きな役割を持つようになってきております。

ここで、まず、ながと保育園、和田保育園の基本理念と保育方針についてお伺いをいたします。

○議長（田村孝浩君） 羽田町長。

○町長（羽田健一郎君） 「信州やまほいくについて」の御質問でございますけれども、まず当町では、長和町教育大綱に基づきまして、子供の最善の利益を考慮し、現在を最もよく生き、望ましい未来と生きる力の基礎を培い、心豊かな人間性を育む乳幼児期教育を目指し、基本的な生活習慣やしつけ、豊かな情操を培い、心豊かな子供の育成に努める、こういったことを保育の理念としております。

○議長（田村孝浩君） 長井こども健康推進課長。

○こども健康推進課長（長井 剛君） それでは、保育方針につきましては私のほうから御説明をさせていただきます。

保育方針でございますが、3項目ございます。

一つ目としまして、子供自身の力を十分に認め、一人一人の子供の発達過程や心身の状態に応じた適切な援助や環境を整える。二つ目としまして、日常的また将来的に先を見通した保育。三つ目としましては、保護者の気持ちを受けとめ、ともに子育てとしまして、保育園の園目標を、ながと保育園では、「明るく仲良く元気よく、心豊かな子供に」、また、和田保育園においては、「明るく仲良く元気よく、みんなで楽しい保育園に」を掲げまして、日々の保育を行っておるところでございます。

○議長（田村孝浩君） 宮沢清治議員。

○5番（宮沢清治君） 2018年4月に、保育所保育指針、幼稚園教育要領が10年ぶりに改訂されてスタートしています。

そこには、幼児期の終わりまでに育ってほしい姿、10の姿が盛り込まれております。これは、小学校教育との連続性や、保育所保育が子供をどう成長させたかを考えてるための目安となるもので、卒園までに育まれていてほしい資質や能力を具体的に10項目に分けて示したものであります。

保育士の皆さんは、この10の姿を頭に置きながら子供への援助や支援を行うのですが、全ての到達を求めるものではなく、子供が発達する様子にあわせて導いていくことの積み重ねが大事とされております。

この10の姿、これの一例なんですけど、五つほど挙げてみますと、健康な心と体、自立心、協同

性、思考力の芽生え、自然とのかかわり・生命尊重などであります。

当町にある二つの保育園は、この改訂された保育指針10の姿に沿って既に活動されている一方、一部の姿についてはどのような活動がよいのかと思案中の園もあるようです。

改正保育士所保育指針の取り組み等については、次回の一般質問でお尋ねすることとして、今回は自然とのかかわり・生命尊重について若干触れます。

自然とのかかわり・生命尊重とは、自然に触れて感動する体験を通して、自然の変化などを感じとり、好奇心や探求心を持って考え、言葉などで表現しながら身近な事象への関心が高まるとともに、自然への愛情や畏敬の念を持つようになる。

また、身近な動植物に心を動かされる中で、生命の不思議さや尊さに気づき、身近な動植物への接し方を考え、命あるものとしていたわり、大切にすることをもちかかわるようになるとされております。

保育の中で、自然に触れる機会はたくさんあると思いますが、野外での自然保育に重点を置く、もしくは自然保育にも積極的に取り組んでいる活動について、これから申し上げる活動の実績を伺いたいと思います。

その活動とは、土とかかわる活動、花・草・木とかかわる活動、水とかかわる活動、空・天候とかかわる活動、生き物とかかわる活動、火とかかわる活動、人・地域・文化とかかわる活動であります。

以上であります。簡単で結構ですので報告をお願いします。

○議長（田村孝浩君） 長井こども健康推進課長。

○こども健康推進課長（長井 剛君） それでは、私のほうからただいまの屋外での活動について実績ということでございますが、ここでは主な活動内容について申し上げさせていただきたいと思っております。

活動内容としましては、土に関係する部分でございますけど、泥遊び、それから水ということで、水遊び、砂遊び、畑などで野菜を植えたり収穫すること、また、散歩に行き、オタマジャクシやイモリ、カエルを捕まえたり、保育園で飼育したりしております。

また、やきいも会、そのための薪や落ち葉拾い、ドングリや松ぼっくりを見つけたり、見つけたもので作品をつくったりしております。

冬には雪遊び、そして、つららや野外での氷づくりなど、季節によってその時期ならではのものを多く取り入れながら過ごしているようにしております。

また、伝統的な活動といたしまして、七夕ですとか、どんど焼き、節分の豆まきなどを園の行事にも取り入れて体験できるようにしております。

○議長（田村孝浩君） 宮沢清治議員。

○5番（宮沢清治君） まさに自然保育そのものだと思いますが、実は、長野県は2015年より、自然を生かした保育や幼児教育を推進しようと、信州型自然保育「信州やまほいく」と言いますが、

この認定制度を行っていることは御承知かと思えます。

信州型自然保育とは、四方八方山に囲まれた長野県の豊かな自然環境を生かし、自然保育を積極的に取り入れることにより、子供の自然の恵みに対する感謝の気持ちを醸成しようとするとともに、子供が本来持っているみずから学び、成長しようとする力を育むことを基本理念としています。

この認定には、3歳以上の子供の野外での体験活動が、1週間に15時間以上の特化型と1週間に5時間の普及型があり、2019年8月現在、33市町村の185団体が認定されております。ちなみに、東信地方では、青木村保育園や、東御市、佐久市の幾つかの保育園など、36の団体が認定されています。

このホームページ、長野県のページで当町の二つの保育園の名前を探したんですが、残念ながらなかったと、あれと思ったんですね、この認定の申請や認定交付にかかわる費用はかかりません。長野県で認定園を県内外に積極的に広報するので、園や市町村の知名度が向上し、取り組んでいる保育や幼児教育に対する社会的認知と信頼性の向上も期待でき、県のさまざまな支援も受けることができます。

その支援の例でございますが、保育者の自然保育研修交流会の開催、自然体験活動専門指導者の派遣、自然保育ポータルサイトの開設、県外への積極的な情報発信、これは具体的には、銀座NAGANOでのセミナー等でございます。森林税での園児活動のフィールド整備にかかわる補助金制度であります。

ほかにも、各園でどんな保育実践を行っているのかを見える化されることにより、保育者や保護者や子供にとっても大きなメリットがあると思えます。

最終的に県内だけではなく、都会からもこの信州型自然保育に関心を示し、山々に囲まれた当町、長和町の大自然の中でゆったりと子育てをしたいと思う子育て世代の方の移住につながる可能性もあります。

当町二つの保育園でも、先ほど御報告いただいたように、毎日の保育の中でごく自然に自然保育を行っているので要件は整っているのかなと思えます。でも、なぜか信州型自然保育の認定を受けていない。なぜ受けなかったのか、受ける考えは今後ないのか、この点について伺います。

○議長（田村孝浩君） 長井こども健康推進課長。

○こども健康推進課長（長井 剛君） 信州やまほいく認定制度につきましてでございます。

この制度につきましては、私どもも十分承知をしておるところでございますが、当町の保育園においては、認定を受けなくても実際に、先ほど御説明をしたとおり、同じような活動ができるというような環境がございます。また、先ほど申し上げましたとおり、実際に行っているところがございます。

信州型自然保育の認定をなぜ受けないのかという御質問ですが、認定を受けるためには規定に沿うような活動が必要であり、そのために子供たちに負担をかけてしまうのではないかということ、また、屋外での活動につきましては、園の敷地外の屋外ということでございますので、現段階では

安全に配慮が行き届いた整備がなされている場所が少なく、安全の確保が難しいこと、また、蜂やへび等の対応についても必要になるということなどが挙げられます。

しかしながら、議員の御質問の趣旨、また県の考え方も十分理解しておりますので、安全性の確保を含めまして、今後、引き続き認定の必要性や申請の有無について検討してまいりたいというふうに考えておるところでございます。

○議長（田村孝浩君） 宮沢清治議員。

○5番（宮沢清治君） ただいまの御答弁で、今後も引き続き認定の必要性や申請の有無について検討するとおっしゃっていますが、ということは、過去に検討した、安全性の確保など幾つかの課題もあり、また、町でも県で進める「やまほいく」と遜色ない自然保育をしているので認定を受ける必要性はなかったとの判断だと思いますが、この認定制度ができてから4年近く経過をいたしました。認定された保育所等の実情や、その自治体に変化も生じておる可能性もありますので、4年前の実情とは変わっている部分もありますから、現在、認定されている保育所等のその後を確認し、再度、認定の必要性の検討をお願いを申し上げて、次の質問に移ります。

最後の質問でございます。

森と自然を活用した保育、幼児教育、子育て支援を推進する先進県である長野県、鳥取県、広島県の3県知事が発起人となり、森と自然の育ちと学び自治体ネットワークが平成30年4月17日に設立をされました。

森と自然を活用した保育、幼児教育の認知度や質の向上と充実を図るために、平成30年10月22日、森と自然の育ちと学び自治体ネットワークが設立総会を開き、3県を含む16県と長野県内の51市町村を含む94市町村が参加をし、約60名の市長が出席されたようであります。

この共同宣言には、先進事例の調査、研究、環境整備に向けた提言や、国への要望活動を盛り込み、今後、勉強会や交流会を開催するとありますが、当町はこのネットワークに参加しているのかお伺いします。

○議長（田村孝浩君） 長井こども健康推進課長。

○こども健康推進課長（長井 剛君） それでは、お答えをいたします。

当町においても、昨年度より本活動の趣旨に賛同し、森と自然の育ちと学び自治体ネットワークへ参加をしておるところでございます。

当町の保育園では、現在、「やまほいく」の認定は受けておりませんが、先ほどの回答のとおり、各園において自然に触れ合う保育活動を積極的に行っているところでございます。

今後においても、引き続き、森と自然の育ちと学び自治体ネットワークに参加をしてみるとともに、ネットワークから発信される情報、活動事例などを参考にしながら、長和町らしい、より地域の現状に則した、安全かつ効果的な自然保育を実践することを目指してまいりたいというふうに考えております。

○議長（田村孝浩君） 宮沢清治議員。

○5番（宮沢清治君） このネットワークを最大限に利用して、新たな保育所保育指針を踏まえた保育幼児教育の質のさらなる向上を目指してほしいと思います。

以上で、今回予定いたしました私の質問は終わります。

○議長（田村孝浩君） 以上で、5番、宮沢清治議員の一般質問を終結いたします。

ここで、10時55分まで休憩いたします。

休 憩 午前10時42分

---

再 開 午前10時55分

○議長（田村孝浩君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

3番、田福光規議員の一般質問を許します。

田福光規議員。

○3番（田福光規君） 議長の許可をいただきましたので、一般質問を行わせていただきます。

本日は、第1に、「長和町道の駅エリア活性化事業」について、第2に、「会計年度任用職員制度」の開始と当町の対応について、以上2点について、質問をさせていただきます。

第1の質問、長和町道の駅エリア活性化事業についてであります。

長和町道の駅エリア活性化事業の工事が始まっていますが、予定どおり進んでいますか。事業財源の確保等も含めて、進捗状況について説明をお願いいたします。

○議長（田村孝浩君） 羽田町長。

○町長（羽田健一郎君） 道の駅エリア活性化事業の御質問でございますが、工事の進捗状況についての御質問でございます。各種工事の関係につきましては、全ての本体、設備、天気、足湯に関する工事の発注が終了いたしまして、事故もなく順調に進んでおるところでございます。また、同様に財源につきましても御報告をしたとおり、地方創生拠点整備交付金が交付決定となり、起債に関する協議も終了しておりますので、想定外の事象などが生じない限り、変更や取り消しはありませんので、各種事業、事務についても順調に進んでおるところでございます。

○議長（田村孝浩君） 田福光規議員。

○3番（田福光規君） 大型農産物直売所の愛称を先般募集されましたが、結果について報告をお願いいたします。

○議長（田村孝浩君） 藤田産業振興課長。

○産業振興課長（藤田健司君） 私のほうからお答え申し上げます。

愛称募集に関しましてでございますけれども、この関係につきましては、各所から、親しみやすく長和町のイメージできるような直売所が、愛称が必要ではないかといった御意見から公募を行ったものでございますけれども、8月の12日の新聞折込や文字放送などにより愛称の募集をいたしました。

8月末日が期限となっております、合計で58件の応募がございました。どの応募いただいた

ものにつきましても、それぞれ思慮深く考えてのものばかりでございまして、優劣つけがたいものばかりでございました。

今後につきましてもありますが、道の駅エリア活性化推進委員会にお諮りを申し上げて決定してまいりたいと考えておるところでございます。

○議長（田村孝浩君） 田福光規議員。

○3番（田福光規君） 足湯の入札結果と工事予定について、答弁をお願いします。

○議長（田村孝浩君） 藤田産業振興課長。

○産業振興課長（藤田健司君） 足湯につきましては、7月に町内事業者6社によりまして指名競争入札を実施し、2,387万円で落札に至りました。工期につきましては2月末となっておりますが、ゲート工事などと進捗を合わせまして調整をし、早目に竣工できる予定で現在進んでおるところでございます。

○議長（田村孝浩君） 田福光規議員。

○3番（田福光規君） 足湯の指定管理は、どこが行いますか。管理費用は幾らかかると考えていますか。費用は指定管理を考えていますか。

○議長（田村孝浩君） 藤田産業振興課長。

○産業振興課長（藤田健司君） 足湯の管理につきましては、指定管理先は決定してございません。光熱水費及び維持管理等にかかわる経費でございますが、先般、概算ではあります、算出をいたしました。それによりますと、稼働時間や使用頻度などにより差異が出てきてしまうというようにございますけれども、おおむね年間で約80万円から約120万円はかかるという予想でございます。これらの費用についてですが、いずれにいたしましても、指定管理にて依頼をしたいと考えておるところでございます。

源泉管理との兼ね合いなど、もろもろ考慮いたしますと、長和町振興公社のやすらぎの湯の部門で附帯設備として管理していただくことが一番理にかなう、さらにより効果的で効率的であるものと考えておるところでございますが、今後、長和町振興公社も含めた中で、関係者と詳細につきまして協議してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（田村孝浩君） 田福光規議員。

○3番（田福光規君） 新しい道の駅の経営形態はどうなりましたか、答弁をお願いします。

○議長（田村孝浩君） 羽田町長。

○町長（羽田健一郎君） 先般開催されました議会全員協議会にも御報告をさせていただきましたが、町内事業者8社によりまして、株式会社を組織をして経営に当たっていただくということになりました。現在、この8社の皆さんにより、10月の法人設立に向けまして取り組んでいただいております。

○議長（田村孝浩君） 田福光規議員。

○3番（田福光規君） 事業の経営責任者及び運営組織は決まりましたか、答弁をお願いいたします。

○議長（田村孝浩君） 羽田町長。

○町長（羽田健一郎君） 先ほど答弁いたしましたとおりでございますが、経営に当たる皆様による協議の末、責任者も決定に至っております。現在は、長和に育ち、長和に育てられ、長和町をこよなく愛し、本事業の町民の皆さんのためにといった思いで、今後の町の拠点となる施設として、民間の力をフルに活用し、十分に発揮すべく、法人の設立や経営、収支にかかわる各種計画の立案等、急ピッチで進めていただいております。

○議長（田村孝浩君） 田福光規議員。

○3番（田福光規君） 経営責任者の方は、道の駅のような事業所の経営経験がおありでしょうか。なければ、道の駅の経営のノウハウを学ぶための外部研修などを行うことが必要と思われませんが、その計画はあるでしょうか、答弁をお願いします。

○議長（田村孝浩君） 羽田町長。

○町長（羽田健一郎君） 経営責任者の方は、田福議員おっしゃる道の駅のような事業所の経営はございませんが、発起人となります8社の皆さんは、それぞれの社のトップとして活躍をされておりまして、そして、本事業に熱い思いを秘める長和の武士の皆さんでございます。未経験、経験の差異はあろうかと思いますが、それぞれの皆さんが得意分野での役割を、より団結し、一つの核となって事業を進めておる状況でございます。みずからの事業内で未経験な部分を補うと、自主的なものも含め、何回か視察等を実施している状況でございます。

今後も継続して、他の施設の品ぞろえや経営、運営などを積極的に学ぶことも経営する皆様の中で確認されておりますので、引き続き取り組みの強化を図っていただきたいというふうに考えております。

○議長（田村孝浩君） 田福光規議員。

○3番（田福光規君） 生産者組織の設立が行われましたが、責任者名、役員体制、参加農家の総数、地域別の内訳も含めて、さらに今後の予定についても教えてください。答弁をお願いします。

○議長（田村孝浩君） 藤田産業振興課長。

○産業振興課長（藤田健司君） 先般、7月30日に、マルメロ駅ながと農産物直売所生産組合の総会が開催されまして、正式に生産者組織が設立されました。組合長には、準備委員会の委員長を務めていただきました小林久雄さんが就任をいたしました。

役員体制でございますが、副組合長に長久保、大門、和田、武石の各地区から4名、一般の役員に、同様でございますが、町内各5地区から14名、監査委員が2名の構成となりました。設立時におけます参加者であります。総数で109名でございます。内訳ですが、古町地区が21名、長久保地区で14名、大門地区が11名、和田地区が20名、武石地区が26名、その他地区事業者含めると17名となっております。

今後でございますけれども、運営会社や店舗、出荷に関する各種説明会の実施に向けての役員会のほか、栽培や防除に関する日誌づけ、安全安心に関する講習会や研修会を予定してございます。

以上です。

○議長（田村孝浩君） 田福光規議員。

○3番（田福光規君） 生産者の方で同一の農産物が生産されないような調整、その他生産された場合の対応は考えておられますか、答弁をお願いします。

○議長（田村孝浩君） 藤田産業振興課長。

○産業振興課長（藤田健司君） 同じ時期での生産物が重複することにつきましては十分把握しておるところでございます。したがって、生産組合内での時期をずらしての作付などによります生産者、出荷者生産調整などや、商工会で取り組んでおります長和町特産品開発推進委員会などでの取り組みも連携を密にしながら、無駄やロスのないように、また生産意欲が低下しないような取り組みをしてみたいと考えておるところでございます。

○議長（田村孝浩君） 田福光規議員。

○3番（田福光規君） 売れ残りの農産物への対応、さらに加工品の生産は考えておられますか、答弁をお願いします。

○議長（田村孝浩君） 藤田産業振興課長。

○産業振興課長（藤田健司君） 生産物のロス対応につきましては、非常に重要であると考えておるところでございます。今後、運営会社等とも十分に研究検討を重ねまして、加工や販売できる対策なども模索する中で、必要最小限に抑えられるように努力し、対応してみたいと考えておるところでございます。

○議長（田村孝浩君） 田福光規議員。

○3番（田福光規君） 先般からの私の質問も行いましたことありますけど、特産品を開発するというのを言われておりましたが、特産品を開発する取り組みはどのように進められ、現状はどうなっていますでしょうか、答弁をお願いします。

○議長（田村孝浩君） 藤田産業振興課長。

○産業振興課長（藤田健司君） 通常、特産品開発係が取り組んでおります特産品の開発とは、また別の考え方で、直売施設で取り扱えるものを対象といたしまして、現状の商品を利活用したものや、新たな取り組みができるかなど、現在、運営会社を含め、研究検討を始めたところでございます。

○議長（田村孝浩君） 田福光規議員。

○3番（田福光規君） 当初の計画では、生鮮食料品等の売り場を設置する計画でありましたが、どのような商品を販売するような予定を、今されているのでしょうか、答弁をお願いします。

○議長（田村孝浩君） 藤田産業振興課長。

○産業振興課長（藤田健司君） 当町にはスーパーマーケットがないことから、生鮮食品等の取り

扱い、そういうことは当初から計画してございました。このことにつきましては、運営会社の皆様も住民のための事業、町民の皆様に還元できる事業といたしまして、十二分に認識をいただいている状況でございます。

したがって、まだ具体的にどのような品ぞろえをするか決定には至っておらないわけですが、運営会社におきまして、ロスの少ない品をそろえるような工夫、協議検討がされ始めたということもあわせて御報告を申し上げたいと思います。

○議長（田村孝浩君） 田福光規議員。

○3番（田福光規君） 事業の総額をふやす、売上げをふやすことがとても大事なわけですけど、私の経験でも、長野県の特産の果物等を産地から取り寄せて置いてあるようなところで購入して送ったりしております。中元や歳暮の際に扱うことも、そういうのは大事なことだと思いますけど、中元、歳暮の品物も扱うということも検討しておられますでしょうか、答弁をお願いします。

○議長（田村孝浩君） 藤田産業振興課長。

○産業振興課長（藤田健司君） この直売所の各種事業によります増収対策につきましては、町内産品でそろわない品物につきまして、必然的に仕入れにより対応していくという計画になってございます。このことにつきましては、JAを介して、時期には時期の新鮮でおいしい果物や野菜を、県内等各地から仕入れることになろうかと思っております。

お中元やお歳暮に関する対策につきましても、さまざまなセットを用意、確立いたしまして、お客様がチョイスできるような方法など、先般、運営会社による運営委員会におきましても、改めて確認をされ、優先的な検討課題として検討されることとなっております。

以上です。

○議長（田村孝浩君） 田福光規議員。

○3番（田福光規君） 私が調べました国土交通省の道の駅についての報告の中身によりますと、管理運営は指定管理者等が行っているのが全体の約4割、それから第三セクターが約3割となっております。当町の新しい道の駅に指定管理料の支払いを考えておられますか、答弁をお願いします。

○議長（田村孝浩君） 羽田町長。

○町長（羽田健一郎君） 新しい道の駅の経営形態につきましては、町内事業者により法人を組織し、運営するということになりました。先ほどお話しさせていただきました。そして、この運営体制に対し、町は参加しませんので、法人による経営体制を確立することにより経営責任を明確にし、中長期的な戦略をもって、継続して事業が実施できる体制をつくっていただきたいというふうに考えております。

この道の駅直売所は町が設置する施設であり、その運用については、指定管理者制度を活用していきたいというふうに考えております。

今後、運営会社による各種事業や維持管理に関する事項など十分精査をし、協議の上、指定管理料を算定してまいりたいというふうに考えております。

○議長（田村孝浩君） 田福光規議員。

○3番（田福光規君） 今年度の当町の指定管理料は、総額で5,893万8,000円となっております。来年度、この間の話し合い等の中で、鷹山スキー場等からは、以前の指定管理料であるように3,000万、現状よりもふやしてほしいという要望も出されております。先ほど答弁ありましたように、足湯への指定管理料の支出も検討しなければなりません。

今後の指定管理料の総額をどうするかについても、お考えをお聞きしたいと思います。答弁をお願いします。

○議長（田村孝浩君） 羽田町長。

○町長（羽田健一郎君） 指定管理料は利用料金、収入等により賄うことができない維持管理経費につきまして、指定管理者と協議検討を行った上で、各年度ごとの協定により見直しを行いまして適正な額を支出しているところでございます。

今後につきましては、議員から提案のあったモニタリング制度の導入についても研究をしまして、各施設の運営状況により詳細に把握してまいりたいというふうに考えております。

いずれにいたしましても、民間事業者等が有するノウハウの活用により住民サービスの低下を招くことがないよう、また地域の活性化につながるよう、それぞれの施設の指定管理者と、よく協議検討を行いまして、適正な指定管理料を定めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（田村孝浩君） 田福光規議員。

○3番（田福光規君） 私は、6月の一般質問でも述べさせていただきましたが、指定管理施設を利用して事業を行う場合、その事業の収益で指定管理施設の管理ができることを目指すべきだと考えています。新しい道の駅の設置条例、12月から来年2月、3月に提案され、決められると思いますが、その際に設置条例を指定管理施設の目的を販売等の事業を指定管理事業とすることを提案いたします。答弁をお願いします。

○議長（田村孝浩君） 羽田町長。

○町長（羽田健一郎君） 事業の収益で指定管理施設の管理ができることは、ある意味、理想的であるというふうに考えておるところでございます。自治体の状況、施設の運営状況や経営スタイル、事業の内容などさまざまな要因があろうかと考えているところでございますが、当町の設置運営スタイルなどとマッチしたものを研究し、施設の設置条例についても十分検討した上で上程できるように準備を進めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（田村孝浩君） 田福光規議員。

○3番（田福光規君） 我が当町の設置条例、指定管理の設置条例の中では、和田宿ステーションには、既にこの事業を行うと、販売等の事業を行うことを指定事業とすることが既に記載されております。ですから、今でも現在、当町にはそういう条例があるわけですから、その辺を参考にしながら、ぜひそういう中身になるように提案のほうをよろしく検討お願いしたいというふうに思います。

2つ目の質問に入らせていただきます。「会計年度任用職員制度」の開始と当町の対応についてであります。

2020年、来年4月から開始される会計年度任用職員制度の概要についてお答えいただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

○議長（田村孝浩君） 羽田町長。

○町長（羽田健一郎君） 国では、平成29年5月、地方公務員法及び地方自治法の一部改正を行い、特別職非常勤職員及び臨時職員の任用要件が厳格化されるとともに、一般職の会計年度任用職員制度が創設をされました。このため、令和2年4月から臨時職員と一部の特別職非常勤職員を現行どおり任用することができなくなり、かわって会計年度任用職員として任用することとなります。

この会計年度任用職員につきまして、基本任期は1年であり、毎年、競争試験や選考による能力、実証による任用をすること、それから同一労働、同一賃金の考えのもと、その職責に合った給料を支給すること、それから一般職常勤職員と同じく、期末手当を支給すること、それから一般職常勤職員と同じく、服務懲戒を適用することなど、総務省が示す会計年度任用職員制度の導入等に向けた事務処理マニュアルにより、各地方公共団体において、会計年度任用職員制度の新規条例、規則の整備が進められておるところでございます。

当町におきましては、今回の定例会におきまして、会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例を提案をさせていただきましたので、ひとつよろしくお願いを申し上げたいと思っております。

○議長（田村孝浩君） 田福光規議員。

○3番（田福光規君） 2017年に地方公務員法と地方自治法の改正により決められた今回の会計年度任用職員制度の目的は何だと考えられていますか、答弁をお願いします。

○議長（田村孝浩君） 羽田町長。

○町長（羽田健一郎君） 多くの地方公共団体におきましては、御案内のとおり、人口減少、それから高齢化の進行、あるいは行政事業の多様化など、社会経済情勢の変化に対応するために、臨時職員、非常勤職員を多種多様な勤務形態で任用してきており、常勤職員に近い任用形態の臨時職員、非常勤職員が全国的に増加しているという現状でございます。

その中で、特別職の非常勤職員及び臨時職員の任用につきまして、制度の趣旨に沿わない任用がなされていること、一般非常勤職員について、採用方法等が法文上、明確に定められておらず、任用の適正化が進まないこと、それから一般職非常勤職員について、制度上、期末手当など各種手当の支給ができないことが制度上の課題として上げられてまいりました。

さらに、適切とはいえない現状の任用形態が続いていくと行政コストのアップにつながると考え、その是正のため法改正に踏み切ったものというふうに考えております。

○議長（田村孝浩君） 田福光規議員。

○3番（田福光規君） 当町の非正規職員数を、総数と、第1、臨時職員（フルタイム、短時間）、2、一般非常勤職員、嘱託職員、フルタイムと短時間、3番目、特別職非常勤職員、フルタイムと

短時間に分けてお答えをいただきたいと思います。よろしく申し上げます。

○議長（田村孝浩君） 金山総務課長。

○総務課長（金山睦夫君） それでは、私からお答えいたします。

非正規職員の総数は、およそ170名で、本年4月1日現在の臨時職員のフルタイム職員は76名となっております。臨時職員の短時間勤務の職員数ですが、例えば、年間で1日だけ草刈りを各課で直接お願いした場合であっても、その方は臨時職員ということになりますので、正確な数ではありませんが、90名程度でございます。

一般職非常勤職員、嘱託職員及び特別職非常勤職員のフルタイムの職員はおりません。

特別職非常勤職員の短時間勤務の職員数ですが、こちらは町議会議員や各委員会等の委員、消防団員などが挙げられますので、非正規職員としては含めておりませんが、延べ1,131名でございます。

○議長（田村孝浩君） 田福光規議員。

○3番（田福光規君） 当町の正規の職員数は何名でしょうか。総数に占める非正規職員比率は何%になるでしょうか、答弁をお願いします。

○議長（田村孝浩君） 金山総務課長。

○総務課長（金山睦夫君） 本年4月1日現在の正規職員数は96名で、非正規職員数比率は63.9%です。ただし、先ほども申し上げましたとおり、例えば年間で1日だけ草刈りを、各課が直接お願いした場合といった短時間勤務の臨時職員を除いた人事担当課であります総務課において、労務管理をしている常勤の臨時職員76名で考えますと、非正規職員率は44.2%ほどになります。

以上です。

○議長（田村孝浩君） 田福光規議員。

○3番（田福光規君） 44.2%という答弁がございました。私が調べたデータでは、町村の全国平均は大体40%というふうにデータ書いてありますので、やはり少しうちの町は多いというふうなことを言わざるを得ないのかなと思います。

次の質問です。当町の非正規の職員全員が会計年度任用職員に移行しますと、新たな費用負担は幾らになりますか、答弁をお願いします。

○議長（田村孝浩君） 金山総務課長。

○総務課長（金山睦夫君） 平成29年度の臨時職員に係る人件費は約2億6,200万円であり、平成29年度の臨時職員をそのままの勤務形態で移行した場合、4億円ほどの人件費となる試算でありまして、1億3,800万円ほどの負担増が見込まれるものであります。

以上です。

○議長（田村孝浩君） 田福光規議員。

○3番（田福光規君） 当町でのその費用負担を減らすための対応策について考えられているということですが、答弁をお願いします。

○議長（田村孝浩君） 羽田町長。

○町長（羽田健一郎君） 国からは、地方公共団体に求める地方行政サービス改革におきましては、業務の民間委託の推進、それから指定管理者制度の活用、それからICT情報通信技術を活用した業務の見直しなどを積極的に行い、そこで捻出された人的資源を公務員がみずから対応すべき分野に集中することが肝要であると助言をされております。

そうした国の方針を踏まえながら、現在、臨時職員の方の雇用の継続、勤務条件の維持などを考慮すると、長和町においても民間委託等への取り組みが必要であるというふうに考えておるところでございます。

現在、正規職員、臨時職員を問わず、全職員に対しまして、担当している業務の事業仕分けを行っております。この仕分けによりまして、行政判断が必要とする業務と、そうでない定型業務を分けまして、定型業務については業務委託を推進し、行政判断を必要とする業務につきましては、正規職員及び会計年度任用職員が行うことを考えておるところでございます。

この事業委託を考えた場合の費用負担は3億1,000万円程度と見込んでおり、全て職員の会計年度任用職員として活用、任用するより、9,000万円ほど負担を軽減できるというふうに考えておるところでございます。

○議長（田村孝浩君） 田福光規議員。

○3番（田福光規君） 当町での費用負担を減らすために、民間業者への業務委託を考えているとのことですが、同様な検討を行った自治体があります。ことし3月の静岡県の島田市の議会で、会計年度任用職員制度の開始前に、非正規職員が担っている業務を包括的に民間委託する予算アンケートが提出されましたが、住民サービスの影響などについて十分な検討がされていないまま、業務委託ありきで結論を急いだために、与党会派を初め、反発が広がり、全会派一致で否決されたとのこととあります。

また、総務庁は、会計年度任用職員制度への移行に当たり、財政上の制約を理由に導入を抑制してはならないと指示をしております。ことし2月21日の国会の衆議院の総務委員会でもこの問題が取り上げられ、島田市のような対応について、同省の大村慎一公務員部長は、法の趣旨に合わないと答弁をされています。このことをどのように受けとめられますか、答弁をお願いします。

○議長（田村孝浩君） 金山総務課長。

○総務課長（金山睦夫君） 御質問のございました衆議院総務委員会の会議録によりますと、島田市では、会計年度任用職員制度による負担増のみを理由に、臨時職員の担っている全ての業務を包括委託しようとしたようであります。

国においては、平成18年7月に民間が担うことのできる公共サービスは民間に委ねる観点から、競争の導入による公共サービスの改革に関する法律が施行され、公共サービスの質の維持向上及び経費の節減を図る地方行政サービス改革を推進しております。

当町としては、国の進める民間委託等の推進を行うもので、単に人件費負担増を避けるためにと

いった考え方ではなく、まず正規・非正規を含めて、職員でなくとも民間業者が行ってもサービスの維持、あるいはサービスの向上が図られる業務は民間に担ってもらうことを検討しているところ  
です。

例えば、現在、日直職員が行っている電話の受付業務ですとか、給料の支払いや各種料金の支払い業務などは、典型的な定型的業務でありまして、これらをまとめて委託することにより、職員が本来の業務に当たる時間がふえることが考えられます。

先ほど町長答弁でありましたように、こういった業務の仕分けを行いまして、その上で、適正に業務委託できるものか確認してまいりたいと考えております。

ですから、業務の内容によって、正職員、あるいは会計年度任用職員が行うべき業務は委託しませんし、業務委託に適さないものも委託するものではございません。これは総務省の方針に沿うものというふうに考えますし、大村公務員部長の単に勤務条件の確保等に伴う財政上の制約を理由として会計年度任用職員制度の意向について抑制を図る、こうしたことが適正な任用、勤務条件の確保という改正法の趣旨に沿わないものである等の答弁に矛盾するものではないというふうに考えて  
おります。

○議長（田村孝浩君） 田福光規議員。

○3番（田福光規君） 業務委託を考えているという再度の説明でございますが、そのデメリットも大きなものがあると思います。第一に、業務を遂行する裁量が受託業者にあり、直接の指示命令  
ができないということです。

2つ目に、今の非正規の職員がいなくなったとき、かわりの人材の保証がなく、受託業者任せになる。今現在、町が考えているのは、今働いておられる方をそのまま受託業者にお任せして送って  
いただくということを考えられているわけですが、その人がずっと働き続けておられるという保証はないわけですから、その人が何らかの状況でやめられたり働けなくなった場合には、その受託業者そのものが、どなたかを採用して働いてもらうということになるわけですから、そのような  
ことが当然予測されるわけですね。これについて、どのような対応を考えておられますか、答弁を  
お願いします。

○議長（田村孝浩君） 羽田町長。

○町長（羽田健一郎君） 業務委託をすることで、業務の裁量は、確かに受託事業者であります  
が、先ほど申し上げましたとおり、行政判断を必要としない定型業務を委託するというところで、そ  
こまでの指示命令が必要であるということは想定しておりません。

また、委託した業務に対しましては、当然、町として適切に管理点検をしていく責任があるとい  
うふうに考えておりますので、もし問題がある場合は、受託事業者と協議をしてまいりたいとい  
うふうに考えております。

人材の保証という点では、議員がおっしゃるとおり、受託事業者が労働者を募集することになり  
ますが、受託事業者との契約に当たっては、長和町民の雇用を最優先とした募集を条件としていき

たいというふうに考えておりますし、やはり受託する業務が定型業務をというところで、労働者の入れかえがあっても行政サービスの低下に即つなげるものではないというふうに考えております。

逆に、民間活力を取り入れた業務の効率化、また職員が本来取り組むべき専門業務への取り組みなどによって、行政サービスの向上を目指してまいりたいというふうに考えておるところであります。

○議長（田村孝浩君） 田福光規議員。

○3番（田福光規君） 行政判断を必要としない提携業務を委託するので問題ないという答弁でございますが、現場からは民間委託に反対する声、心配する声が上がっております。私がいただいた小学校の調理現場からの声を紹介させていただきます。

「学校給食は、子供たちが五感を使って味わう育食の生きた教科書になるよう調理従事者と栄養職員、または栄養教諭が協力してつくり上げています。季節の食材の変化に対応し、その日の朝に調理方法を変更する場合もあり、密な連携が必要な作業行程に対して、民間委託になってしまうと、民間の社員の調理従事者に対して、栄養職員または栄養教諭は直接指示をすることは法律違反になり、会社の担当者を通さなければならなくなるので、よりよい学校給食をつくるのが難しくなります」、このような声とあわせて、民間委託になることによる問題点が、7項目にわたって出されております。

このような声に対して、どのように答えられますか、答弁をお願いします。

○議長（田村孝浩君） 金山総務課長。

○総務課長（金山睦夫君） これまでの国の方針からしますと、民間委託できるものは委託になっていくだろうというふうに考えております。先ほども申し上げましたように、どの業務を委託していくかは、これから決定していくことになりますので、そうなれば、雇用主が変わることになりまして、働いている方は不安な面も多々あると思います。

一方、会計年度任用職員は、基本の任期は1年となっております、議員おっしゃる給食調理員の方などは、私どもにとっても長く継続して務めていただきたい職種でありまして、働いている方も1年という短期雇用では安心できないものというふうに思います。こういった会計年度任用制度のデメリットといえるものも考慮する必要があると思います。

また、形態はどうあれ、いかに現場の皆さんが、使命感ですとか意欲、やりがいを持てる環境を整えていくかが大切だと思っております。その上で、財政状況ですとか雇用条件などさまざまな制約を考慮していかなければならないというふうに思います。

当町で給食料理業務を委託した場合、現在、調理員として任用している臨時職員に、そのまま調理業務をお願いすることを考えておりまして、その中から実質的な責任者を選任することで栄養士等からその責任者に指示をすることは可能と考えております。

また、指揮、命令等は労働者に対して業務上の指示を行う権限でありますので、日常会話はもちろん、全員での打ち合わせや反省会といったものが直接の指示と判断されることはないというふう

に考えております。

いずれにいたしましても、委託していく業務がもう少し具体化した段階で、委託した場合の問題点などを現場の皆さんの御意見もお聞きしながら、できるだけ働いている方も業務自体もスムーズに移行できるよう十分配慮してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（田村孝浩君） 田福光規議員。

○3番（田福光規君） ただいまの答弁の中で、会計年度任用職員は基本の任期が1年ということが強調されましたが、確かにそのように書かれておるわけですけど、解説書を私も読ませていただきましたが、その中では、再度の任用が法制化されたという評価であります。現在、臨時職員で働いている方々は、雇用期間は6カ月という限定ですよ。再度の雇用は認められないということになっているわけですけど、慣例によって、何年も、例えば働いている方もおられるわけです。ですから、今の臨時職員は、再任用というのが法制化されていないわけですね。

ところが、今回の会計年度任用職員は法制化されたという評価であります。これは、自治体の判断で任用が継続されることが認められたとその説明書には書いてあります。

具体的にどうということかと言いますと、法律の条文には書かれていませんが、2017年の4月13日の参議院の総務委員会の中で、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律案に対する附帯決議、附帯決議ですね、会計年度任用職員及び臨時的会計年度任用職員の任用について、地方公共団体に対し、発出する通知等により再度の任用が可能である旨を明示することと書かれております。ですから、自治体がそのことを明示すれば、自治体の判断で再任用は法律上可能になったということでもあります。

また、同年の5月11日に衆議院の総務委員会でも同じ内容で決議をされております。隣の上田市では、労働組合との話し合いを7月に行ったそうですが、非常勤職員全員が会計年度任用職員に移行し、この話の中で先ほどの附帯決議に基づいて、継続雇用も確認をされているということを書いてあります。正しい解釈と皆さんへの説明をぜひお願いしたいというふうに思います。

それから、その後説明がありました、給食調理業務を委託した場合、現在の調理員の臨時職員の中から実質的な責任者を選任し、栄養士等からその責任者に指示することは可能と考えていると答弁がありました。それは偽装請負の指摘を受ける可能性が大であると思います。

なぜかと言いますと、労働者派遣事業と請負により行われる事業との区別に関する基準、昭和61年4月17日労働省告示第37号、いわゆる37号告示と言われているそうですが、その中によれば、現場での作業の遂行に関する指示、請負労働者の管理発注者との注文に関する交渉権は、当該事業主、すなわち派遣会社の社長、その代行するものというふうに明示されております。みずから行う業務であり、当該作業所に管理責任者を置く場合でも、その管理責任者は、事業主にかわってこれらの権限を行使し得る者でなければならず、かつ現にその権限を発注者、いわゆる長和町ですね、当町から独立して行使しなければなりませんということが記載されております。

また、委託業者への発注行為も発注権限を有する職員、我が町で言えば、町長、もしくは副町長、もしくは総務課長、その方でないと行えないということでもあります。ですから、したがって、給食調理現場に受託業者が調理員に、管理職あるいは管理責任者ということを選任したとしても、派遣会社の事業主にかわる権限と、その権限に基づいて業務指示を行っているという実態がなければ偽装請負になるという説明をされています。

発注権限のない現場の栄養士等から、その責任者に指示することも同様に偽装請け負いになります。2014年に東京の足立区の戸籍住民票の事務での包括的な民間委託で同様な事態があり、足立区長が東京労働局からは是正指導を受け、民間委託をやめた経過がございます。過去のいろいろな事例を基礎に、慎重な検討をお願いしたいというふうに申し上げたいと思います。

次の質問に入ります。私は、当町のこの対応は性急過ぎると思っています。業務委託、特に、単一の職場であれば、まだここまで深刻ではないかもしれません。包括的な業務委託、先ほど話に出たように、包括的な業務委託、複数の業種、職場を一括してその受託業者に任せる場合は、より複雑になって、要するに、その会社の責任者、もしくはそれに代行にかわるものしか業務指示は行えないというふうになります。現場に責任者は置けないということに変わってくるわけです。

大きな、特に包括的な業務委託には、大きな問題点があると思います。当町のみ業務委託の道を走るのではなく、他の自治体での対応を調べ、もっと効果的な方法を検討すべきではないかと考えます。振興公社からの派遣等も考えられましたか、答弁をお願いします。

○議長（田村孝浩君） 金山総務課長。

○総務課長（金山睦夫君） 県市町村課による会計年度任用職員制度関係の説明会や近隣市町村との情報交換の中では、当該制度の導入に困惑している自治体が多く、町独自に現在任用している臨時職員の雇用の保証、行政サービスの維持、財政負担の軽減という点を中心に検討してまいりました。

総務省の助言による業務の民間委託の推進を考慮すると、大きな流れは定型業務の民間委託ではないかというふうに考えております。人件費を抑える方策をとりながらの会計年度任用職員への移行は、現状の維持を優先する余り、一般職とほぼ同じ職責を担ってもらいながら原則1年の任用であり、働いている人にとって厳しく、長く働きたい人の意向に沿えないものと思いますし、また膨大な事務となる1年ごとの契約更新に伴う選考をどうするのかといった問題を今後に先送りすることになるのではないかと考えております。

議員のおっしゃるとおり、振興公社からの派遣も考え、派遣元責任者の資格取得、振興公社の定款の変更など、派遣といった面について内部検討した経過はあります。しかし、この方法では、行政ニーズの多様化に対して臨時職員をふやして対応してきた今までのやり方と変わらないのはいか、会計年度任用職員制度の創設の目的や、国が求めている地方行政サービス改革の推進の趣旨に反するのではないかとといった点から、業務委託の推進を中心に検討してきたところでありますので、他市町村と動向が異なるというところは御理解をいただきたいと思います。

以上です。

○議長（田村孝浩君） 田福光規議員。

○3番（田福光規君） 政府総務省では、実施に当たり調査を行い、財源の確保に動いているとも言われています。地方六団体も政府に財源の確保の要望を出しています。今後とも財源確保の要望、取り組みを行っていく必要があると思いますが、どのような取り組みを行っていかれますか、答弁をお願いします。

○議長（田村孝浩君） 羽田町長。

○町長（羽田健一郎君） 議員のおっしゃるとおり、総務省におきましては、新たな支給すべき期末手当の所要額の調査を行いまして、地方財政措置についても適切に検討を進めていく予定としておりますが、本来、実施された当該調査におきましては、既に支給されている期末手当につきましては所要額から控除することとされております。町のフルタイムの臨時職員におきましては、現在、既に期末手当を支給していることから、新たに支給すべき期末手当として認められず、このままでは財源措置がされないのではないかと推察をしているところでございますが、これまでも県市町村課による関係会議、県町村会の総務課長会議等におきまして、地方財政措置については、どの市町村からも必ず意見、質問がされてきたところでございますが、総務省からは具体的な話がないという説明を受けていると聞いております。私も長和町の町長として財源確保の取り組みはもちろんしていくところでございますが、県の町村会長という立場でもありますので、その立場も十分に活用して、国に要望を続けていきたいというふうに考えております。

○議長（田村孝浩君） 田福光規議員。

○3番（田福光規君） 先ほども言いましたが、当町の非正規の職員比率は63.9%、全国町村平均の40.4%に比べ、各段に高い比率となっています。行政サービスや業務量の増大を非正規職員の採用で人件費を抑えてこられて対応されてきた結果だと考えますが、国の動向を見ると、これまでのやり方では限界が来ていると思います。仕事の進め方、職員の採用のあり方など根本的な見直しが必要だと思いますが、今後の対応についてのお考えをお聞きします。答弁をお願いします。

○議長（田村孝浩君） 羽田町長。

○町長（羽田健一郎君） 非正規職員率につきましては、さきに説明をさせていただきましたとおり、短時間勤務の臨時職員を含めて計算しますと63.9%となりますが、常勤雇用の臨時職員で計算しますと44.2%となります。これは全国平均に近いのかなと思いますが、そうは言っても、議員のおっしゃるとおり行政サービスや業務量の拡大を臨時職員の任用で対応してきたという点は、そのとおりだというふうに考えておりますし、そういったやり方の限界が見えてきたことから、今回の会計年度任用職員制度導入というふうに思っております。

先ほど申し上げましたとおり、国の地方行政サービス改革の推進の趣旨や会計年度任用職員制度の創設の目的を理解した上で、現在働いている皆さんにも丁寧に説明をして御理解をいただきながら取り組んでいきたいというふうに考えております。

さらに、先ほど説明いたしました全職員を対象に行っております行政事務業務の仕分けが職員の定員管理を見直すよい機会と捉えて、委託できる業務と委託できない業務との見極めや、実際の委託状況からも考慮しつつ、正職員の業務量や町としての重点課題を考慮しながら、今後の町の適正な定員管理を図ってまいりたいというふうに考えております。

○議長（田村孝浩君） 田福光規議員。

○3番（田福光規君） 質問の最後に、私からの意見と要望を述べさせていただきたいと思います。

第1に、答弁では、国が業務の民間委託の推進を求めており、大きな流れは民間委託にあるため、この機会に民間委託を進めたいという説明でございました。本当にそれでよいのでしょうか。全国の自治体で、民間委託、特に包括的民間委託に対する不具合が多数発生しております。長野県では、当町が考えているような包括的な民間委託を行っている自治体は、まだございません。未知でリスクを抱えた民間委託に当町が先頭を切って取り組むことに大変危惧の念を抱いております。反対の声を上げさせていただきたいと思っております。

2つ目に、既に民間委託の検討を具体的にされていると思いますが、その際に、先に民間委託ありではなく、おのこの現場で働いておられる方々の意見、不安をしっかりと受けとめて検討していただきたいと思います。小学校の調理現場からは、先ほど紹介したような声のほかに、長年の学校給食の歴史の中で受け継がれた調理技術が継承できなくなる、教育としての学校給食の存続ができなくなる、地産地消の学校給食ができなくなる等のさまざまな声が出されております。検討の際に、業者の意見のみに耳を傾けるのではなく、現地で働かれておる皆さんの声にしっかりと耳を傾けていただいて、民間委託では問題ありと思われたら白紙に戻すという立場で検討をお願いをしたいと思います。

3点目に、公務員は全国民の奉仕者としての憲法15条の理念に照らし、自治体が責任を持って実施する業務は、町が採用し、責任を持って教育、研修する常勤職員と今回新たに定められる会計年度任用職員で行うべきだと思っております。現在、職員の定数管理を見直す機会として、全職員を対象に行政事務の事務仕分けを行っているとのことですが、民間委託目的ではなく、必要な職員定数を出すために行っていたらと思います。現在のそれぞれの課を横断的に行うような業務分析も含めて、整理も含めて行っていただき、当町の行政サービスを低下させないで行うためには何名の職員が必要なのか、厳しい視点で出していただきたいと思います。その定数を実行するためには、現在より多くの人件費がかかるとは思いますが、胸を張って提案を町民の皆さんにさせていただくということをお願いをしまして、私の質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございます。

○議長（田村孝浩君） 以上で、3番、田福光規議員の一般質問を終結いたします。

ここで午後1時まで、昼食のため休憩といたします。

休 憩 午前11時53分

再 開 午後 1時00分

○議長（田村孝浩君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

2番、渡辺久人議員の一般質問を許します。

渡辺久人議員。

○2番（渡辺久人君） それでは、ただいま議長のお許しをいただきましたので、通告に基づいて私の本日の質問を行っておきます。

まず最初に、今回は社会保障と福祉の関係、それからふるさと納税について質問をいたします。

最初に、「在宅医療の実態は」ということで、長野県では、災害時支援などに活用するため、とし6月に初の医療的ケア児の実態調査に乗り出すと新聞報道されました。長和町でもこの調査を行ったのか、医療的ケア児とはどのような方か、長和町では該当者はいるのか、どのようなケアを受けているのか、お伺いします。

○議長（田村孝浩君） 羽田町長。

○町長（羽田健一郎君） 長和町における医療的ケア児についての御質問でございますが、まず医療的ケア児とは、その名のとおり、医療的ケアを必要とする子供のことであります。医療技術が向上したことで出生時に疾患や障害があり、これまでであれば命を落としていた赤ちゃんを救うことができるようになり、その医療処置の結果として、生きるために医療的ケアを必要とする子供、すなわち医療的ケア児がふえてきておるということでございます。

県では、今回の医療的ケア児の実態調査を今年度6月21日から7月31日の期間で実施をされました。その結果、長和町における医療的ケア児につきましては、入院中のケアと児童入所施設に入所しているケースがございます。

○議長（田村孝浩君） 渡辺久人議員。

○2番（渡辺久人君） 日本の小児医療は世界でもトップレベルで、反面、救命され、ハンディを負ってしまうケースもあり、小児医療のジレンマと言われていています。長野県では、先進的な取り組みを行っており、長和町でも子ども・子育て支援事業計画に基づき、児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援などが行われています。具体的にこれらの訓練、治療は、誰がどこで行うのか、また、比較的軽症な子供の保育所・小学校への受け入れは可能か、お伺いします。

○議長（田村孝浩君） 長井こども健康推進課長。

○こども健康推進課長（長井 剛君） それでは、長和町子ども・子育て支援事業計画に基づく各種事業についての御質問ということでございます。

上小圏域におきましては、医的ケア児支援チームが平成29年度に設置され、関係者が連携し、退院に向け安心して自宅での生活を始められるように、一緒に準備等の対応をしていただきます。

各種支援につきましては、1つ目としまして、児童発達支援の通所施設は、現在、上田市に4事業所ございますが、日中過ごせる場所で、日常生活における基本的動作の指導、知識や技能の習得、

または集団生活への適応のための訓練を行うサービスでございます。

2つ目ですが、医的児、医療型児童発達支援は、上肢・下肢に障害がありまして、理学療法等の機能訓練や医療的管理のもとでの支援等が必要であると認められた児童が対象となります。

日常生活における基本的動作の指導や社会生活への適応性を高めるような知識・技能の付与、集団生活への適応訓練などを行うこと等とあわせまして、理学療法等の訓練や医療的管理に基づいた支援を行うこととしております。

長野県においては、医療型児童発達支援の通所施設は1カ所、入所施設は5カ所でございます。

それから、放課後等デイサービスは、障害のある児童が学校の授業終了後や学校休業日に通う療育機能、居場所機能を備えた福祉サービスでございます。現在、長和町にはございませんが、上田市、東御市等の放課後等デイサービスを利用しているお子さんがおるということでございます。

それから、保育所等の訪問支援につきましては、上小圏域障害者総合支援センター療育センターの療育コーディネーターによる定期的な巡回相談を実施しております。支援が必要なお子さんへの相談の対応や、保育士にかかわり方の助言をしておるところでございます。

また、比較的軽症、これは吸引、経管栄養が必要な子供の保育園の受け入れということでございますけれども、これにつきましては、保護者と相談の上、前向きに対応してまいりたいというふうに考えておるところでございます。

小学校への受け入れにつきましては、教育課のほうで答弁をいたします。

○議長（田村孝浩君） 宮阪教育課長。

○教育課長（宮阪和幸君） それでは、小学校の受け入れについて、答弁のほうをさせていただきたいと思っております。

比較的軽症な子供の小学校の受け入れにつきましても、保育園と同様に保護者からの希望があれば、保護者、学校と相談の上、前向きに対応してまいりたいと考えています。

以上であります。

○議長（田村孝浩君） 渡辺久人議員。

○2番（渡辺久人君） 吸引にしましても医療行為的な行為になりますので、実際、受け入れするのは難しいかなと、そんなふうに私は判断します。終わりの見えない介助、受け入れ先のない医療的ケア児、家族を支えるキーマンである相談支援専門員不足など、家族にとってはさまざまな葛藤を背負っての生活になります。医療的ケア児がいても働きたい、社会の一員としてつながりを持っていたいなど、家族の思いは計り知れません。経済的な支援はもとより、さまざまな支援に加えて、家族のメンタルなどより一層の支援ができないか、町長にお伺いします。

○議長（田村孝浩君） 羽田町長。

○町長（羽田健一郎君） 医療的ケア児とその家族への支援についての御質問でございますが、まず医療的ケア児の支援を行っている相談支援事業所は、上小圏域内に4カ所ございます。長和町におきましては、樅の木福祉会の相談支援事業所「とらいあぐる」で相談支援を行っております。

相談しやすい体制となっております。

また、障害がわかった段階で、早期より保健師が相談を受け、また福祉係と連携をし、必要なサービスを利用しやすいように対応をしておるところでございます。上小圏域の医療的ケア児支援チームも安心して自宅での生活を始められるよう、一緒に準備等に対応していただいております。

障害福祉サービスである移動支援、訪問入浴、ショートステイ等、最大限に利用し、家族の負担を軽減しまして、家族も自分らしく生活していけることができるよう支援会議を実施をしまして、チームで家族を支えていけるよう対応をしております。家族も含めての支援会議を重ね、チームで家族を支えることが家族の精神的な不安の軽減にもつながるといふふうに考えております。

今後も、より一層の支援ができますよう他市町村の取り組みなど情報収集しながら、当町の医療的ケア児の支援の充実に努めていきたいというふうに考えております。

○議長（田村孝浩君） 渡辺久人議員。

○2番（渡辺久人君） 昨年8月から、当町では高校3年生までのお子さんの医療費が無償となりました。既に1年経過をしておりますが、町の負担はどれほどだったのでしょうか、お伺いします。

○議長（田村孝浩君） 藤田町民福祉課長。

○町民福祉課長（藤田 孝君） それでは、平成30年の8月より導入いたしました子供の医療費窓口無料化に伴います町の負担についての御質問ですが、平成29年度と30年度における乳幼児から高校生までの福祉医療給付の数字によりますと、平成29年では、レセプト件数7,963件、それに対し、支給額は1,152万1,321円となっております。30年度におきましては、レセプト件数8,794件、支給額につきましては1,577万3,553円というふうな数字となっております。

実際に医療費が窓口無料化となったのは、平成30年の8月の医療費分からなので、これを単純に比較することはできませんけど、29年度、30年度を比較しますと、レセプト件数では約800件の増、支給額では約425万円の増となっております。

なお、今年度の予算計上額としましては、1,724万円となっております。

○議長（田村孝浩君） 渡辺久人議員。

○2番（渡辺久人君） 次は、高齢者についてです。「長和町高齢者プラン」で、医療と介護の両方を必要とする高齢者が住み慣れた地域で最後まで自分らしく暮らしを続けることができるよう、在宅医療と介護を一体的に提供する体制を整備すると明記されております。長和町では、現在、在宅医療・介護、またはそのどちらかを受けている方はどれくらいいるかお伺いします。

○議長（田村孝浩君） 藤田町民福祉課長。

○町民福祉課長（藤田 孝君） それでは、お答えいたします。

当町における在宅医療・介護、またはそのどちらかを受けている方についての御質問ですが、在宅医療を受けている方の人数につきまして、関係機関にちょっと確認をさせていただきましたところ26名ということでした。

そのほか、現在、在宅で介護サービスを受けている方が375名、そして、在宅医療、要は訪問診療なんですけど、訪問診療及び介護保険サービスの両方を受けていただける方は25名いらっしゃいました。

町では、在宅医療・介護連携推進を図るため、長和町医療介護等関係者連絡会議を年2回開催しております。地域の医療・介護関係者が意見交換、または情報交換を行い、顔の見える関係づくりをするとともに、町の課題を共有し、研修を行うことで、よりよいサービスが提供できるよう、現在、支援をしているところでございます。

以上です。

○議長（田村孝浩君） 渡辺久人議員。

○2番（渡辺久人君） 提供している地域の医療機関、介護事業所を把握しているか、リストの再作成は済んでいるかお伺いします。

○議長（田村孝浩君） 藤田町民福祉課長。

○町民福祉課長（藤田 孝君） 在宅医療・介護連携推進事業としまして、地域の医療機関や介護保健事業所をリスト化し、整理を行って、現在おります。リストには、町内と町外は、丸子地域を主としまして、医療機関や薬局、介護保健事業所等が掲載をされております。

今年度は、平成27年度に作成をしたリストの見直しを行いまして、介護保健事業所へ配布を既にいたしております。今後はまた、広報や町のホームページ等への掲載をし、住民の皆様へも周知を行ってまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（田村孝浩君） 渡辺久人議員。

○2番（渡辺久人君） 要介護・要支援状態の方が入退院する場合において、病院と介護サービス事業所、係りつけ医、歯科、薬局等の間で確実な情報の引き継ぎを図る仕組みとなる入退院調整ルールの方策、パンフレット等の配布はできたかお伺いします。

○議長（田村孝浩君） 藤田町民福祉課長。

○町民福祉課長（藤田 孝君） 入退院調整ルールの策定についてですが、入退院調整ルールは、要支援・要介護状態の方が自宅から病院へ入退院をする際に、病院と在宅支援を行う介護サービス事業所、あと係りつけ医等の関係者が円滑に連携、情報を共有するためのルールとして策定され、現在活用をされているところでございます。

このルールは、上小地域で適用されておまして、県が主催します上小地域医療介護連携推進研究会において、医療・介護・行政関係者による周知やルールの見直しを行っており、またパンフレットによる周知も既に済んでおります。

長和町の医療機関、居宅介護支援事業所等においては、ルールが浸透しておまして、適切な活用がされ、スムーズな入退院につながっているというふうに思っております。

○議長（田村孝浩君） 渡辺久人議員。

○2番（渡辺久人君） 在宅医療に薬剤師が行う処方箋の発行、薬の配達、説明などがありますが、薬剤師と訪問看護ステーションとで連携がとれていないというような情報もありましたので、実態を調査していただいて、一層の連携を図るようお願いいたします。

次の質問です。医療と介護サービスがスムーズに受けられる窓口は設置できたか、どのような体制となっているかお伺いします。

○議長（田村孝浩君） 藤田町民福祉課長。

○町民福祉課長（藤田 孝君） 相談窓口等の設置についてですが、在宅医療、介護・連携に関する相談支援の窓口では、地域の医療・介護関係者からの在宅医療・介護連携に関する相談を受け、必要に応じて退院の際の地域の医療関係者と介護関係者の連携の調整や、患者、利用者、または家族の要望を踏まえた地域の医療機関と介護事業所相互の紹介を行い、その対応を支援するとされております。

町の高齢者支援係では、保健師、社会福祉士の専門職が配置をされておまして、そのような相談には以前から応じております。医療に関する相談につきましては、2016年度には、平成28年度になりますけど146件、29年度につきましては147件、30年度につきましては219件となっており、必要に応じて関係機関へつなぐ等の支援を行っております。

既に在宅医療・介護連携を支援する機能が設けられている場合には、既存の組織を活用して差し支えないとされておりますので、高齢者支援係でその役割を担うとともに、関係機関等への周知を行っております。

なお、今後も関係機関や住民の皆様への周知は行ってまいりたいというふうに考えております。

○議長（田村孝浩君） 渡辺久人議員。

○2番（渡辺久人君） 医療と介護について、それぞれを支える保険制度が異なるため、必ずしも円滑な連携がなされていないという課題がありますが、長和町では高齢者支援係で対応しているということで、相談件数も増加しているように感じます。しっかりと今後も周知していただき、対応をお願いしたいと思います。

次の質問です。介護・認知症予防対策についてです。

長野県の男性の平均寿命は81.75歳で全国2位、女性は87.675歳で第1位でした。また、2018年3月公表の日本人の2016年の健康寿命の平均は、男女ともに過去最高を更新し、男性は72.14歳、女性は74.79歳でした。長野県は、男性が全国20位で72.11歳、女性は27位で74.72歳でした。言い換えれば、長野県人は病気や介護など不健康な状態で平均寿命を迎える年数が10年以上あることを示しています。

長和町での平均寿命と健康寿命は何歳か、お伺いします。

○議長（田村孝浩君） 羽田町長。

○町長（羽田健一郎君） 長和町における平均寿命と健康寿命についての御質問でございますが、現在、町独自で平均寿命と健康寿命について統計はとっていないことから、また国県、町の数値が

比較できるものとして、平均寿命については、平成27年、厚生労働省の資料に基づいて答弁をさせていただきます。

それによりますと、町の平均寿命ですが、男性は81.9歳、女性は87.7歳となっております。ちなみに同年の国は、男性で80.8歳、女性が87.0歳、県は男性81.8歳、女性は87.7歳であります。

また、日常的継続的な医療介護に依存しないで自立した生活ができる期間の健康寿命でございますが、平成22年、長野県の資料によりますと、長和町の男性が79.27歳、女性が83.34歳となっております。同年の県の平均では、男性が79.46歳、女性が84.04歳ということでございます。

健康寿命の算定に当たりましては、人口1万2,000人未満の小さな市町村では、わずかな死亡数の違いで数値が大きく変動する可能性が高く、算定には適さないため、参考数値というふうになっております。

○議長（田村孝浩君） 渡辺久人議員。

○2番（渡辺久人君） 高齢期のQOLを向上するには、健康寿命と平均寿命の開きを小さくするために健康寿命を伸ばすことが重要と思います。一般介護予防として、運動機能がメインで元気アップ教室、はつらつ運動教室、いきいきサロンなどが行われています。これらの事業の評価を行うためにも、町独自の健康寿命と平均寿命を算出し、評価のためのスケールを作成しておく必要があると考えます。

次に、長和町における要支援、要介護認定者数、うち認知症の方、または軽度認知障害者は何人いるかお伺いします。

○議長（田村孝浩君） 藤田町民福祉課長。

○町民福祉課長（藤田 孝君） 当町における認知症の方と軽度認知障害の人数についての御質問ですが、最初に、軽度認知障害についてですが、軽度認知障害の診断基準として、①主観的な物忘れの訴え、②としまして、年齢に比べ、記憶力の低下、③としまして、日常生活動作は正常、④としまして、全般的な認知機能は正常、⑤としまして、認知症は認めないとされていますが、この判断基準についてもさまざま、確立されているとは言いがたい状況もあります。そのため、町におきましても把握が非常に難しいため、軽度認知障害の方の人数については、現在把握はできておりません。

要支援者・要介護認定を受けている方のうち、認知症の方についてですけど、認知症高齢者の日常生活自立度2以上の日常生活に支障を来すような症状や行動がある方は363名、認知症高齢者の日常生活自立度1の何らかの認知症を有するが、日常生活は家庭内及び社会的に自立している方が129名、自立の方が71名というふうになっております。

○議長（田村孝浩君） 渡辺久人議員。

○2番（渡辺久人君） ただいまの答弁の中で、軽度認知症の方を把握していないとのことですが、

認知症は早期診断、早期対応が大切で、長和町では認知症、MC I 高齢者のスクリーニングをいつどこでどのように行っているか、町で行っている総合健診、健康診断等で行う考えはないか、お伺いします。

○議長（田村孝浩君） 藤田町民福祉課長。

○町民福祉課長（藤田 孝君） MC I 高齢者のスクリーニングの対応についての御質問ですが、MC I 高齢者のスクリーニングとは、軽度認知障害のリスクを判定をする血液検査で、実際に血液検査を行っている医療機関もあるというふうに聞いております。

このほか、町では、チェックリスト等もありますが、結果に信頼性のある有効なものがまだ少ない状況でございます。

町では、認知症の早期発見早期対応としまして、昨年立ち上げた認知症初期集中支援チームの広報チラシとして、その裏面に、群馬大学の名誉教授、山口晴保先生が開発いたしました認知症の初期症状のチェックリストを、先生のご了解をいただき掲載をし、認知症の初期症状のチェックとして利用をさせていただいております。

また、今年度より、社会福祉協議会へ委託をしておりますいきいきサロンへ、認知症の出前講座を開催しています。その際にも、認知症の初期症状のチェックリストを紹介をさせていただき、利用をしているところでございます。

チェックリストの結果の受けとめ方は人それぞれで、結果を前向きに捉えられず落ち込んでしまう方もいらっしゃるため、MC I 高齢者のスクリーニングの実施や、チェックリストの活用には、慎重に対応しなければならないというふうに思っております。

いずれにしましても、MC I 高齢者のスクリーニングや診断は難しい現状もありますので、健診等を担当しておりますこども健康推進課とも慎重に検討しなければならないというふうに考えております。

○議長（田村孝浩君） 渡辺久人議員。

○2番（渡辺久人君） ただいまの答弁で、スクリーニングとか予防は、ほとんど行われていないというふうに理解いたしました。厚生労働省の発表した推計では、団塊の世代が75歳以上となる2025年には、認知症患者数は700万人前後に達し、65歳以上の高齢者の約4人に1人を占める見込みです。長和町に置きかえますと、2025年の推定人口と高齢化率から認知症の高齢者は約700人、他の要支援・介護者をあわせると900人から1,000人ぐらいになると予測できます。これまた、私の予測ですけれども。

先ほどの軽度認知障害、MC I 高齢者の約半数は5年以内にはアルツハイマー病に移行することも明らかにされております。高い発症率を示しています。一方で、MC I 高齢者の中には、正常認知機能に自然に回復するものも含まれています。このことは、MC I 高齢者への早期介入が認知症発症遅延には有用と考えられています。

そこで質問です。町の事業として、長和町認知症初期集中支援推進事業実施規則が昨年4月から

施行されました。どのようなメンバーで支援チームが構成されているか、また認知症地域支援推進員が設置されているが、メンバー構成と、これまでの事業、活動内容をお伺いします。

○議長（田村孝浩君） 藤田町民福祉課長。

○町民福祉課長（藤田 孝君） 認知症初期集中支援チーム等についての御質問ですが、認知症初期集中支援推進事業におきます認知症初期集中支援チームは、専門医1人以上、専門職2人以上の計3名以上をもって組織すると定められております。

現在、町では、認知症サポート医として、医療法人清泰会メンタルサポートそよかぜ病院の医師1名、国保依田窪病院の認知症看護認定看護師1名、町の高齢者支援係の保健師2名と社会福祉士2名の計6名で組織をさせていただいております。

認知症初期集中支援チーム委員、チーム医は、月1回会議を、毎月開催をしております。認知症の方や認知症が疑われる方で医療や介護サービス等を受けていない方、また医療や介護サービスは受けているが、認知症の行動、心理状況が顕著なため、家族等がその対応に苦慮している認知症の方や、その家族の支援を行っております。また、町の認知症施策の関連事業についても検討を行っております。

次に、認知症地域支援推進員ですが、平成30年度より高齢者支援係の職員が、兼務により配置をされております。認知症地域支援推進員は、認知症の人が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう必要な医療、介護関係者が認知症の人への支援を効果的に行えるよう連携を図っております。

その事業、活動内容といたしましては、地域の介護保険事業所や医療機関と連携を図り、認知症について正しく知ってもらい、偏見をなくすための認知症サポーター養成講座の開催、昨年9月からは、認知症の方やその家族が集える場所を提供し、交流相談ケア室等を行うとともに、地域で認知症の方を見守る地域づくりを目指して、認知症カフェ「あったカフェ」を定期的に開催しております。

そのほかにも傾聴ボランティアと連携を図りまして、活動場所を病院、施設だけではなく、認知症高齢者等の自宅での傾聴ボランティアができる体制づくりや、認知症の方が行方不明になったときの早期発見のため、認知症等行方不明者の搜索訓練等を実施しております。

今後も既存の資源や団体、機関等の社会資源を把握しながら、そして連携をとりながら、認知症の方やその家族の支援を行ってまいりたいというふうに考えております。

○議長（田村孝浩君） 渡辺久人議員。

○2番（渡辺久人君） 地域の中で認知症の人を支えていくには、身近な係りつけ医が認知症に対する対応力を高め、必要に応じて適切な医療機関につなぐこと、係りつけ医の認知症対応力や行政との連携も重要と考えていますが、どのような体制になっているかお伺いします。

○議長（田村孝浩君） 藤田町民福祉課長。

○町民福祉課長（藤田 孝君） 係りつけ医との連携についての御質問ですが、医療介護連携会議等の会議の開催等により、病院の看護師やケースワーカーを通して連携を図っております。

町には、認知症の専門医はありませんが、現在、認知症の初期集中支援チーム医のサポート医として御協力をお願いをしている医療法人清泰会メンタルサポートそよかぜ病院や、認知症疾患医療センターであります医療法人友愛会千曲荘病院と連携をとらせていただきながら、認知症の方とその家族の支援に取り組んでいるところでございます。

今後、在宅医療、介護連携推進事業と一体的に医療機関との連携を図れる体制づくりを進めていきたいというふうに考えております。

○議長（田村孝浩君） 渡辺久人議員。

○2番（渡辺久人君） 認知症施策推進総合戦略、いわゆる新オレンジプランでは、地域ごとに発症予防から人生の最終段階まで、生活機能障害の進行状況に合わせ、いつどこでどのような医療、介護サービスを受ければよいのか、これらの流れをあらかじめ標準的に示した認知症ケアパスを確立し、認知症の人やその家族、医療、介護関係者等の間で共有され、サービスが切れ目なく提供されるように、その活用を推進しています。

長和町では、この認知症ケアパスは確立されているかお伺いします。

○議長（田村孝浩君） 藤田町民福祉課長。

○町民福祉課長（藤田 孝君） 認知症ケアパスについての御質問ですが、平成30年度に認知症に関する新規事業、認知症初期集中支援チーム、「あったカフェ」、認知症地域支援推進員の配置が始まりまして、認知症に対する施策も充実をしてきたところでございます。

認知症の方やその家族が、認知症の状況に応じ、どのような医療、介護サービスを受ければよいのか、標準的な提供の流れを示した認知症ケアパスですが、地域における認知症事業等の整理を行い、今年度中に作成をする予定で現在進めているところでございます。来年度当初には、関係機関での共有、住民の方への周知を行ってまいりたいというふうに考えております。

○議長（田村孝浩君） 渡辺久人議員。

○2番（渡辺久人君） 最近では、高齢者の鬱というようなこともあります。そういったことも視野に入れた中で、さまざまな介護予防対策、また今後行われるであろう認知症対策の計画や体制づくりは可能でありますけれども、現状の高齢者支援係、この検討推進委員会の体制で実際のケースに対応できるか、ちょっと疑問を感じます。機構や人員配置などの見直しも必要ではないでしょうか。

最後に町長に質問を用意しておりましたが、これまでの答弁で説明尽くされておりますので省略いたしまして、次の質問を行います。

次は、「ひきこもり」の調査結果と対応についてです。

長野県では、ことし2月から4月にかけて、県内の民生児童委員を対象に、県と市町村が共同してひきこもり等に関する調査を実施し、6月18日にその結果が公表されました。午前中、佐藤議員の質問もありましたので、この質問については省略させていただきます。

私の知る範囲では、該当者は十数名いると承知しております。このひきこもり、あるいはひきこ

もり者に伴う問題は、ことしになってクローズアップされました。また、いわゆる8050問題、7040問題も論じられるようになっていきます。県の調査以前に長和町では把握していたか、また今回の調査結果は長和町分としてまとめられているか、調査を行った民生児童委員さんには報告されたか、公表の予定はあるかお伺いします。

○議長（田村孝浩君） 長井こども健康推進課長。

○こども健康推進課長（長井 剛君） それでは、私のほうから今回の調査以前の状況につきましてでございますけれども、具体的に町に相談のあった方への対応については把握はしております。

また、今回の調査結果につきましては、民生児童委員協議会の定例会におきまして、民生児童委員の皆様へ御報告をいたしております。

なお、今回の調査結果の公表につきましては、個人のプライバシーに配慮する観点から慎重に検討してまいりたいというふうに考えております。

○議長（田村孝浩君） 渡辺久人議員。

○2番（渡辺久人君） 長和町での年代別家族構成の調査結果はいかがだったでしょうか。

○議長（田村孝浩君） 藤田町民福祉課長。

○町民福祉課長（藤田 孝君） 今回の調査におけます町の結果についてですが、該当者の年代別を見ますと、20代が最も多く、次いで40代、30代という順になっております。また、家族構成別で見ますと、該当者全員が御家族と同居されているという結果になっております。

○議長（田村孝浩君） 渡辺久人議員。

○2番（渡辺久人君） 県の報告では、迅速な支援が必要と推測された方々、147人おりますけれども、市町村に対し、民生児童委員と情報共有を図った上で必要な対応を依頼済みとありますが、長和町では該当がありましたか。

○議長（田村孝浩君） 藤田町民福祉課長。

○町民福祉課長（藤田 孝君） 町における今回の調査につきまして、迅速な対応が必要と推測される方ということにつきましては、該当ありとする方がありました。該当する方につきましては、民生児童委員さん、関係部署、関係機関と連携をとりながら慎重に対応してまいりたいと考えております。

○議長（田村孝浩君） 渡辺久人議員。

○2番（渡辺久人君） 今回の調査では、民生児童委員さんも随分と苦慮をされたと思います。それは情報が乏しいからだだと思います。高齢者支援係や福祉係で訪問や相談などで得た情報は、速やかに提供し、共有すべきですが、いかがでしょうか。

○議長（田村孝浩君） 藤田町民福祉課長。

○町民福祉課長（藤田 孝君） 情報の共有についての御質問ですが、民生児童委員の皆様には、今回の調査を初め、地域住民に最も身近な相談役として、地域福祉の推進に関してさまざまな形で

御協力をいただいております、この場をお借りしまして、改めて感謝を申し上げますところでございます。

情報共有につきましては、年1回12月に民生児童委員さんと福祉係等の関係部署による地域の要配慮者の方についてお互いの情報共有を行っております。

また、毎月開催をしている民生児童委員協議会の定例会や個別ケースについて、その都度、必要な情報共有を行っております。今後も情報共有につきましては行っていきたいというふうに思っております。

○議長（田村孝浩君） 渡辺久人議員。

○2番（渡辺久人君） こんな質問をしたわけですが、実際はやっぱり民生委員さんのほうが掌握している件数が多いかなと、そんなふうに思います。

長野県では、精神保健福祉センター内にひきこもり地域支援センター関係機関を連携され、設置されています。長和町では、窓口が町民福祉課福祉係となっておりますが、対応する職員は専門的な知識を習得する必要があります。長和町では、ひきこもり支援にかかわる職員の養成研修、ひきこもりサポーターの養成研修、さらに、ひきこもりサポーター派遣など、ひきこもりサポーター事業を実施されているか、また実施の予定はあるかお伺いします。

○議長（田村孝浩君） 長井こども健康推進課長。

○こども健康推進課長（長井 剛君） ひきこもりに対する支援事業についての御質問でございます。長和町では、議員の御質問の中では、町民福祉課ということでしたけども、私どもこども健康推進課のほうでも一緒にやっておるところでございます。

ひきこもり等の相談窓口につきましては、健康づくり係、それから福祉係で相談を担っております。お互いに相談内容によって、連携をし、相談や支援に対する対応をしているということでございますのでよろしくお願ひします。

なお、県の精神保健福祉センターにおいて開催されるひきこもり支援担当者研修会には、参加できる範囲での出席をしておるところでございます。

ひきこもりサポーター養成研修につきましては、現在、長和町においては実施をしておりません。ひきこもりサポーター養成研修の対象者は、ひきこもり本人や家族等に対するボランティア支援に対し、なるものとなっております、かかわり方が一人一人違うということがございます。このため対応に困難さもあり、現状では長和町のひきこもりサポーター養成研修の実施は難しいというのが実情でございます。

研修や事業の実施につきましては、今後も状況を見ながら、引き続き検討してまいりたいというふうに考えております。

○議長（田村孝浩君） 渡辺久人議員。

○2番（渡辺久人君） ひきこもりの状態にある方やその家族は、さまざまな経緯や事情を抱え、日々生活しております。ひきこもりに至った背景に、失業や就職できないなど、また理由不明も半数近くあります。さらに、20代、30代、40代と比較的若年層の方も7割で、就労支援、原因

の調査など、実績のある精神保健福祉士などの専門職による早期の対応が必要と考えます。

次の質問です。ふるさと納税についてです。ふるさと納税は、返納品類の率が規制され、本年6月1日から新たに開始されました。これに伴い、長和町でも来年9月まで総務大臣の指定を受け、スタートいたしました。

8月7日の毎日新聞に掲載されていましたが、長和町の昨年のふるさと納税の寄附額、それに伴う経費額はどれほどだったのか、またどのような事業に充てたのかお伺いします。

○議長（田村孝浩君） 羽田町長。

○町長（羽田健一郎君） ふるさと納税についての御質問でございます。多くの人が地方のふるさとで生まれ、その自治体から医療や教育等、さまざまな住民サービスを受けて育ち、やがて進学や就職を機に生活の場を都会に移し、そこで納税を行っております。その結果、都会の自治体は税収を得ますが、生まれ育ったふるさとの自治体には税収が入ってこなくなります。

そこで、今は都会に住んでいても、自分を育ててくれたふるさとに自分の意思で幾らかでも納税できる制度があってもよいのではないかといった問題提起から始まり、数多くの議論や検討を経て生まれたのが、ふるさと納税制度でございます。

しかしながら、近年は、過度な返礼品や地場産品とは無関係な返礼品を採用する自治体が多くなり、ふるさと納税制度の趣旨にそぐわないと問題になってきたことから、議員がおっしゃいましたように、改正地方税法による新制度が本年6月から始まりました。

長和町は、返礼割合3割以下、地場産品という基準に沿って、ふるさと納税対象となる自治体として総務大臣の指定を受けたところでございます。今年度は、気持ちも新たに、寄附をしていただく方に喜んでもらえるような返礼品をふやすとともに、寄附しやすい環境を整えてまいりたいと考えておるところでございます。

金額など詳細につきましては、担当課長から答弁をさせていただきます。

○議長（田村孝浩君） 藤田企画財政課長。

○企画財政課長（藤田仁史君） それでは、よろしく申し上げます。

昨年度のふるさと納税の寄附額は399万5,000円でございます。それにかかわる経費につきましては、返礼品の調達に係る費用86万3,387円、返礼品の送付に係る費用30万9,385円、ポータルサイト使用料4万8,600円、クレジット決済手数料5万2,434円の合計127万3,806円でございます。

寄附金充当事業としましては、観光PR事業に40万円、新入学時ヘルメット購入事業に8万4,000円、山村再生プロジェクト事業に15万円、美し松祭りに21万円、その他315万1,000円は、ふるさと納税基金に積み立てをさせていただいたところでございます。

○議長（田村孝浩君） 渡辺久人議員。

○2番（渡辺久人君） 本年度の寄附金の予算額は5,000万円、経費は2,900万円ほど計上されていますが、今年度これまでの寄附金額は幾らか、また委託料は成功報酬なのか、返礼品価

格も含まれているのか、算出根拠をお伺いします。

○議長（田村孝浩君） 藤田企画財政課長。

○企画財政課長（藤田仁史君） 今年度の寄附の状況でございます。8月20日現在で、延べ134人、149万4,000円となっており、昨年の同時期に比べますと、約2倍以上の申し込みをいただいたというところでございます。

ただし、目標額には遠い状況でございますので、寄附申し込みの一番多い年末に向けて、さらなる返礼品開拓等の活動を行ってまいりたいと考えております。

また、今年度からインターネット上の寄附につきましては、寄附の受け付け、返礼品の発注支払い、お礼状の発送など、業務を委託しております。委託料につきましては、寄附されたサイトにより率が異なっておりますが、成功報酬となっております。各サイトごとにパーセントは、「ふるまる」及び「ふるさとチョイス」からの寄附の場合が11%、au—KDDIですが—からの寄附の場合は5.5%、楽天からの寄附の場合は8%となっております。

○議長（田村孝浩君） 渡辺久人議員。

○2番（渡辺久人君） 町のホームページにふるさと納税のバナーがあり、アクセスしますと、ただいま答弁いただいた4つのサイトが表示されます。いずれも大手のサイトだと思いますが、これらのサイトとはどのような契約になっているのかお伺いします。

○議長（田村孝浩君） 藤田企画財政課長。

○企画財政課長（藤田仁史君） 今年度から新たに3つのサイトを導入しまして、先ほど言われたように4つのサイトから寄附申し込みをしていただけるようになりました。契約につきましては、各サイトごとに締結をしております。各サイトの使用料は、ふるさとチョイスが月額3,750円、これは税抜きでございます。au—KDDIは、寄附金額の10.5%、楽天は、寄附金額の9%をお支払いをしております。

なお、「ふるまる」につきましては、委託先が運営しているサイトであるため、使用料の支払いはございません。

以上です。

○議長（田村孝浩君） 渡辺久人議員。

○2番（渡辺久人君） この4つのサイトを開いてみたんですけど、気になったことがありましたので質問いたします。

まず、サイトによって返礼品の数が79品と75品と異なること、品切れ、受付終了の表示のあるサイトとないサイトもあること、また、日付の古い案内文などもありました。町では、各サイトの内容チェックをどのように行っているのかお伺いします。

○議長（田村孝浩君） 藤田企画財政課長。

○企画財政課長（藤田仁史君） まずサイトによって、返礼品数が異なるという件でございますけれども、生産者が提供できる返礼品の在庫が少ない場合には、全てのサイトに掲載してしまうと、

同日に申し込みがあった際、寄附者へ返礼品を発送できなくなる事態が発生してしまうため、利用者の多いふるさとチョイスのみに掲載するなどの対応をとっております。

また、各サイトの内容につきましては、基本的に委託先の事業者を確認をしておりますが、担当者としても、委託先と緊密に連携をとりながら、新しい情報の更新に努めているところでございます。

○議長（田村孝浩君） 渡辺久人議員。

○2番（渡辺久人君） 4つのサイト別の寄附額、また人気の品物の順位、品切れの補充はできるのか、特にお墓掃除、草刈り、別荘掃除などの物品はありませんでしたので、受注側のスケジュール、人員確保、作業時期などの問題を検討、協議したのかお伺いします。

○議長（田村孝浩君） 藤田企画財政課長。

○企画財政課長（藤田仁史君） まずサイト別の寄附額でございますけれども、ふるさとチョイス64万3,000円、楽天ふるさと納税54万9,000円、au・KDDI12万4,000円、ふるまる1万円、申し込み用紙での寄附は16万5,000円となっております。

また、任期の品物は、1位が長門牧場のアイスクリーム10個セット、2位が野沢菜漬け各種お試しセット5個入り、3位が長門牧場チーズセットとなっております。

返礼品の在庫管理につきましては、委託先の業者が行っており、品切れ表示になったときは生産者と連絡調整をとり、確認でき次第、補充の対応をとっております。

業務の関係でございますけれども、お墓掃除等でございます。こちらにつきましては、お墓掃除等を提供する際に、事前に打ち合わせを重ねた上でサイトに掲載しておりますが、これはシルバー人材センターでございますが、人手不足ということもあり、現在は返礼品としてはストップをしているという状況でございます。

お墓掃除等を希望している方に対しましては、シルバー人材センターと打ち合わせをしながら随時対応をしているところでございます。また、掲載後であっても、受注者側の状況に応じて受付時期や内容変更などについても協議を続けて対応してまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（田村孝浩君） 渡辺久人議員。

○2番（渡辺久人君） 近隣市町村の委託サイト数を調べますと、立科町、青木村は1つ、下諏訪町2つ、上田市、東御市では3つと、長和町の4つに対し、少ないサイト数で経費の節減に努めています。単にサイト数をふやしても寄附金額はふえるとは思いません。各サイトとの契約の内容にもよりますが、利用の少ないサイトとの契約を解除するなどの考えはないかお伺いします。

○議長（田村孝浩君） 藤田企画財政課長。

○企画財政課長（藤田仁史君） 先ほどの答弁でも申し上げましたが、各サイトごとに契約をしており、サイト使用料も寄附金額の数%の成功報酬という形で使用料が発生しているため、サイトがふえたことによる経費の増減につきましては、それほど影響がないのかなと考えておりますけれど

も、今後のサイトの利用状況によっては、契約解除や別サイトの導入なども検討し、より効果的な運営を図っていく必要があるかというふうに考えております。

今後も長和町及び特産品を効果的に全国へPRできるチャンスを生かせる運用を検討していきたいと考えております。

○議長（田村孝浩君） 渡辺久人議員。

○2番（渡辺久人君） ふるさとチョイスと楽天ふるさと納税、この2つのサイトがあれば十分ではないかと思いますので御検討ください。

最後の質問になります。本年度のふるさと納税の目標額を5,000万円と設定し、返礼品も70以上と、かなり気合が入っています。長和町のトップセールスとして、町長は目標達成にどのようなセールス展開をするのかをお伺いします。

○議長（田村孝浩君） 羽田町長。

○町長（羽田健一郎君） 6月の一般質問の答弁でも触れさせていただいておりますが、市町村長は、その市町村のセールスマンであるという考えでおります。私たち市町村長が出向いた場所で積極的に町を宣伝し、町に関連する仕事や観光を活性化させることが一番だと考えているところでございます。

また、この7月からは、長野県町村会長に加えまして、全国町村会の経済農林委員会の委員長として、知事や国会議員はもとより、日本全国の町村長とより親しく交流を持つことができることも大きな強みとなっていると思っております。

このような立場を有効に活用して、より多くの皆様に長和町をPRしていきたいというふうに考えておるところでございます。

なお、先月の31日は、軽井沢プリンスショッピングプラザにおきまして、青木村とともに開催をした「信州・小県ご当地そばイベント」に参加をして、先頭に立って町のPRをしてまいりました。今後もさまざまな機会を捉えて、積極的に長和町のPRをしてまいりたいというふうに考えておるところでございます。

○議長（田村孝浩君） 渡辺久人議員。

○2番（渡辺久人君） 8月20日現在の寄附額が150万円不足ということで、5,000万円にはほど遠いわけです。5,000万円の算出根拠も説明いただけませんでした。余りにもかげ離れた数字で、ギャンブル的な発想ではないかなと、そんなふうに考えています。町長にありましては、さまざまな立場、ポストにありますので、ふるさと納税に限らず、いろいろな立場で町長の手腕を発揮したトップセールスを期待するところであります。

以上で私の本日の質問は終わらせていただきます。

○議長（田村孝浩君） 以上で、2番、渡辺久人議員の一般質問を終結いたします。

ここで2時5分まで休憩といたします。

休 憩 午後 1時53分

再 開 午後 2時05分

○議長（田村孝浩君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

4番、森田公明議員の一般質問を許します。

森田公明議員。

○4番（森田公明君） 議長のお許しを得ましたので、これより一般質問をさせていただきます。

今回は、長和町の人口減少を食い止めるために、これまで町がとってきた移住施策に関してと、小学校・中学校の新指導要領の施行を前にして、町の英語教育のあり方についての2点について、順次質問をさせていただきたいと考えております。

初めに、長和町の移住施策について質問いたします。

長和町は、合併以降、人口が減少してきており、令和元年8月1日現在で総人口が6,036人になっております。長和町の人口構成からしまして、自然減による人口減少はやむを得ないものがあるにしても、人口減少を食い止めるためには、都市部や他町村からの移住による社会像を目指す取り組みが必要となります。

そのために、これまでさまざまな施策がとられてきているところですが、長和町の地理的環境や経済的特質が他の市町村に比べ優位性を持つものとは言い難い状況であることを踏まえ、その施策の実効性について真に長和町にふさわしい施策なのか検証してみる必要があると考えます。

今回は、特にIターンやUターンによる移住者の受け入れについて、その施策と対応状況について質問していきたいと考えております。

初めに、長和町人口ビジョンとまち・ひと・しごと創生総合戦略が一区切りを迎える現段階において、町としての人口増に向けた総合戦略についての現時点における評価の概要を問うところから始めたいと思います。

○議長（田村孝浩君） 羽田町長。

○町長（羽田健一郎君） 長和町の人口の現状分析をし、今後、目指すべき将来の方向と人口の将来展望を示した長和町人口ビジョンと人口ビジョンで浮き彫りになった課題や問題点を克服するための施策を取りまとめた長和町まち・ひと・しごと創生総合戦略は、平成27年12月に策定され、総合戦略の計画期間は来年3月までの5年間であることから、今年度は第1期総合戦略の総仕上げの年を迎えております。

この間、町では、策定時に多方面から集められたアイデア等を参考にし、地方創生推進交付金や地方創生拠点整備交付金等の交付金を積極的に活用して、各事業を実施をしてまいったところがございます。

目標数値等の達成状況という点から申し上げますと、総合戦略には、4つの基本目標のうち、8つの数値目標がありますが、観光客数等は目標値の達成が見込まれている一方、各種事業による雇用創出人数や出生数維持は達成が難しい状況となっております。

また、それぞれの施策には、K P I が設定されており、全体で 1 0 3 指標ありますが、そのうち既に達成、または期間終了までに達成見込みであるものが 7 1 指標という状況になっております。数値の達成状況からしても、総合戦略におけるこれまでの取り組みを全体として見た場合には、各事業に取り組んだことである程度の成果は出ているものと考えているところでございます。

○議長（田村孝浩君） 森田公明議員。

○4番（森田公明君） ただいま町長がお話のように、長和町まち・ひと・しごと創生総合戦略の現時点での K P I、重要業績評価指標は 1 0 3 指標のうち 7 1 指標において達成または達成見込みであり、その達成率は 6 8. 9 % となり、事業の取り組みの成果がある程度出ているとされております。

それでは、このことから、その目的である長和町の人口減少を穏やかにするための成果がある程度出ていると評価してよいと考えているか、重ねて伺いたいと思います。

○議長（田村孝浩君） 羽田町長。

○町長（羽田健一郎君） 人口減少という点におきましては、総合戦略期間を通じて、一貫して人口減少は続いております。長野県、毎月人口移動調査の長和町の結果によれば、平成 2 7 年から平成 3 0 年まで、自然動態を申し上げますと、平成 2 7 年にマイナス 7 4、平成 2 8 年にはマイナス 8 0、平成 2 9 年はマイナス 5 8、平成 3 0 年はマイナス 5 9 という状況で自然減が続いております。

また、社会動態で申し上げますと、平成 2 7 年はマイナス 1 0 5、平成 2 8 年はマイナス 5 7、平成 2 9 年はマイナス 3 2、平成 3 0 年はマイナス 1 3 という状況で、大幅な転出超過は改善しつつあると言えるのではないかと考えております。

総合戦略の事業が直接的に数値の改善に寄与したと結論づけるのは少々難しい面もあるかとは思いますが、総合戦略に位置づけられた各事業を総合して取り組むことにより、これまでの数値の動きを見ると、人口減少を穏やかにするための効果が、ある程度出ているものというふうに考えているところでございます。

○議長（田村孝浩君） 森田公明議員。

○4番（森田公明君） 長和町の人口減少を穏やかにするための効果は、ある程度出ているものと考えているとのお答えであります。

では、長和町まち・ひと・しごと創生総合戦略についての評価のうち、特に長和町において有効であったと評価し得る施策は何であったと考えているか、また、長和町の特質を打ち出し得たと評価できる事業については何であったと考えているか、伺いたいと思います。

○議長（田村孝浩君） 羽田町長。

○町長（羽田健一郎君） これまで総合戦略に基づき実施した各事業は、事業の効果検証組織であるまち・ひと・しごと創生総合戦略評価委員会に報告、事業ごとの評価をいただいております。産業振興の分野では、地方創生推進交付金を活用し、稼ぐ農業の展開事業、地域資源を生かした農

業の創出事業、ワイン産業プロジェクト展開事業に取り組んでいます。これらの事業により、遊休農地の解消、新規就農者や雇用者の確保、農業における新たな価値の創出につながりました。

加えて、地方創生拠点整備交付金を活用した道の駅活性化事業では、大型農産物直売所を核として、レンタルオフィスやチャレンジショップを併設した複合施設などを建設することで、産業を中心とした拠点の整備につながり、産業の活性化、交流の活性化、買い物弱者対策等の課題の解決に寄与するものと考えております。

観光・移住・交流の分野は、「とびっ蔵」の開設による情報発信、地方創生拠点整備交付金を活用した田舎暮らし体験住宅の整備による交流人口の増加、国際交流事業による交流人数の増加や地域への誇りへの醸成、立岩落合住宅団地の整備による人口流出の抑制などが挙げられております。

また、子育て分野では、子育て応援給付金、高校通学費補助などを通じて、子育て世代からの要望が特に高かった経済的負担の軽減を積極的に行ったほか、平成28年4月には、こども健康推進課を設置をし、子育て支援に関する窓口の一元化を図りました。また、保護者からは手厚い子育て支援のおかげで子供を産むきっかけになったとのお言葉もいただいております。

まちづくりの分野では、新たな公共交通体制の検討が進んだほか、道の駅の整備にも取り組みました。総合戦略では、さまざまな事業を総合して取り組んでおりますが、これらの事業は、特に効果的だったと考えております。

また、総合戦略の各基本目標の冒頭には、「地域資源を生かした」という文言を入れ、各事業の展開に当たっては、長和町にある人・物・ことの特徴を十分に踏まえた事業展開をすることとしております。

御質問の長和町の特質を生かしたという点では、どの事業も該当するものと思いますが、ワイン産業プロジェクト事業を初めとした特産品に関する事業は、長和町の気候風土を生かした事業であるという点で、また長和町を代表する地域資源とも言える黒曜石を生かした国際交流などの事業は、特質を十分に生かした事業であるというふうに考えておるところであります。

○議長（田村孝浩君） 森田公明議員。

○4番（森田公明君） 町長が言われますように、ワイン産業プロジェクト事業や黒曜石を生かした国際交流事業は、長和町の特質を生かし得る事業であると私も認識をしておりますし、「とびっ蔵」の整備や田舎の暮らし体験住宅の建設、立岩落合住宅団地の整備、子育て世代の経済的負担を軽減する諸施策については、ある程度の人口流出の抑制につながっているものと考えられます。

これらに現在進行中である新たな公共交通体系の検討や、大型農畜産物直売所を核とした道の駅の整備が、人口流出を抑制するための方策として有機的に結びついていくことを期待したいというふうに考えます。

しかし、長和町が肯定的に注目されるためには、長和町での生活自体が魅力的である必要があり、そのことを胸を張って発信できるようなコンセンサスが必要であると考えます。そのためにも次期総合戦略に向けて、長和町の特質をしっかりと認識した事業計画を望みたいと思います。

そのためにも、ここで総合戦略の評価について、もう少し掘り下げておきたいと思います。現在の創生総合戦略の「基本目標2」におきまして、長和町を訪れる観光客数の増、外国人宿泊者数の増などについては、目標とする数値を達成できるようであります。では、長和町の宿泊観光者総数の動向はどうでしょうか。また、社会移動による人口減が改善しているとしておりますが、その要因はつかめているでしょうか。また、その一方で、若者向け町営住宅入居者の退居時における町外流出の理由については補足できていないようですが、退居者に聞き取り等を行っていないのか伺いたいと思います。

○議長（田村孝浩君） 藤田企画財政課長。

○企画財政課長（藤田仁史君） それでは、お願いします。

長和町での宿泊観光者数の総数の動向につきましては、平成30年が延べ4万6,300名の宿泊がございました。平成26年の延べ5万5,300名と比較して減少しておりますけれども、これは冬のスキー場の入り込み客の減や、宿泊に余りお金をかけないで旅をするといった時代の趨勢が影響しているのではないかというふうに考えております。

また、外国人宿泊客は、平成26年の17名から平成30年の314名へと年々増加をしており、今後も増加傾向にあると思われれます。

社会移動に関しましては、長野県毎月人口移動調査の長和町の結果によりますと、平成27年から平成30年までの間、転入は157人、166人、125人、138人と、それぞれ年ごとに推移をしております。

一方、転出でございますけれども、こちらのほう、262人、223人、157人、151人と転入転出の総数が減少傾向である中、転出数の減少が大きいと、結果としまして社会移動の減を縮小させる結果となっております。

転入や転出は、進学、就職、転勤、結婚などさまざまな要因で起こり得るものであり、個々の理由を把握することは困難でございますが、転出が減ったという点においては、子育て支援策の充実の効果や立岩落合住宅団地の造成により、一定程度人口流出をとめる効果があったのではないかと考えているところでございます。

若者向け町営住宅入居者の退居の理由についてでございますけれども、これにつきましては聞き取りを行っておるところでございますが、プライベートなことであり、余り詳しく記入をしていただけない場合もございます。

その中で、主な退居の理由としましては、転勤、転職、住宅の新築が主なものとなっております。昨年度は5件の新築による退居のうち4件が長和町内への引っ越しで、そのうち2件が立岩落合住宅団地への定住につながったというところでございます。

○議長（田村孝浩君） 森田公明議員。

○4番（森田公明君） ただいまの答弁のように、観光客数がふえていても長和町での宿泊者数は減少しています。また、実施事業が転出数の減少にはつながっているようですが、同時に転入者数

も減少傾向にあり、新たな住民を呼び込むまでには至っておりません。

子育て応援施策についても、子供たちが中学生になるまでは支援事業が有効に働いているというふうに考えられますが、高校に入学してからは、交通体系の整備が追いついていないこともあり、子育て世帯が長和町に住む動機が弱まってしまう傾向にあるように感じられます。立岩落合住宅団地の整備や公共交通体系の整備等が今後の人の流入につながっていくことを期待したいというふうに思います。

また、加えて、総合戦略の「基本目標2」におきまして、移住相談件数や田舎暮らし体験施設利用件数については、目標値を大きく超えている一方で、最終的な目標である移住定住件数の増加にはつながっていない現状が見えます。この要因はどこにあると考えているか、また、移住相談時において、移住を考える人のニーズを個別に把握して、それに対してどのように対応しているのか、つまり最終的に長和町に移住を決める決断を誘うような取り組みはなされているのか伺いたいと思います。

○議長（田村孝浩君） 藤田企画財政課長。

○企画財政課長（藤田仁史君） 現在、全国的に移住がブームとなっている状況のため、相談件数につきましては、おのずと増加傾向にあると言える状況でございます。

御質問のとおり、体験住宅も利用開始から約1年がたち、11月中旬までは予約で埋まっているという状況でございます。まだ直接の移住件数にはつながっておりませんが、利用者の中には、空き家バンクの物件を見学した方もいらっしゃるという状況でございます。

長和町をより広く知っていただき、長和町へ移住するきっかけになるという意味もあり、利用件数が増加していることから、今後、移住につながるという成果に期待を寄せているところでございます。

相談時にお話をお聞きすると、移住希望者の方々もそれぞれ抱えている状況がさまざまでございます。漠然と移住を考えている中で、たまたま長和町を知り、何となく話を聞いてみた方、長野県への移住を決めてはいるが、県内のどの市町村にするか迷っている方、家族の状況や今後のことも考えて、新幹線の駅から近いところと決めている方などなど多様でございます。

また、気に入る住居や仕事が見つければ、すぐにでも移住を考えている方、子供の入学時期等に合わせて数年以内にと考えている方、本当にいろんなさまざまな十人十色と、考え方がいらっしゃるという状況でございますが、地理的条件等で他市町村に比べて見劣りする部分があるのは現実問題としてしっかりと受けとめ、その中でも、長和町の魅力をしっかりと伝え、それぞれの方のお話を聞き、求めている情報をきちんとお伝えし、空き家見学を希望される方への対応等も行ってるところでございます。

○議長（田村孝浩君） 森田公明議員。

○4番（森田公明君） それでは、総合戦略を初めとする人口増を目指す施策によって、長和町はどんな人を呼び込もうとしているのでしょうか。他町村との差別化を図り、移住相談段階での動機

づけを明確にするような柱となる施策が必要であると思いますが、どう考えるか伺いたいと思います。

○議長（田村孝浩君） 羽田町長。

○町長（羽田健一郎君） 当然ながら、若い子育て世代がふえれば喜ばしいことであり、長和町としても、特に子育て支援に力を入れているので、そういったPRは当然行っておりますが、長和町の魅力はそれだけではないと思っております。都会では味わうことのできない豊かな自然に囲まれた環境、都会に比べれば、まだまだ過ごしやすい夏の気候、日本遺産にも認定を受けた歴史ある黒曜石遺跡、そして田舎ならではの静けさなど、人それぞれに感じていただける魅力がほかにもございます。

また、相談時にお聞きした中では、子育て世代に狙いを絞った対応をしている市町村に相談に行くと、子育て世代ではない方をお呼びでないといった感じで、大変悲しい思いをされたとのこともお聞きをいたしました。

そういった意味では、若い子育て世代をメインターゲットとしつつ、長和町を気に入って長和町へ住みたいと思ってくれる方を広く受け入れていきたいというふうに考えております。

○議長（田村孝浩君） 森田公明議員。

○4番（森田公明君） 長和町を気に入って長和町に住みたいと思う人はどんな人なのか、長和町を気に入っていただくための魅力のパッケージはどのようなセットなのか、さらに研究する必要があると考えます。

移住希望者の琴線に触れる魅力を全面に出すような実効性のある施策は、まずは1人に気に入っていただくことから始まるものです。そのために必要な磨くべき長和町の特質は何か、十分な検討をお願いしたいと思います。

最後に、移住定住係の新設については、職員数が削減される中で実現が困難であるとされていますが、長和町への移住者をふやしていくためには、個別の親切で親身な対応が不可欠です。事実、周辺町村への移住者の決め手の大きな要素は、移住相談に対応した「人」とであると聞きます。また、長和町に定住したい、起業したいと考えている若者は存在しており、その一つ一つの案件に丁寧に対応することが実効性を伴った移住定住策につながっていくものと考えます。

そのためにも、移住や企業就業について、専門的にかかわる人を存在させるための仕組みが必要であると考えますが、町の考えを伺いたいと思います。

○議長（田村孝浩君） 羽田町長。

○町長（羽田健一郎君） 現在、町の移住対策につきましては、主にまちづくり政策係が担当しております。都市部での移住相談会には、上田地域定住自立圏の構成市町村でも、年に6回ほど参加して長和町をアピールしているところでございます。

また、直接役場に問い合わせがある場合は、住居、仕事、地区に住んだ場合の福祉、寄附、会合の頻度、田舎の生活の様子、雪の量、冬の寒さ、買い物の環境、交通環境などの問い合わせにお答

えをしております。

その中で、田舎暮らし体験住宅や空き家バンクについてお話をさせていただきながら、具体的に必要な就業などの問い合わせる場合は、産業振興課の担当とも連携をとって対応をしているところでございます。

商工観光サイドの現状における企業就業につきましては、現在、移住者にかかわらず、町、商工会、ハローワーク等と連携をとりながら、積極的に支援をしているところでございます。そしてまた、起業したい場合には、町では操業支援のための補助事業を実施しており、その関係では、商工会も相談や支援を行っております。就業を希望される場合も、ハローワークを通じて、町及び商工会が希望者に寄り添ってサポートすることを心掛けて対応をさせていただいております。

議員がおっしゃられるように、専門の部署において、生活環境から就労関係まで全て把握してフォローすることが、一番、移住者、希望者にとっても理想的であるとは思いますが、現状では、コンパクトな役場組織を利用して、より密接に横の連携をとりながら、移住希望者のための支援を行ってきたいというふうに考えているところであります。

○議長（田村孝浩君） 森田公明議員。

○4番（森田公明君） コンパクトな役場組織を活用して移住希望者の支援を行っていくということですので、しっかりとした対応を求めたいと思います。

最後に、一つ具体的な事案を上げ、町の移住者支援に取り組む町の姿勢、今後に向けて、町長のお考えを伺っておきたいと思います。

実際に長和町出身で町に戻って事業を始めたいと考えている若者がおります。長門バイパス沿いに事業所と住居を構え、新たな事業を開始するために準備をしており、どのように進めればよいか、役場にもかなり前から何度か相談に訪れているが、なかなか事業所を建設するまで至っておらず、他市町村で開業することも検討されていると聞きます。

確かに、農地法の絡みもあり、幾つかの難しい課題をクリアしなければならないと思います。そのためにも、私はこれまで何度か一般質問の中で、町の土地利用についてのビジョンや構想を持つことが必要であると正してきました。特に、町をにぎやかにしていくために有効な事案に対しては、町の土地利用に関して一考する町の姿勢がなくては、今後の町の発展はないであろうと考えるものです。

まず一人の移住希望者に親身に対応することが、次の移住者を呼び込むことにつながっていくものです。長和町が住みよい町で、移住者に親切に対応し、応援していく町であることをしっかりアピールすることが必要です。長和町に移住し、起業したいと考える方々に、どう体制をつくり、どう対応しようと考えているかを問うことが今回の質問の一つの主題であります。

その意味で、最後に、この移住希望者に対応するための町の姿勢、移住者をこれからふやしていくための町長の意気込みを伺っておきたいと思います。

○議長（田村孝浩君） 羽田町長。

○町長（羽田健一郎君） ただいま森田議員からありました事例につきましてでございますが、私も十分承知しておりまして、いろいろ手を尽くしてきたわけでございます。これは今お話にもございましたように、バイパス沿いに事業所と住居を構え、起業したいという相談でございまして、何回も、今申し上げましたように相談も受け、対応してまいりましたが、これもお話ございましたが、農地法等により農業振興地域の除外がどうしてもできない農地でありましたので、他の地区において代替候補地を一緒に探したりなどをしましたが、なかなか見つからない状況でございました。

今後につきましても、移住定住者をふやして取り組みの基本として、先ほどの答弁と重複しますが、必要とする支援をしっかりと把握、確認をし、それぞれの事項について細かいケアなどができるよう、各担当者とも一層横の連携を密にしながら、しっかりと対応し、そして、長和町に来てよかったとっていただけるような取り組みを確立をしてまいらなければならないと思っております。

そしてまた、これも今お話ございましたけれども、一つ一つのそういった積み重ねが多くの人に気持ちは伝えられるというふうに思っておりますので、こういった問題もしっかりと対応してまいりたいというふうに思っておりますので、よろしくをお願いします。

○議長（田村孝浩君） 森田公明議員。

○4番（森田公明君） せっかく長和町に来たいという若者に対して、ぜひとも長和町に来ていただくような体制づくり、これからも多くの若者が、またはもちろんいろんな世代の方々に対してですが、移住したい町として長和町が選ばれるための最初の窓口において親身な対応ができるような体制づくりをお願いして、2つ目の質問に移りたいと思います。

小学校においては、いよいよ来年4月から新学習指導要領が全面施行され、令和3年4月からは中学校においても新学習指導要領に移行していきます。このための学校への支援体制の整備状況と、地域として学校を支える取り組みについて、順次質問していきます。

新学習指導要領への移行に伴う小学校における英語教育の取り組みについては、昨年の6月議会において一部質問させていただきましたので、その後の対応状況を確認した上で、今後のあり方についてただしていきたいと思っております。

まず、昨年の質問に対する答弁では、小学3・4年生での外国語活動の実施、5・6年生における外国語の教科化について、長門小と和田小両校長と懇談を進め、令和2年度における新学習指導要領の本格実施に向け、方向性を研究し、町の総合教育会議において検討を行い、基本方針の策定を行っていきたくてされておりました。

そこで、まずはその策定された基本方針と、本年度における先行的な取り組みがあれば、その現状について伺いたいと思っております。

○議長（田村孝浩君） 羽田町長。

○町長（羽田健一郎君） 小学校の3・4年生にかかわる外国語活動及び5年生・6年生にかかわる教科化された外国語に関する基本方針と先行的な取り組みに関する御質問でございます。

令和2年度から新学習指導要綱が全面実施されることによりまして、小学校におきましては、小

学校3年生・4年生は、新たに外国語活動の時間を年間35時間、小学校5年・6年生につきましては、従来の外国語活動から教科としての外国語となり、年間70時間実施するようになります。

また、平成30年度と令和元年度につきましては、令和2年度の新学習指導要綱実施までの移行期間としまして、小学校3年生・4年生には外国語活動の時間として年間15時間、小学校5年生・6年生につきましては外国語を年間50時間実施するということになっております。

昨年の6月議会定例会の森田議員の長和町の教育方針についてに関する一般質問におきまして、語学教育に関する基本方針についての質問に対し、長門小学校と和田小学校、両校長と懇談を進め、当時の答弁では平成32年度でしたが、令和2年度における新学習指導要綱の本格実施に向け、方向性を研究し、町の総合教育会議において検討を行い、基本方針の策定を行っていききたい旨の答弁をさせていただきました。

新学習指導要綱実施に伴います小学校の外国語、この外国語は英語になるわけですが、この対応としましては、長門小学校と和田小学校の校長先生と協議をさせていただき、平成30年度に長門小学校の関校長先生を中心に、両校の教職員、そしてALT及び教育委員会職員からなる外国語活動準備委員会を立ち上げさせていただきました。この準備委員会において、外国語活動や外国語に対する基本的な方針、授業時間などのカリキュラムや日課表などについて検討を行い、この4月から外国語活動及び外国語の時間数につきまして、先行実施をさせていただき、新学習指導要綱実施後の時間数で行っておるところでございます。

そして、外国語活動準備委員会が発足したことによりまして、町の総合教育会議での語学教育につきましては、まだ緒についた検討を行っておりませんが、外国語活動準備委員会において、基本的な方向性や実施方法について検討を行っております。

今後、4月からは、令和2年度からの新学習指導要綱全面実施にかかわる先行実施として、外国語の時間数を新学習指導要綱の時間数にあわせて行っておるところでございます。

○議長（田村孝浩君） 森田公明議員。

○4番（森田公明君） この新指導要領の実施にあわせ、大学の教員養成課程で外国語の指導法を学ぶことについては、来年度から必修化されており、現役の教員の多くは、子供への英語の指導法や外国語の指導理論について学んできていない現状があります。

昨年の一般質問においては、小学校英語の授業ができる専任教員については配置予定がないとのことでありましたが、その状況に変わりはないでしょうか。また、専任教員を配置しなくても十分な指導体制がとれると考えているのか伺いたいと思います。

○議長（田村孝浩君） 辰野教育長。

○教育長（辰野登志男君） 小学校の英語の授業にかかわる専任教員の配置予定に関する御質問でございます。議員のおっしゃるとおり、教職員免許法施行規則の一部改正が行われ、大学の小学校教員の教職課程におきまして、生徒に関する専門事項に「外国語」が新たに追加されました。この教職課程を履修してきた教職員は、外国語についての指導法などを学ぶこととなりますが、現在の

教職員の皆さんは、外国語の関係におきましては履修してきていない教員もおいでになります。

このような状況の中で、昨年6月、森田議員より新学習指導要領を受けた英語指導の実施に当たって、英語科の専任教員を置くことについては検討されているのかというような質問がございました。このときの答弁につきましては、小学校外国語移行期間中に長野県の指導主事が各学校を訪問し、新学習指導要領による小学校高学年の外国語教育が円滑に実施することができるよう支援を行っている、それから各学校長との面談において専門教員の設置については現在のところは予定はしていない、外国語の授業については担任が中心となってい、これをALTや町費の講師がサポートするという形で進めていきたいという答弁をさせていただきました。

現状においても、この考え方を継続をさせていただいております。担任が中心となって外国語、いわゆる英語の授業を行い、これをALTや町費の講師がサポートするという形で授業を進めさせていただいております。

しかしながら、最近、県が主催する会議で、外国語の指導方針について、外国語の選任教科化を進める方向である旨の説明がされ始めました。その中では、大規模校への配置ということがついて回る条件でございます。

いずれにいたしましても、学校との協議の中で専科教員の配置が必要なのか、検討はしておりますけれども、さらなる協議を進めてまいりたいというふうに思っているところでございます。

○議長（田村孝浩君） 森田公明議員。

○4番（森田公明君） ただいま教育長がおっしゃられますように、県においても外国語の指導方針について、外国語の専任教科化を進めたいというふうに考えているということは、県においてもやはり不安だということのあらわれであるというふうに考えます。再度検討していただき、指導体制に手落ちがないよう、子供たちが戸惑うことがないようにしっかりと準備していただきたいと思えます。

次に、教育委員会でも小学校英語の新しい教科書を見ておられると思いますが、この新しい教科書で、児童に、またわかりやすく教えていくのは、かなりの修練が要ることであると思われま。それに加え、英語教育を専門としない学級担任が対応するためには、使いやすい副教材の配布や指導法の十分な教示が不可欠であります。教育委員会として、この対応を捉えているか、また今後どのような対応をしようと考えているか、伺いたいと思えます。

○議長（田村孝浩君） 宮阪教育課長。

○教育課長（宮阪和幸君） 外国語、いわゆる英語の授業に係る副教材や授業の指導に関する御質問でございます。令和2年度から使用します小学校の英語の教科書につきましては、上小教科用図書採択協議会において使用する教科書を選定し、選定した教科書につきまして、上小地区のそれぞれの市町村教育委員会で採択するという流れになっております。

本年度は、5月と7月の2回、上小教科用図書採択協議会が開催され、各教科の教科書が選定されました。これを受けまして、8月に開催しました町の定例教育委員会において、選定された教科

書について審議を行い、選定された教科書の採択のほうを行っております。

議員のおっしゃるとおり、英語の授業につきましては、教科書だけで授業を進めていくということは、教職員の皆さんには大変なことかと思えます。スムーズに授業を進めていくためには副教材が必要であると考えます。

副教材につきましては、さきの答弁の中でも触れさせていただきました外国語活動準備委員会において検討が行われておりまして、必要な副教材につきまして、昨年度、整備を進めております。今後も学校と相談する中で、必要とするものがあれば用意していきたいと思っております。

次に、授業の指導法の関係ですが、特に教育委員会としての対応は行っておりません。しかし、文部科学省において、小学校外国語活動外国語研修ガイドブックを発行し、教職員の皆さんに外国語教育についての理解を深めてもらうための方策を実施しております。

長野県におきましても、小学校外国語移行期間中に指導主事が各学校を訪問して、新学習指導要綱による小学校高学年の外国語教育が円滑に実施することができるよう支援のほうを行っております。

○議長（田村孝浩君） 森田公明議員。

○4番（森田公明君） さらに令和3年度から実施される中学校の新学習指導要綱では、英語科について授業を英語で行うことを基本とすると明文化されました。このため、現在の小学5年生は中学1年生から、小学6年生は中学2年生から、英語での授業に対応することが求められます。また、アルファベットを使った英語の読み書きについても、基本的に小学校で習得していなければならないこととなります。

そこで、中学入学時の到達度について、長和町の2つの小学校及び武石小を加えた3つの小学校間での教科内容の連携をとる必要が出てくると思われそうですが、このための仕組みは考えられているか確認したいと思います。

○議長（田村孝浩君） 辰野教育長。

○教育長（辰野登志男君） 英語教育にかかわる各小学校間での連携に関するお話でございますが、議員のおっしゃるとおり、中学校につきましては、令和3年度から新学習指導要領が実施されます。この新学習指導要領におきましては、外国語の目標につきまして、外国語によるコミュニケーションにおける見方、考え方を働かせ、外国語による聞くこと・読むこと・話すこと・書くことの言語活動を通して、簡単な情報や考えなどを理解したり、表現したり、伝え合ったりするコミュニケーションを図る資質能力を育成することを目指すというふうにされているところでございます。

そして、生徒が英語に触れる機会を充実するとともに、授業を実際のコミュニケーションの場面とするため、授業は英語で行うことを基本とするというふうに明記をされているところでございます。

小学校の新学習指導要綱では、小学校3年・4年生では、聞くこと・話すことを中心とした外国語活動に慣れ親しみ、外国語学習への動機づけを高めた上で、小学校5・6年生からは、段階的に

文字を読むこと及び書くことを加えて、総合的、系統的に扱う教科学習を行い、中学校へつなげていこうということになっており、これお受けて、中学校におきましては、外国語におけるコミュニケーションを身につけていこうとするものでございます。

現在の小学校は、他小学校との連携を持つというよりは、教員が連携を持って、児童の状況を把握しながら指導することもよいと思いますし、また現在、議員おっしゃるように、長門小、和田小、武石小での交流授業が行われているところでございます。この交流の中で、交流時間中の中で、その一部の時間をそれぞれ英語の時間とし、会話をするなど、効率のよい時間が持てればというふうに指導していきたいというふうに考えているところでございます。

○議長（田村孝浩君） 森田公明議員。

○4番（森田公明君） 中学入学時における生徒の到達度について、小学校間の差異が出ないように配慮するよう要望しておきたいと思います。

と同時に、小学校における英語の教科化によって、これまでの科目に加え、外国語についても小学校から中学校へのつながりが求められ、先ほど触れた小学校において習得すべき内容について、小学校において十分な評価と検討をするとともに、小中の一貫した教育体制が求められることとなります。

そこで、小中学校での一貫した英語教育のあり方及び小中学校間での教科内容に関する連携について、どのような体制をとるよう準備されているか伺いたと思います。

○議長（田村孝浩君） 辰野教育長。

○教育長（辰野登志男君） 英語教育にかかわる小中学校間での連携に関する御質問でございます。

今までは、外国に慣れ親しむ外国語活動は小学校で、教科としての外国語は中学校でという流れになっていたため、小中学校の連携は難しい状況にあったというふうに思います。新学習指導要領の実施に伴い、小学校において外国語活動と、教科としての外国語を行うことになるため、先ほどの答弁でも述べさせていただきましたが、小学校3年・4年生では、聞くこと・話すことを中心とした外国語活動に慣れ親しみ、外国語学習への動機づけを高めた上で、小学校5・6年生からは段階的に文字を読むこと、書くことを加えて、総合的、系統的に扱う教科学習を行い、小学校から中学校への連携がスムーズに行うことができるようになるというふうに考えているところでございます。

小中学校間の連携にかかわる体制についてですが、新学習指導要領の実施に伴い、外国語につきましては、小学校から中学校の学習を一連の流れの中で行うようになります。これに伴い、小中学校間での一層緊密な連携が必要となってきますので、依田窪南部地域の教職員の皆さんが集まる南部学校職員会において、十分な検討を行っていただきたい、小学校から中学校への連携をスムーズに行うことができるよう努めてまいりたいと考えているところでございます。

○議長（田村孝浩君） 森田公明議員。

○4番（森田公明君） 教員及び生徒が戸惑うことのないよう十分な連携をとるとともに、小中一

貫教育を目指すための専門的なチーム、あるいは委員会の設置を検討させるよう要望しておきたいと思えます。

さて、新学習指導要領の最大の特徴は、児童生徒がみずから学びの主体となって、何をどのように学び、何ができるようになるかであり、英語教育においても、そのための動機づけが必要となります。

その一方で、社会と学校との連携がうたわれており、地域の積極的なかかわりが求められています。その意味において、これまで長和町が実施してきている歴史遺産を生かした国際交流事業を、小中学校教育にさらに積極的に盛り込んでいくことにより、子供たちの英語や地域学習に対する学習意欲の涵養を図るとともに、長和町独自の地域教育と英語教育を兼ねた教育カリキュラムをつくっていくことができると考えますが、教育委員会のお考えはどうか伺いたいと思えます。

○議長（田村孝浩君） 辰野教育長。

○教育長（辰野登志男君） 歴史遺産を生かした国際交流事業の活用による長和町独自の地域教育と英語教育を兼ねた教育カリキュラムに関する御質問でございます。

新学習指導要領におきましては、子供たちが未来、社会を切り開くための資質、能力を一層確実に育成すること、またその際、子供たちに求められている資質、能力とは何かを社会と共有し、連携する社会に開かれた教育課程を重視していることが今回の改定の大きなポイントとなっていると思えます。

これは、全ての教科に当てはまることですので、英語科におきましても、学校の授業の中での英語教育のほかに、社会との連携に関係します地域学習についても同様のことであると思えます。

英語教育に関連しました地域学習につきましては、議員のおっしゃるとおり、歴史遺産を生かした国際交流事業が挙げられます。本事業の現状といたしましては、中学生や高校生を長和町黒曜大使として位置づけ、イギリスへの訪問を隔年で行っております。

黒曜石大使は、渡英する前にさまざまな研修を行い、黒曜石を中心とした地域の学習を十分に行った上で渡英をしております。この研修の中で、地域の魅力を発見したり、その魅力を伝える力、さらに語学力を身につけております。地域の魅力の発見、発信にかかわる力、語学力を身につけてもらうこと、これは長和町の将来を担う町の子供たち全てに身につけてもらいたい力でございます。しかし、このことは、学校は英語が全てではありませんので、小学校では少し早いかなというふうに考えているところでございます。

南部中学校におきましては、歴史遺産を生かした国際交流事業にかかわらず、全校生徒を対象とした学習時間を捻出できるかどうか検討してまいりたいと考えているところでございます。

○議長（田村孝浩君） 森田公明議員。

○4番（森田公明君） これまでも小中学校において黒曜石学習に取り組まれており、黒曜石のふるさと祭りには、毎年小中学生が参加しております。このことは、地域との連携や地域学習として大いに役立っていると思えますが、これを歴史遺産を生かした国際交流事業と関連づけることで英

語学習や地域学習の強い動機づけになるものと考えます。

そのためにも、黒曜石学習を長和町の教育にしっかりと位置づけていくことが必要と考えますが、お考えはどうでしょうか。

○議長（田村孝浩君） 辰野教育長。

○教育長（辰野登志男君） 黒曜石学習の町の教育への位置づけに関する御質問でございます。先般、8月25日ですが、黒曜石のふるさと祭りを開催をいたしました。好天にも恵まれ、大勢の皆様にご参加をいただき、盛大に開催することができました。この黒曜石のふるさと祭りには、長門小学校、和田小学校の児童の皆さん、依田窪南部中学校の生徒の皆さんにも参加していただいております。和田小学校の皆さんには、「コカリナ」の演奏、長門小学校の児童の皆さんには合唱を披露していただいたほか、依田窪南部中学校の皆さんには、式典の進行や各ブースの運営の協力など、お祭り全体に深くかかわっていただいております。

お祭りには、スタッフとして、また参加者として、多くの地域の皆さんがかかわっておられます。お祭りを通して、小中学校の児童生徒の皆さんと地域の皆さんとの交流が、一層深められているのではないかと考えています。

また、児童生徒の皆さんは、黒曜石のふるさと祭りに参加するに当たりまして、それぞれ打ち合わせのほかにも遺跡に関する事前学習を行っていると思います。遺跡の関係につきましては、現在、さきの御質問にもありましたとおり、歴史遺産を生かした国際交流事業として、イギリス・セットフォードとの交流を進めております。遺跡のことを学び、地域についての学習を深めてもらうとともに、児童生徒の皆さんに歴史遺産を生かした国際交流事業について関心を持っていただき、この事業を継続していくとともに、この事業には語学力も必要となってきますので、英語も学んでいくことができるような方向に進めることができればよいというふうに考えているところでございます。

○議長（田村孝浩君） 森田公明議員。

○4番（森田公明君） 長和町が黒曜石を通して世界とつながっており、私たちの祖先は縄文時代において、既に世界の地域と同様の発展を遂げ、すぐれた文化の発信地にもなっていたことを子供たちにはしっかりと伝え、そのつながりが現在の交流にも生きているという誇りを私たちが持つことで、子供たちがみずからの日本語力や外国語能力を高め、世界の人々との交流を広めていこうという動機づけを強めていくことができるものと考えます。

そこで、歴史遺産を生かした国際交流事業については、既に第3期の黒曜石大使7名が決まり、研修を開始しております。彼らの活動を発展させるためにも、地域の子供たちの学習意欲を高めるためにも、さきの質問で触れたことに加えて、学校教育の中で取り組むべき内容として、英国の学校との継続的な交流を始めていく時期に来ているものと考えます。

困難はあるにしても、実施に向けた基盤整備に取り組んでいくべきであり、長和町に特徴的な教育カリキュラムとして、特色ある教育の可能性を持つものであると思いますが、お考えを伺いたいと思います。

○議長（田村孝浩君） 宮阪教育課長。

○教育課長（宮阪和幸君） イギリスと学校との継続的な交流の基盤整備に関する御質問でございます。

まず、歴史遺産を生かした国際交流事業に係ります黒曜石大使の関係ですが、来年、令和2年度ですが、このときに渡英する黒曜石大使の募集を行い、7名の黒曜石大使の皆さんが決まりました。黒曜石大使の皆さんは、これから約1年間、さまざまな研修を行い、来年の7月から8月にかけてイギリスを訪問いたします。この訪問の際には、平成30年度の訪問のときと同様に、ホームステイのほうを計画させていただいております。

黒曜石大使につきましては、平成28年度の第1期の大使が14名、平成30年度の第2期の大使が8名、合計22名の皆さんが、今まで黒曜石大使のほうを務められておられます。大使の皆さんは、イギリスにおいては、ティーンエイジヒストリークラブの皆さんと行動をとることににより交流を深めたり、石器づくりワークショップでの指導などを通じまして現地の皆さんとの交流も深めてまいりました。

また、日本へ帰国後は、町の総合文化祭や町外で行われる各種イベントに参加して、活動報告などを行っており、立派な活動をしていただいております。

このように、黒曜石大使の活動が緒についてきたばかりでありますので、学校教育の中では、学校とイギリスとの交流については、現在特に行っておりません。さきの答弁でも申し上げましたが、地域の魅力の発見・発信に係る力、語学力を身につけてもらうこと、これは長和町の将来を担う町の子供たち全てに身につけてもらいたい力であります。黒曜石大使のようにイギリスへの訪問というような活動は非常に難しいと思います。まずは、広報などに大使の活動が掲載された場合、その内容について外国語授業の時間に小中学校に周知できればと考えます。

そして、今後、先になります、インターネットを介しての交流などにより、イギリスの皆さんとの交流を図っていくことができるよう検討していきたいと考えております。

○議長（田村孝浩君） 森田公明議員。

○4番（森田公明君） 継続的に長和町の子供たちがイギリスと交流をしていくためにも、町としてブレッklandとの交流を深めていくためにも、英国との学校間交流の準備に入っていくことが必要であると考えます。これは人的交流に限定せず、ただいまおっしゃられたインターネットを介した交流も大いに利用すべきであり、そのための基盤整備に入っていく時期に来ていると思います。黒曜石大使も3期目に入っており、来年度にも、その具体的な準備検討を始めていってもよいと考えますが、町ではその考えはないか、重ねて伺いたいと思います。

○議長（田村孝浩君） 宮阪教育課長。

○教育課長（宮阪和幸君） インターネットを介した交流の基盤整備に関する御質問でございます。

イギリスの子供たちとの交流につきましては、何分遠方でありますので、実際に子供たちがその場で交流するという事は、なかなか難しい状況であります。先ほどの答弁でも申し上げましたが、

現在はインターネットが発達している状況にありますので、直に子供たちが触れ合うということは難しいかもしれませんが、インターネットを介して交流を深めるということは可能な状況にあります。

また、事前にこのような方法で交流を深めておくことによりまして、実際に子供たちの交流の場が設けられた際には、充実した交流を行うことができるのではないかと考えます。

インターネットを介した交流に当たりましては、通信環境や関連機器の整備が必要になるものと思います。学校におきましても、ICT機器の整備を進めていかなければならない状況となっております。これにあわせて、インターネットを介しての交流ができる環境整備について、来年度より上田市との協議も含め、細部にわたって検討していきたいと考えています。

インターネット環境が整い、遠く離れた学校間での交流が実現することによりまして、黒曜石大使への関心が高まり、その底辺が広がっていくものと考えております。

○議長（田村孝浩君） どうぞ。

○4番（森田公明君） 英語環境を十分な学習環境の整備に力を入れていただけるようお願いをしまして、私の一般質問を閉じます。

○議長（田村孝浩君） 以上で、4番、森田公明議員の一般質問を終結いたします。

---

#### ◎散会の宣告

○議長（田村孝浩君） 以上をもちまして、本日予定した会議は終了いたしました。

会議を閉じ、散会といたします。御苦労さまでした。

---

散 会 午後 3時05分



第 3 号

( 9 月 19 日 )

## 議 事 日 程

令和元年 9月19日  
午前 9時30分 開議  
長 和 町 議 会 議 長

- 日程第 1 議案第 48号 平成30年度長和町一般会計決算の認定について  
(町長提出)
- 日程第 2 議案第 49号 平成30年度長和町国民健康保険特別会計(事業勘定)決算の  
認定について  
(町長提出)
- 日程第 3 議案第 50号 平成30年度長和町国民健康保険歯科診療所事業特別会計決算  
の認定について  
(町長提出)
- 日程第 4 議案第 51号 平成30年度長和町後期高齢者医療特別会計決算の認定につい  
て  
(町長提出)
- 日程第 5 議案第 52号 平成30年度長和町介護保険特別会計決算の認定について  
(町長提出)
- 日程第 6 議案第 53号 平成30年度長和町同和地区住宅新築資金等貸付特別会計決算  
の認定について  
(町長提出)
- 日程第 7 議案第 54号 平成30年度長和町特定環境保全公共下水道事業特別会計決算  
の認定について  
(町長提出)
- 日程第 8 議案第 55号 平成30年度長和町簡易排水施設特別会計決算の認定について  
(町長提出)
- 日程第 9 議案第 56号 平成30年度長和町観光施設事業特別会計決算の認定について  
(町長提出)
- 日程第 10 議案第 57号 平成30年度長和町和田財産区特別会計決算の認定について  
(町長提出)
- 日程第 11 議案第 58号 平成30年度長和町上水道事業会計決算の認定について  
(町長提出)
- 日程第 12 議案第 59号 長和町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制

定について

(町長提出)

日程第 1 3 議案第 6 0 号 長和町給水条例の一部を改正する条例の制定について

(町長提出)

日程第 1 4 議案第 6 1 号 長和町公共下水道条例の一部を改正する条例の制定について

(町長提出)

日程第 1 5 議案第 6 2 号 長和町保育園条例の一部を改正する条例の制定について

(町長提出)

日程第 1 6 議案第 6 3 号 長和町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

(町長提出)

日程第 1 7 議案第 6 4 号 長和町保育の必要性の認定に関する条例の一部を改正する条例の制定について

(町長提出)

日程第 1 8 議案第 6 5 号 長和町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

(町長提出)

日程第 1 9 議案第 6 6 号 令和元年度長和町一般会計補正予算（第 2 号）について

(町長提出)

日程第 2 0 議案第 6 7 号 令和元年度長和町国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第 2 号）について

(町長提出)

日程第 2 1 議案第 6 8 号 令和元年度長和町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）について

(町長提出)

日程第 2 2 議案第 6 9 号 令和元年度長和町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）について

(町長提出)

日程第 2 3 議案第 7 0 号 令和元年度長和町同和地区住宅新築資金等貸付特別会計補正予算（第 1 号）について

(町長提出)

日程第 2 4 議案第 7 1 号 令和元年度長和町観光施設事業特別会計補正予算（第 1 号）について

(町長提出)

- 日程第 2 5 議案第 7 2 号 令和元年度長和町和田財産区特別会計補正予算（第 1 号）について  
(町長提出)
- 日程第 2 6 議案第 7 3 号 令和元年度長和町上水道事業会計補正予算（第 2 号）について  
(町長提出)
- 日程第 2 7 議案第 7 4 号 令和元年度長和町公共下水道事業及び排水処理施設事業会計補正予算（第 1 号）について  
(町長提出)
- 日程第 2 8 議案第 7 5 号 長和町過疎地域自立促進計画の変更について  
(町長提出)
- 日程第 2 9 陳情第 5 号 「義務教育費国庫負担制度」の堅持・拡充を求める陳情
- 日程第 3 0 陳情第 3 号 辺野古新基地建設の中止と、普天間基地の沖縄県外・国外移転の国民的議論により、民主主義及び憲法に基づき公正に解決すべきとする意見書採択を求める陳情

追 加 議 事 日 程 (第 3 号の追加 1)

令和元年 9 月 1 9 日

長 和 町 議 会 議 長

日程第 1 議案第 7 6 号 平成 3 1 年度社会資本総合整備事業 (防災・安全交付金) 町道  
古町長久保線道路改良工事 4 工区請負契約の変更について  
(町長提出)

日程第 2 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて  
(町長提出)

追 加 議 事 日 程 (第 3 号の追加 2)

令和元年 9 月 1 9 日

長 和 町 議 会 議 長

- 日程第 1 意見書案第 3 号 「義務教育費国庫負担制度」の堅持・拡充を求める意見書  
(議員提出)

令和元年長和町議会 9月定例会（第3号）

令和元年9月19日 午前 9時30分開議

出席議員（10名）

1番	佐藤 恵一 議員	2番	渡辺 久人 議員
3番	田福 光規 議員	4番	森田 公明 議員
5番	宮沢 清治 議員	6番	伊藤 栄雄 議員
7番	柳澤 貞司 議員	8番	小川 純夫 議員
9番	羽田 公夫 議員	10番	田村 孝浩 議員

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	羽田 健一郎 君	副 町 長	高見沢 高明 君
教 育 長	辰野 登志男 君	企画財政課長	藤田 仁史 君
建設水道課長	龍野 正広 君	建設水道課専門幹	上野 公一 君
こども健康推進課長	長井 剛 君	町民福祉課長	藤田 孝 君
情報広報課長兼会計管理者	城内 秀樹 君	産業振興課長	藤田 健司 君
教 育 課 長	宮阪 和幸 君	教育課専門幹	大竹 幸恵 君
総務課長補佐	小林 義明 君	代表監査委員	名倉 俊城 君

議会事務局出席者

事 務 局 長	中原 良雄 君	議会事務局書記	宮澤 志緒 君
---------	---------	---------	---------

◎開議の宣告

○議長（田村孝浩君） おはようございます。

長和町議会第3回定例会を再開し、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりであります。

---

◎日程第1 議案第48号 平成30年度長和町一般会計決算の認定について

（町長提出）

○議長（田村孝浩君） 最初に、日程第1 議案第48号 平成30年度長和町一般会計決算の認定についてを議題とし、審議に付します。

本案に対する委員長報告を求めます。

羽田決算特別委員長。

○決算特別委員長（羽田公夫君） 9月9日、10日の両日、令和元年9月定例会において、決算特別委員会に付託されました議案第48号 平成30年度長和町一般会計決算の認定について議題とし審査に付しましたので、順次御報告申し上げます。

議案第48号 平成30年度長和町一般会計決算の認定について。

9月9日。担当係からの詳細説明の後、質疑を行いました。

町民福祉課。窓口係。

戸籍事務職員の育成に対策等あればお聞きしたいとの問いに、法務局で開催する研修会への出席により、職員間で情報共有し、周知し合い、窓口対応に努めています。法務局の現地指導においても、指導や助言を受け、認識を深めていますとの答弁でした。

来年度からの会計年度任用職員制度の導入に伴い、外部委託というのは難しいと思うが、どうかの問いに、現在、総務課で進めています。業務仕分けやヒアリング等で係として必要なことは伝え、体制は変わっても住民の立場に立った窓口業務を徹底していきたいと思っておりますとの答弁でした。

手続等で年金事務所へ行くのに困難な方々への対策はありますかの問いに、申請用紙は窓口でも用意しています。窓口に見えた方には、年金事務所に連絡をとりながら相談に乗っています。相続においても、可能なときは預かりますとの答弁でした。

生活環境係。

防犯カメラの映像はどのように管理されているのかの問いに、撮影された映像は携帯電話のLTE回線を使い、セキュリティの高い業者のクラウドサーバーへ送信され管理されていますとの答弁でした。

映像はリアルタイムで確認できるほか、過去30日間分が保存されているので、さかのぼっての映像確認やダウンロードもできるものとなっておりますとの答弁でした。

道の駅マルメロの駅ながとの前に横断歩道の設置要望をしたが、検討されているかの問いに、以前、役場前にも横断歩道の設置要望があった際、関係機関とも協議を進めていたが、設置は非常に難しいという判断をいただいた。今回の御要望についても設置は難しいため、信号機のある交差点にて横断をお願いしたいとの答弁でした。

防犯カメラ設置について、学校や地元町内会との連携や承諾などを含めた具体的な設置計画を教えてほしいとの問いに、今年度の設置計画については、教育委員会からの要望を受け、長門小学校のバスのロータリー付近、JRバスの長久保駅前交差点付近、和田小学校正門前付近の3カ所の設置に向け検討をしています。

なお、カメラの設置については、地元との連携や承諾なども必要だと思っております。特に個人宅が映りこむことがないようにプライバシーへの配慮を行うとともに、カメラ稼働中の看板設置による周知を行ってまいりますとの答弁でした。

防犯灯のLED化の割合はどの程度かの問いに、防犯灯の総数は887基、うち677基が自治会・区管理となっており、30年度末では393基のLED化が完了しております。進捗率にして58.1%となりますとの答弁でした。

空き家対策計画の素案はまとまったとあるが、公表はしないのか。また、空き家対策協議会を立ち上げるとあるが、設置の用途はいつごろかの問いに、今年度中には空き家対策協議会を立ち上げて、計画の素案を協議し、町の空き家対策計画の公表を行ってまいりたいとの答弁でした。

生ごみ堆肥について、下水汚泥が入ったことにより、扱いづらくなったとの意見があるが、把握しているか。また、その対策はあるかとの問いに、把握している。対策ですが、管理業者とも検討させていただきたいとの答弁でした。

今年寄附のあった長久保の公園の管理はどこでされているかの問いに、緑地公園という位置づけでありますので、町民福祉課で管理していますとの答弁でした。

福祉係。

前回、敬老祝賀会について、お年寄りの方と地元の子供たちを含む一般住民との交流について質問したが、その後、検討されたかの問いに、今年度、敬老祝賀会において、和田小3年生、長門小6年生によるお祝いとして歌の披露をしていただくことで、学校に御協力を得ることができました。式典の中で短時間ではありますが、交流ができればと思いますとの答弁でした。

高齢者支援係。

福祉有償運送サービス利用料補助とはどんな事業かの問いに、福祉有償運送を利用した方が低所得者である場合に、その利用料を補助していますとの答弁でした。

配食サービス事業で、利用者数は変わらないが配食数が減っている。その理由は何かの問いに、昨年度末に利用者アンケートを実施した。金銭的な理由で中止した方はいなかった。理由には、口に合わない等の意見があった。その他、町でも利用できる民間の宅配弁当等の利用やヘルパーによる支援等、配食サービス以外の選択肢が広がっている状況もあるとの答弁でした。

緊急通報システム設置事業で、安否確認通報が114件となっているが、どんな対応しているか。全て確認をしているかの問いに、安否確認通報があれば、全て安否確認を行っているとの答弁でした。

救急医療キットについて、依田窪南部消防署と連携はとれているのかの問いに、救急医療キットを新たに配布した方等、台帳を更新し、年1回依田窪南部消防署に情報提供をしているとの答弁でした。

昨年度、認知症サポーター養成講座を30名受講しているが、その後、受講者のかかわり等の計画はできているのかの問いに、認知症サポーター養成講座は行っているが、フォローアップ講座等は実施していない。講座の中で、受講後は、認知症に限らず両隣3軒程度、気にかけてながら生活してもらい、近所での見守りを依頼しているとの答弁でした。

福祉企業センター係。

質疑なし。

情報広報課・情報広報係。

広報のコンテストなどに応募したことはあるかの問いに、日本広報協会からコンテストの募集はありますが、応募したことはありません。ただし、昨年度途中から、コンテストを開催している日本広報協会宛に毎月の広報を1通ずつ郵送するようにしていますとの答弁でした。

広報の原稿について、原稿の校正を行っているものと思うが、その校正について何回やっているか。また、最終的な決裁は誰が行っているかの問いに、原稿の校正は、まず担当係ごとに校正を行い、全体が仕上がった時点で庁内グループウェアを利用して広報委員会の委員に全体的な校正をお願いしています。その後、係において最終的な校正及び修正を行い、印刷会社へ提出していますとの答弁でした。

町のフェイスブックへの掲載について、掲載に際して決裁をとっているかの問いに、各担当係から原稿をいただいた場合は、確認をとってから掲載しているが、広報で取材した内容については、イベント等が土日にある場合が多いため、決裁を待たず掲載しているケースが多いのが現状です。今後、公開前に決裁をとる形で対応しますとの答弁でした。

光化工事の国庫補助事業について、国の補助率がどのくらいか。また県からの上乗せはあったのかの問いに、数字上の補助率については2分の1ですが、実際には2分の1より減額されています。また、総務省の直轄事業のため、県からの上乗せはありませんとの答弁でした。

減額された分とはどういったものかの問いに、工事自体の総額は1億7,947万円余りですが、そのうち補助申請をした工事額は1億7,820万円となります。

さらに、その工事額のうち実際に補助対象となったのは幹線の工事に関する工事のみであり、この工事については2分の1の補助が下りましたが、センター設備等の工事については補助対象外となりましたとの答弁でした。

こども・健康推進課・子育て支援係・保育園係。

ニーズ調査の結果で特筆すべき点はあったかとの問いに、今後の保育や子育て支援事業の量の見込みを算出するための内容と、その他保護者の方から多くの意見をいただいている。

今後、保育園運営委員会の中で結果をお示しし、第2期子ども・子育て支援事業計画へ反映させていく予定であるとの答弁でした。

学校では給食費の無償化が始まったが保育園はそういった声はないのかの問いに、保育園の副食費については、現在は保育料に含まれているが、この副食費部分については、10月からの無償化の対象外となり今後実費徴収することとされている。長和町においては、子育て支援の一環として、副食費についても無償としたいと考えており、徴収を免除する条例改正を9月議会に提出させていただいているとの答弁でした。

保育園における会計年度任用職員の導入に対する見解はどの問いに、職員の関係について、現在人事を担当する総務課と協議を進めている。

基本的に、保育士、栄養士等の資格のある職種については、委託は難しい。町の2つの園の中には、職員、臨時職員、調理員といろいろな人がいるが、その中で保育士については、会計年度任用職員の方向で詰めている。

その他、保育キーパーについては、和田保育園では既にシルバー人材センターへ委託している。

今後についても、大事なお子さん達を預かる施設であるので、事故等ないように最大限に手配していきたいと考えているとの答弁でした。

健康づくり係。

妊娠から男性の育児参加が言われているが、長和町の男親の育児参加はどうかの問いに、男性の教室等の参加人数については把握してないが、子育て相談、健診、両親学級等を実施して父親の参加が必ず見られる。今年度のペアレントトレーニングについても両親で参加してくれる家庭も出てきているとの答弁でした。

特定健診の受診率はどうか、向上に向けた取り組みはどうかとの問いに、受診率が伸びている市町村の研修会に参加した。

今後の取り組みとしては、他の医療機関、健診を受けた者の情報提供、医療機関での検査結果を情報提供してもらい、みなし健診として受診率に反映させていく。

今年度は40から74歳の対象者全員に訪問し、申し込みがなかった人にも受診勧奨に歩いているとの答弁でした。

特定健診受診率が向上することによりどうなったのか。例えば寿命が延びた、医療費が下がった等の結果を示していただければよいのではないかと監査委員が所見を述べている。これを受けて今後どのように対処するかとの問いに、今後分析をしていくとともに、審査所見を精査した上で今後につなげていきたいとの答弁でした。

発達障害の子が多いと聞くが、発達障害とはどういうものかの問いに、Mチャットを実施し自閉症の検査をしていると思うが、その状況はどの問いに、Mチャットは1歳6カ月健診時に、特性があ

りそうかどうか判定するものだが、ここ数年導入し実施している。疑いがあるお子さんは率としてはかなりいる。しかし成長とともに、心配がなくなる子もいるので、継続して経過を見ていく必要性を感じているとの答弁でした。

教育課・学校教育係。

奨学金について、給付型を考えているということですかとの問いに、給付型の実施は委員会で決定をいただきます。実施するか否かでなく、情報収集を行っていきたいと思いますとの答弁でした。

両小学校一般管理経費のOA機器使用料は何の支出で、長門小学校に対して和田小学校の3倍近い金額の差は何ですかとの問いに、パソコンのリース料です。差については、和田小学校はリース期間中、長門小学校はリース期間が終了し保守料金のみを支払額になりますとの答弁でした。

経田小との交流について、教育委員会としては今後の見通しをどう考えているか。また、今までどおり事業を進めていくのかの問いに、経田小は30人くらいで推移していくのに対し、和田小学校は来年度以降1桁になります。検討については、1昨年から行っており、教育委員会で方針を決定するのではなく、学校の決定事項に従う形で対応しております。

来年以降について協議を行っているが、やめるという話は出ておりませんとの答弁でした。

小学校図書館の司書については先生と同じ待遇で進めてほしいと思うが会計年度任用職員についての状況はという問いに、今議論を進めているところです。学校からは校長の指示のもと動ける体制にしてほしいと要望も出されているとの答弁でした。

社会教育係。

小茂谷公民館の建てかえについてはどうなっているのか。また、他の公民館も要望などで改修等進めるのに、何か資料はないのかの問いに、区と町お互いが、確認をして、両方がよい状況になったところで先に進むという話はできた。他の公民館についても、状況把握をし、管理台帳を作成し進めていくようにするとの答弁でした。

人権男女共同参画係。

長門児童館での人員配置はとの問いに、晴天時は長門小学校の校庭を使用しています。職員1名をつけています。長門児童館では今年度から1名を増員したところですが、遊び場所が点在することで、以前として館内が手薄になることは認識しており、引き続き増員については対応していきたいと考えておりますとの答弁でした。

図書館登録者、対前年比66.3%と落ちているが、どんな要因があるかの問いに、登録者の多くは児童館利用の小学生と思われます。ここ数年をさかのぼってみましても、毎年新入生の人数などによって大きく変動がございます。

加えて利用者カードの3年の更新時期があることで、登録後、更新をされない方が多いのも要因として考えられます。

本来の位置づけが児童館図書室ということもあり、施設が狭く、純粋な図書館利用者としては、児童館開館時に利用しにくい面もあるかと認識しております。啓発活動については、積極的に努め

てまいりますとの答弁でした。

成人女性教育費の項目が分かれていることについて、意味はあるのかの問いに、以前、町の人権男女共同参画計画を策定するための費用計上を目的として開設した項目と思われます。

策定後、予算規模が小さくなってしまいましたので、他の予算科目への統合について検討していきたいと思っておりますとの答弁でした。

文化財係。

唐沢から大出の国道敷への中山道歩道設置についての問いに、唐沢地区の下からそば処黒耀まで歩道が設置されている。町ではその先の大出地区にも歩道を設置してもらえよう上田建設事務所に要望しているとの回答でした。

黒耀石体験ミュージアムの展示ガイドについての問いに、常時は行っていないが、依頼があれば可能な限り対応している。わかりやすい展示解説パネルに心がけているが、将来的にイヤホンガイドなどの手法も考慮しているとの答弁でした。

原始古代ロマン体験館の下水設備及びトイレの設備についての問いに、簡易水洗式の多目的トイレを設置しているが、汚水の処理はくみ取りで行っている。旧大門保育園まで下水道の本管がつながっているので、今後、ロマン館もつなぎこみを計画・要請していきたいとの答弁でした。

9月10日。担当係から詳細説明の後、質疑を行いました。

総務課・総務係。

和田支所3階の大会議室の利用状況を教えてほしいとの問いに、フラダンス、コーラス2回、映画を見る会の計4回の利用がありました。コーラスについては11月にも利用を予定していますとの答弁でした。

会計年度任用職員や業務委託への移行に伴い、非常勤職員のやる気がなくならないよう、一般職の人件費の抑制を行う必要があると思うがどうかとの問いに、地方公務員の給与は基本、国家公務員に準じており、これはどの市町村においても同じ基準であり、会計年度任用職員制度への移行等についても、どの市町村も取り組むべきことであるため、非常勤職員の移行を理由として、一般職の人件費の抑制とはならないと考えていますとの答弁でした。

人口の減により税収が減っていることを踏まえて、その人口比率による職員定数を検討してはどうかという問いに、現在、正規職員・臨時職員を問わず、業務の事務仕分けを行っており、職員が行うべき行政判断の必要な業務と、業務委託可能な定型業務を分けています。そうしたところから定数は検討していきたいと考えていますとの答弁でした。

公共交通審議会の答申がされたところであるが、具現化されるのはいつになるのかの問いに、JRバスと打ち合わせをしながらJRバス再編での新ダイヤや運行ルート案などを作成中です。その基礎となる再編計画が提出されてからの検討となりますとの答弁でした。

業務委託をしないで合理化に取り組んでいる自治体はないのかの問いに、町としては、行政サービスを低下させないで、持続可能な将来を見据えて業務委託を検討してきた。下水道処理場の維持

管理業務のように既に業務委託をしている業務もあり、職員でなくてもできる定型業務を委託していきたいと考えていますとの答弁でした。

将来的に広域でのバスの連携はあるのか。JRと広域との連携というのが見えにくいところがある。例えば千曲バスを主とした運行も考えられると思うがどうかの問いに、広域でのバスの連携は、県に投げかけているが、まだ具体的ではない。千曲バスへの接続なども含め、JRバスの再編ということで検討しているとの答弁でした。

システム共同化への参加市町村の動向はどうか。参加市町村がふえることにより負担金の減額も考えられると思うがどうかの問いに、内部情報系システムに関しては、クラウドサーバーを使用しているので、当初から経費が圧縮されており、参加市町村がふえてもそれほどの効果は望めません。基幹系システムに関しては、共用サーバーを使用しているため、参加市町村がふえることで効果があると考えますが、先行きはわからない部分もありますとの答弁でした。

消防団員の福利厚生ですが、温泉助成の利用状況はどれほどかの問いに、長和町振興公社にお願いしている温泉利用助成とリフト券助成については、9月が切りかえ時期となるため、まだ報告を受けていませんが、温泉利用助成について現在、百数十件の利用実績があると聞いていますとの答弁でした。

詰所の建てかえの予定はあるのかの問いに、第1分団詰所、第4分団詰所、第5分団詰所を考えていますとの答弁でした。

ことしに入って姫木の火災が2件あったが、消火栓の水圧が足りないと聞いたがどうかの問いに、長和町の消火栓は全て町の上水道を使用しており、場所によっては水圧が足りない箇所もあります。姫木の火災では、エコーバレースキー場の降雪機用の水槽の水を借用し対応しましたとの答弁でした。

税務係。

質疑なし。

会計課・会計係。

質疑なし。

議会事務局・議会係。

女性や若年層議員の誕生が望まれるということだが、具体的にはどのような活動をしていけばそうなるかと思うかの問いに、議員は、単に議会に出席しているだけでなくさまざまな活動をされている。

こうした活動を町民の方に広く知っていただくようなPR、広報活動を行い、多くの方にまちづくりなどに興味を持ってもらえればと考えている。議員として活動したいと思えるような環境になればよいと考えているとの答弁でした。

宗教関係の議長交際費は年間幾ら支出しているか。また今後どうしていくのかの問いに、平成30年度、5件で1万5,000円でした。また今後は議長の判断で支出しないとした。町の動向も

見ながら対応していきたいとの答弁でした。

企画財政課・まちづくり政策係。

体験住宅利用者のアンケートは公開しないのかの問いに、予定はないが、必要が生じれば検討するとの答弁でした。

地域おこし協力隊について、各担当課のニーズより、もっと地域の方がやってほしいことを取り組んだほうがよいと考えるが、話を聞いてもらう機会はないのかの問いに、自治会長・区長会での活用内容への要望をいただいていることから、今年度に地区懇談会を開催する予定なので、その際に御意見をいただきたいとの答弁でした。

家屋を壊すと土地の固定資産税が上がることや家財道具の処分に困っている人もいるので、そのための補助はとの問いに、固定資産税の件も地方税法により取り扱いが定められているので、町独自の対応はできないし、助成も今のところ考えていないとの答弁でした。

体験住宅の利用状況はの問いに、30年度は13件、75人。31年度は本日時点で13件、64人で、11月中旬まで予約が埋まっているとの答弁でした。

空き家バンクの登録が進まない理由は。また、空き家バンクで実際に売買の話になったときの対応はとの問いに、お盆等の帰省時に使用するので登録の意思もないケースや、家屋本体が未登記で、登記にお金をかけたくない等のケースもある。また、売買に関して町では不動産取引を仲介する資格がないので、協定しているモリケンに一任しているとの答弁でした。

地区担当職員制度の活動内容や周知はどうなっているのかの問いに、各地区の規模等で1から3名、または2地区で1名を配置している。毎年自治会長・区長会で担当職員を周知し、要望があれば対応しているとの答弁でした。

財政係。

基金繰入金の財源充当で維持している状況を職員全員に再認識させるとのことだが、ビジョンがないと、その年限りになってしまう。構想を持った上で予算を使っていたいただきたいが可能か。5年後など次の展開を明確にしてほしいとの質問に、ビジョンがないと職員にも浸透しないと考えている。扶助費など削減が厳しいものもあるため、特に町単費の予算について周知できるように検討していきたいとの答弁でした。

決算審査意見書に条件のよくない起債について繰り上げ償還を検討するよう意見があるが、条件のよくない起債とはどういうものかの問いに、現在、借り入れをしている起債は充当率や交付税算入率がよいものを選んでいますが、10年以上前は利率が3から4%となっているため、政府資金で残りの借り入れ期間が短いものは、早めに償還できないかとの意見があったとの答弁でした。

管財係。

個別施設計画の作成期限はいつまでか。また、計画作成に当たり施設集約等の町全体の構想はあるのかの問いに、令和2年度までに作成することになっています。

また、平成28年度には長和町公共施設等総合管理計画を作成済みです。

全体計画において基本的な考え方が示されていますので、各施設担当において検討することを想定していますとの答弁でした。

旧和田中学校施設跡利用の答申はいつごろの予定なのかの問いに、今後の委員会において意見集約をしてから答申となるため、時期はまだ未定ですとの答弁でした。

まち・ひと・しごと創生係。

女子美術大学の企画を職員がしていると言っていたが、町民の皆さんはしないのかの問いに、事業活動報告書の中にもあるが、町民の皆さんにアンケートをとっている。今後の展開の中で検討していきたいとの答弁でした。

アートの事業でNPO法人を挟んで行っているのは、大学との連携をとるのに、よいのか、問題はないのか。町の要望と大学の接点があやふやなのではとを感じるがどうかの問いに、現在、この形がよいと考えている。理由は、委託業者が入ることで職員が行わなければならない大学との調整等をうまく行っていただけたり、委託業者に大学との関係が深い方がいて、調整をしていただけるためである。また、サテライトオフィスに関する情報収集など大学が守備範囲としていること以外にも対応できているとの答弁でした。

アートの事業に何を期待して、いつまでに何を出してもらって、町として何を活用し、うちの町をどのように打ち出すのかが問われてくる。いつまでに何をしようとしているのかの問いに、大きくは、この事業を通じて地域資源を新たな視点で見直し、生かし、大学の力をかりながら、町の知名度を向上することを目的にしているとの答弁でした。

建設水道課・上下水道係・建設耕地係。

質疑なし。

産業振興課・農政係。

質疑なし。

特産品開発係。

ワインぶどうを栽培している農地の賃借について、飛び地となっているが解消されるのかの問いに、未相続地や所有者不明地などの問題があって面的に賃借できていない部分もありますが、地主や相続人の調査など、行政としてできることについては今後も協力していきたいと考えておりますとの答弁でした。

大型農産物直売所建設に伴い、対面方式で行っているとびっ蔵のあり方はどうなるのかの問いに、開設当初の目的は達成できたと考えております。対面式については、リピーターをつかむ点では大きな効果が期待できます。また、とびっ蔵のあり方については、正式協議はこれからとなりますが、移行していくのが自然な流れだと考えておりますとの答弁でした。

商工観光係。

ブランシュたかやまスキー場のあり方検討委員会は早急に実施すべきと考えるが、いかがかの問いに、スキー場をこの3月で営業を終了し、9月末に決算を迎えます。現状、3,000万円を超

える赤字となる予測となっています。

令和元年度の事業として、(株)ぎょうせいへ委託し、経営戦略の策定を実施しています。この経営戦略等のデータをもとに、あり方検討委員会を開催していきたいと考えておりますとの答弁でした。

広域観光について、e-bikeを使った事業の可能性はあるのかの問いに、e-bike事業については、現在(一社)たてしな観光協会が中心となって行っています。

現在、県の観光機構のモニター事業に手を上げており、事業化を進めているところですが、町としてもこの事業に積極的に参画してまいりたいと考えています。

未登記物件関係事務は現状どのくらい残っているかの問いに、現状、筆数で約700筆残っています。

遺産相続が必要なものが大半であり、なかなか進まない状況ですとの答弁でした。

松くい虫被害が標高の高い方面まで出てきており、現状、伐倒薫蒸処理での対応だが、被害量の少ない時期に松林を広範囲に伐採することはできないかの問いに、マツノマダラカミキリの飛行距離を考慮し林体幅を4キロ以上確保する必要があるとあり、広大な森林を伐採しなければならないため、標高の高い地域から被害が出始めた松を早期発見し、伐倒薫蒸処理にて現状は対応していますとの答弁でした。

古町地区に見られる枯損木の対応についてどう考えるか。

基本的に森林所有者による対応をお願いしているが、林務係としても、ライフライン等保全対策事業等を活用した対応を検討しておりますとの答弁でした。

以上で、全ての審査を終了し、討論なく、採決の結果、全員賛成により、議案第48号 平成30年度長和町一般会計決算は認定すべきものと決定いたしました。

以上であります。

○議長(田村孝浩君) 以上で、委員長報告が終わりました。

委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ございますか。

(「なし」の声あり)

○議長(田村孝浩君) 質疑を終わります。

次に、本案に対する討論を行います。

まず、本案に対する反対者の発言を許します。

討論ございますか。

(「なし」の声あり)

○議長(田村孝浩君) 次に、本案に対する賛成者の発言を許します。

(「なし」の声あり)

○議長(田村孝浩君) なしと認め、討論を終わります。

これにより議案第48号を採決いたします。

本案の採決は起立により行います。

本案の対する委員長報告は認定であります。

委員長報告のとおり認定することに賛成議員の起立を求めます。

(全 員 起 立)

○議長（田村孝浩君） 全員賛成。ありがとうございます。

議案第48号は委員長報告のとおり認定されました。

ここで10時20分まで休憩いたします。

休 憩 午前10時08分

---

再 開 午前10時20分

○議長（田村孝浩君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

---

◎日程第2 議案第49号 平成30年度長和町国民健康保険特別会計（事業勘定）決算の認定について

(町長提出)

◎日程第3 議案第50号 平成30年度長和町国民健康保険歯科診療所事業特別会計決算の認定について

(町長提出)

◎日程第4 議案第51号 平成30年度長和町後期高齢者医療特別会計決算の認定について

(町長提出)

◎日程第5 議案第52号 平成30年度長和町介護保険特別会計決算の認定について

(町長提出)

◎日程第6 議案第53号 平成30年度長和町同和地区住宅新築資金等貸付特別会計決算の認定について

(町長提出)

○議長（田村孝浩君） 次に、日程第2 議案第49号から、日程第6 議案第53号を一括して議題とし、審議に付します。

本案に対する委員長の報告を求めます。

森田社会文教常任委員長。

○社会文教常任委員長（森田公明君） 社会文教常任委員会は、去る9月12日委員会を開催し、今定例会に提案され、社会文教常任委員会に付託された各議案について審査を行いました。議長の指示に従い、順次、御報告いたします。

議案第49号 平成30年度長和町国民健康保険特別会計（事業勘定）決算の認定についての審査結果を御報告いたします。

担当課の説明の後、質疑応答を行いました。討論なく、採決の結果、全員賛成で認定すべきものと決定いたしました。

質疑応答の内容は以下のとおりです。

委員より、医療費が高くなっているが、医療費分析は行っているか。また、医療費が単年度で高いのか。構造的に問題があるのか、検討していく必要があるとの問いに、今まで保険係で医療費について検討してきたのは、診療報酬の全体について歳出を賄えるかという会計上のことであったが、国保財政運営が圏域化し、事業費納付金に医療費が反映されるようになったので、データベースシステムであるKDBを使用している健康づくり係と協力して、医療費分析を行っていかねばならないと考えるとの答弁でした。

委員より、会計規模が下がったのは圏域化の効果か、事業費納付金の来年の見通しはどうかの問いに、市町村の財政安定化を図るのが圏域化の第1の目的である。交付金制度も大きく変わり、廃止された交付制度もある。それにより、会計規模が下がったものと考えられ、圏域化の効果が出ていると考える。国保事業費納付金については、令和2年度の算定作業はこれから入り、県で集計するが大変複雑な計算で、1月下旬ころ仮算定が出るので、そのころ状況を伝えられると思うとの答弁でした。

議案第49号についての報告は以上です。

議案第50号 平成30年度長和町国民健康保険歯科診療所事業特別会計決算の認定についての審査結果を御報告いたします。

担当課の説明の後、特段、質疑、討論なく、採決の結果、全員賛成で認定すべきものと決定いたしました。

議案第51号 平成30年度長和町後期高齢者医療特別会計決算の認定についての審査結果を御報告いたします。

担当課の説明の後、特段、質疑、討論なく、採決の結果、全員賛成で認定すべきものと決定いたしました。

議案第52号 平成30年度長和町介護保険特別会計決算の認定についての審査結果を御報告いたします。

担当課の説明の後、特段、質疑、討論なく、採決の結果、全員賛成で認定すべきものと決定いたしました。

議案第53号 平成30年度長和町同和地区住宅新築資金等貸付特別会計決算の認定についての審査結果を御報告いたします。

担当課の説明の後、特段、質疑、討論なく、採決の結果、全員賛成で認定すべきものと決定いたしました。

報告は以上です。

○議長（田村孝浩君） 以上で、委員長報告を終わります。

次に、日程第2 議案第49号 平成30年度長和町国民健康保険特別会計（事業勘定）決算の認定についての委員長報告に対する質疑を行います。質疑ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（田村孝浩君） 質疑を終結し、討論を行います。討論ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（田村孝浩君） 討論を終わります。

これより、議案第49号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は、認定です。委員長の報告のとおり認定することに、賛成議員の挙手を求めます。

（全 員 挙 手）

○議長（田村孝浩君） 全員賛成。議案第49号は委員長報告のとおり認定されました。

次に、日程第3 議案第50号 平成30年度長和町国民健康保険歯科診療所事業特別会計決算の認定についての委員長報告に対する質疑を行います。質疑ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（田村孝浩君） 質疑を終結し、討論を行います。討論ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（田村孝浩君） 討論を終わります。

これより、議案第50号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、認定です。委員長の報告のとおり認定することに、賛成議員の挙手を求めます。

（全 員 挙 手）

○議長（田村孝浩君） 全員賛成。議案第50号は委員長報告のとおり認定されました。

次に、日程第4 議案第51号 平成30年度長和町後期高齢者医療特別会計決算の認定についての委員長報告に対する質疑を行います。質疑ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（田村孝浩君） 質疑を終結し、討論を行います。討論ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（田村孝浩君） 討論を終わります。

これより、議案第51号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、認定です。委員長の報告のとおり認定することに、賛成議員の挙手を求めます。

（全 員 挙 手）

○議長（田村孝浩君） 全員賛成。議案第51号は委員長報告のとおり認定されました。

次に、日程第5 議案第52号 平成30年度長和町介護保険特別会計決算の認定についての委員長報告に対する質疑を行います。質疑ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（田村孝浩君） 質疑を終結し、討論を行います。討論ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（田村孝浩君） 討論を終わります。

これより、議案第52号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は認定です。委員長の報告のとおり認定することに、賛成議員の挙手を求めます。

（全 員 挙 手）

○議長（田村孝浩君） 全員賛成。議案第52号は委員長報告のとおり認定されました。

次に、日程第6 議案第53号 平成30年度長和町同和地区住宅新築資金等貸付特別会計決算の認定についての委員長報告に対する質疑を行います。質疑ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（田村孝浩君） 質疑を終結し、討論を行います。討論ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（田村孝浩君） 討論を終わります。

これより、議案第53号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、認定です。委員長の報告のとおり認定することに、賛成議員の挙手を求めます。

（全 員 挙 手）

○議長（田村孝浩君） 全員賛成。議案第53号は委員長報告のとおり認定されました。

---

◎日程第 7 議案第54号 平成30年度長和町特定環境保全公共下水道事業特別会計決算の認定について

（町長提出）

◎日程第 8 議案第55号 平成30年度長和町簡易排水施設特別会計決算の認定について

（町長提出）

◎日程第 9 議案第56号 平成30年度長和町観光施設事業特別会計決算の認定について

（町長提出）

◎日程第10 議案第57号 平成30年度長和町和田財産区特別会計決算の認定につ

いて

(町長提出)

◎日程第11 議案第58号 平成30年度長和町上水道事業会計決算の認定について

(町長提出)

○議長(田村孝浩君) 次に、日程第7 議案第54号から、日程第11 議案第58号までを一括して議題とし、審議に付します。

本案に対する委員長報告を求めます。

宮沢総務経済常任委員長。

○総務経済常任委員長(宮沢清治君) 総務経済常任委員会は、令和元年9月11日、全委員出席のもと、今定例会に提案され、委員会付託となりました案件について審査を行いました。議長の指示に従い、順次結果を御報告いたします。

議案第54号 平成30年度長和町特定環境保全公共下水道事業特別会計決算の認定について、担当者から説明の後、質疑応答を行いました。

討論なく、採決の結果、全員賛成で認定すべきものと決定いたしました。

質疑応答の内容は、以下のとおりです。

企業会計化のメリットは何かの問いに、下水道事業の経営状況を的確に把握することが可能となるため、将来を見据えた対策を進めることができるとの答弁。

次に、議案第55号 平成30年度長和町簡易排水施設特別会計決算の認定について、担当者から説明の後、質疑、討論なく、採決の結果、全員賛成で認定すべきものと決定いたしました。

議案第56号 平成30年度長和町観光施設事業特別会計決算の認定について、担当者から説明の後、質疑応答を行いました。

討論はなく、採決の結果、全員賛成で、認定すべきものと決定いたしました。

質疑応答の内容は以下のとおりです。

委員より、長和町直営別荘地経営委員会が立ち上がったとのことだが、今後も直営別荘地の経営が安定し、よりよい別荘地となるよう、毎年定額で支払っている地代も含め、地主である3財産区と腹を割って話してほしいとの問いに、長和町直営別荘地経営委員会で検討をするとともに、3財産区と地代について協議したいとの答弁。

次に、議案第57号 平成30年度長和町和田財産区特別会計決算の認定について、担当者から説明の後、質疑、討論なく採決の結果、全員賛成で認定すべきものと決定いたしました。

議案第58号 平成30年度長和町上水道事業会計決算の認定について、担当者から説明の後、質疑応答を行いました。

討論なく採決の結果、全員賛成で認定すべきものと決定いたしました。

質疑応答の内容は以下のとおりです。

委員より、民間委託を進めるとのことだが、上下水道事業全体の民間委託を検討しているのかの

問いに、事業全体の委託については検討していない。システムの管理や水道施設にある機械の点検など、民間でも可能な一部の業務については検討を行っているとの答弁。

報告は以上です。

○議長（田村孝浩君） 以上で、委員長報告を終わります。

次に、日程第7 議案第54号 平成30年度長和町特定環境保全公共下水道事業特別会計決算の認定についての委員長報告に対する質疑を行います。質疑ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（田村孝浩君） 質疑を終結し、討論を行います。討論ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（田村孝浩君） 討論を終わります。

これより、議案第54号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、認定です。委員長の報告のとおり認定することに、賛成議員の挙手を求めます。

（全 員 挙 手）

○議長（田村孝浩君） 全員賛成。議案第54号は委員長報告のとおり認定されました。

次に、日程第8 議案第55号 平成30年度長和町簡易排水施設特別会計決算の認定についての委員長報告に対する質疑を行います。質疑ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（田村孝浩君） 質疑を終結し、討論を行います。討論ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（田村孝浩君） 討論を終わります。

これより、議案第55号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、認定です。委員長の報告のとおり認定することに、賛成議員の挙手を求めます。

（全 員 挙 手）

○議長（田村孝浩君） 全員賛成。議案第55号は委員長報告のとおり認定されました。

次に、日程第9 議案第56号 平成30年度長和町観光施設事業特別会計決算の認定についての委員長報告に対する質疑を行います。質疑ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（田村孝浩君） 質疑を終結し、討論を行います。討論ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（田村孝浩君） 討論を終わります。

これより、議案第56号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、認定です。委員長の報告のとおり認定することに、賛成議員の挙

手を求めます。

(全 員 挙 手)

○議長（田村孝浩君） 全員賛成。議案第56号は委員長報告のとおり認定されました。

次に、日程第10 議案第57号 平成30年度長和町和田財産区特別会計決算の認定についての委員長報告に対する質疑を行います。質疑ございますか。

(「なし」の声あり)

○議長（田村孝浩君） 質疑を終結し、討論を行います。討論はございますか。

(「なし」の声あり)

○議長（田村孝浩君） 討論を終わります。

これより、議案第57号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、認定です。委員長の報告のとおり認定することに、賛成議員の挙手を求めます。

(全 員 挙 手)

○議長（田村孝浩君） 全員賛成。議案第57号は委員長報告のとおり認定されました。

次に、日程第11 議案第58号 平成30年度長和町上水道事業会計決算の認定についての委員長報告に対する質疑を行います。質疑ございますか。

(「なし」の声あり)

○議長（田村孝浩君） 質疑を終結し、討論を行います。討論ございますか。

(「なし」の声あり)

○議長（田村孝浩君） 討論を終わります。

これより、議案第58号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、認定です。委員長の報告のとおり認定することに、賛成議員の挙手を求めます。

(全 員 挙 手)

○議長（田村孝浩君） 全員賛成。議案第58号は委員長の報告のとおり認定されました。

---

◎日程第12 議案第59号 長和町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について

(町長提出)

◎日程第13 議案第60号 長和町給水条例の一部を改正する条例の制定について

(町長提出)

◎日程第14 議案第61号 長和町公共下水道条例の一部を改正する条例の制定について

(町長提出)

○議長（田村孝浩君） 次に、日程第12 議案第59号から、日程第14 議案第61号を一括して議題とし、審議に付します。

本案に対する委員長の報告を求めます。

宮沢総務経済常任委員長。

○総務経済常任委員長（宮沢清治君） 報告いたします。議案第59号 長和町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について、担当者から説明の後、質疑応答を行いました。討論なく、採決の結果、全員賛成で可決すべきものと決定いたしました。

質疑応答の内容は、以下のとおりです。

別表（第17条関係）にある学校講師とはどのような人で何名いるのかの問いに、授業を受け持つ学校の先生のことであり、人数は5名であるとの答弁。

委員より、この条例は令和2年4月施行となっているが、現在考えている会計年度任用職員と委託される方の数はどの程度かの問いに、会計年度任用職員が約40名、業務委託が約130名であるとの答弁。

委員より、労働組合との協議は行ったのかの問いに、正規職員、臨時職員向けの説明会に労働組合にも参加いただき説明を行ったが、臨時職員が組合に加入していないという状況もあり、今のところ意見、要望等はないとの答弁。

委員より、住民サービスの低下や今働いている皆さんにとって、マイナスになることはないのかの問いに、基本、同じ方に同じ業務を行っていただくことで、サービスの維持はされると思うし、民間活力の導入により、サービスの向上が図られることを期待している。

また、現在の勤務条件の維持というところを基本に検討してきたが、会計年度任用職員は原則一会計年度の任用であり、国は再度の任用は2回までと例を示しているが、業務委託であればその業務がある限り働いていただけると考えているとの答弁です。

委員より、任用年数について規則等をつくるのかの問いに、任用年数については、名前のとおり一会計年度の任用職員であるために、任用年数を規定する規則の整備は考えていないとの答弁。

委員より、県内の市町村で、民間委託を進めている市町村はあるのかの問いに、検討している市町村があるとは聞いているが、全県を確認していないとの答弁。

委員より、全ての臨時職員を会計年度任用職員へ移行した場合の費用負担は、どの程度の増額を見込んでいるのかの問いに、1億3,800万円程度の増額を見込んでいる。

なお、業務委託を検討した場合は5,000万程度の増額は見込んでいるとの答弁。

委員より、業務を委託をした場合の5,000円の増額について、今の臨時職員の給料が増額されるのか。それとも、受託事業者の利益になるのかの問いに、受託事業者への事務手数料として見込んでいるもので、委託料約2億円の20%を見込んでいる。ただし、その事務手数料で従業員の研修を行ったり、長和町に営業所を開設し、営業所長や労務管理を行う事務員を雇うための経費などに充てていただくことも考えているとの答弁。

委員より、民間への業務委託を考えているようだが、窓口の戸籍業務など法律的に難しいところもあると聞いているが、段階的に移行することはできないのかの問いに、戸籍の発行については業務委託ができることを確認している。

また、業務委託を段階的に移行するとなると、まず、どの業務から委託していくのかという点で、公平性がなく、業務委託できない分は費用負担がさらにふえていくことから、委託できる業務は全て令和2年度から委託することを検討してきたとの答弁。

委員より、どんな業務を委託に出すのか。また、正規職員の業務についても、委託にできるか検討しているのかの問いに、現在、業務仕分けを進めており、どの業務を委託するかについては、まだ具体的には言えないが、今回の業務仕分けでは、正規職員の業務についても仕分けを行っており、委託できる業務を洗い出しておくことで、将来的に正規職員の数も減員できる可能性があると考えているとの答弁。

次に、議案第60号 長和町給水条例の一部を改正する条例の制定について、担当者から説明の後、質疑、討論なく、採決の結果、全員賛成で可決すべきものと決定いたしました。

議案第61号 長和町公共下水道条例の一部を改正する条例の制定について、担当者から説明の後、質疑、討論なく、採決の結果、全員賛成で可決すべきものと決定いたしました。

報告は以上です。

○議長（田村孝浩君） 以上で、委員長報告が終わりました。

まず、日程第12 議案第59号 長和町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定についての委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（田村孝浩君） 質疑を終結し、討論を行います。討論ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（田村孝浩君） 討論を終わります。

これより、議案第59号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は、可決であります。委員長報告のとおり可決することに、賛成議員の挙手を求めます。

（全 員 挙 手）

○議長（田村孝浩君） 全員賛成。議案第59号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第13 議案第60号 長和町給水条例の一部を改正する条例の制定についての委員長報告に対する質疑を行います。質疑ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（田村孝浩君） 質疑を終結し、討論を行います。討論ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（田村孝浩君） 討論を終わります。

これより、議案第60号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は、可決であります。委員長報告のとおり可決することに、賛成議員の挙手を求めます。

（全 員 挙 手）

○議長（田村孝浩君） 全員賛成。議案第60号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第14 議案第61号 長和町公共下水道条例の一部を改正する条例の制定についての委員長報告に対する質疑を行います。質疑ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（田村孝浩君） 質疑を終結し、討論を行います。討論ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（田村孝浩君） 討論を終わります。

これより、議案第61号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は、可決であります。委員長報告のとおり可決することに、賛成議員の挙手を求めます。

（全 員 挙 手）

○議長（田村孝浩君） 全員賛成。議案第61号は委員長報告のとおり可決されました。

---

◎日程第15 議案第62号 長和町保育園条例の一部を改正する条例の制定について  
(町長提出)

◎日程第16 議案第63号 長和町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について  
(町長提出)

◎日程第17 議案第64号 長和町保育の必要性の認定に関する条例の一部を改正する条例の制定について  
(町長提出)

◎日程第18 議案第65号 長和町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額等に関する条例の一部を改正する条例の制定について  
(町長提出)

○議長（田村孝浩君） 次に、日程第15 議案第62号から、日程第18 議案第65号を一括して議題とし、審議に付します。

本案に対する委員長の報告を求めます。

森田社会文教常任委員長。

○社会文教常任委員長（森田公明君） 報告いたします。

議案第62号 長和町保育園条例の一部を改正する条例の制定についての審査結果を御報告いたします。

担当課の説明の後、特段、質疑、討論なく、採決の結果、全員賛成で可決すべきものと決定いたしました。

議案第63号 長和町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についての審査結果を御報告いたします。

担当課の説明の後、質疑応答を行いました。討論なく、採決の結果、全員賛成で可決すべきものと決定いたしました。

質疑応答の内容は、以下のとおりです。

今回の無償化により、長和町の負担はおおよそどのくらいになるかの問いに、無償化に係る費用については、今年度は臨時交付金が交付され、来年度以降は交付税措置される予定となっている。

現在、長和町の保育料は総額で約1,700万円の歳入があり、このうち無償化の対象となる3歳以上児に関する保育料は約1,200万円である。この中に含まれる副食費について、国の基準である月額4,500円で試算すると、徴収対象額が約400万円と見込まれるとの回答でした。

委員より、無償化により、有償で残るものはどういうものか。また、無償部分と無償にならない部分をしっかり周知されたいとの問いに、実費徴収に係る部分、主食費や行事費用は、現行どおり保護者に負担していただくものとなる。保育料に関しては、保育料全体のうち副食費にかかる部分は無償化の対象とはならず、実費として保護者より徴収することとされており、国の基準は月額4,500円である。この副食費について、町独自に保護者からの徴収を免除したいと考えているとの回答でした。

議案第63号についての報告は以上です。

議案第64号 長和町保育の必要性の認定に関する条例の一部を改正する条例の制定についての審査結果を御報告いたします。

担当課の説明の後、特段、質疑、討論なく、採決の結果、全員賛成で可決すべきものと決定いたしました。

議案第65号 長和町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額等に関する条例の一部を改正する条例の制定についての審査結果を御報告いたします。

担当課の説明の後、特段、質疑、討論なく、採決の結果、全員賛成で可決すべきものと決定いたしました。

報告は以上です。

○議長（田村孝浩君） 以上で、委員長報告が終わりました。

まず、日程第15 議案第62号 長和町保育園条例の一部を改正する条例の制定についての委

員長報告に対する質疑を行います。質疑ございますか。

(「なし」の声あり)

○議長(田村孝浩君) 質疑を終結し、討論を行います。討論ございますか。

(「なし」の声あり)

○議長(田村孝浩君) 討論を終わります。

これより、議案第62号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は、可決であります。委員長報告のとおり可決することに、賛成議員の挙手を求めます。

(全 員 挙 手)

○議長(田村孝浩君) 全員賛成。議案第62号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第16 議案第63号 長和町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についての委員長報告に対する質疑を行います。質疑ございますか。

(「なし」の声あり)

○議長(田村孝浩君) 質疑を終結し、討論を行います。討論ございますか。

(「なし」の声あり)

○議長(田村孝浩君) 討論を終わります。

これより、議案第63号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は、可決であります。委員長報告のとおり可決することに、賛成議員の挙手を求めます。

(全 員 挙 手)

○議長(田村孝浩君) 全員賛成。議案第63号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第17 議案第64号 長和町保育の必要性の認定に関する条例の一部を改正する条例の制定についての委員長報告に対する質疑を行います。質疑ございますか。

(「なし」の声あり)

○議長(田村孝浩君) 質疑を終結し、討論を行います。討論ございますか。

(「なし」の声あり)

○議長(田村孝浩君) 討論を終わります。

これより、議案第64号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は、可決であります。委員長報告のとおり可決することに、賛成議員の挙手を求めます。

(全 員 挙 手)

○議長(田村孝浩君) 全員賛成。議案第64号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第18 議案第65号 長和町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者

負担額等に関する条例の一部を改正する条例の制定についての委員長報告に対する質疑を行います。質疑ございますか。

(「なし」の声あり)

○議長(田村孝浩君) 質疑を終結し、討論を行います。討論ございますか。

(「なし」の声あり)

○議長(田村孝浩君) 討論を終わります。

これより、議案第65号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は、可決であります。委員長報告のとおり可決することに、賛成議員の挙手を求めます。

(全 員 挙 手)

○議長(田村孝浩君) 全員賛成。議案第65号は委員長報告のとおり可決されました。

---

◎日程第19 議案第66号 令和元年度長和町一般会計補正予算(第2号)について  
(町長提出)

○議長(田村孝浩君) 次に、日程第19 議案第66号 令和元年度長和町一般会計補正予算(第2号)についてを議題とし、審議に付します。

本案に対する委員長の報告を求めます。

まず、総務経済常任委員会に付託された総務課、企画財政課、情報広報課、産業振興課、建設水道課、議会事務局の所管する補正予算について、委員長の報告を求めます。

宮沢総務経済常任委員長。

○総務経済常任委員長(宮沢清治君) 審査結果を御報告をいたします。

議案第66号 令和元年度長和町一般会計補正予算(第2号)について、総務課、企画財政課、議会事務局、情報広報課、建設水道課、産業振興課の所管する補正予算について、審査結果を御報告いたします。

担当課説明の後、質疑応答を行いました。討論なく、採決の結果、全員賛成で可決すべきものと決定いたしました。

質疑応答の内容は以下のとおりです。

初めに、総務課より御報告いたします。

税務係。

人件費について、40歳代の職員から20歳代の職員への人事異動に伴う減額と説明があったが、途中で人事異動があったのかの問いに、4月の人事異動によるものであるとの答弁。

委員より、6月の補正で対応できなかったのかの問いに、6月補正は現に必要なもののみ対応しており、予算がないものなどは6月補正となるが、そのほかの人件費は9月補正でお願いしているとの答弁。

大門支所係。

神社の備品とのことであるが、政教分離については、どのように検討したのかの問いに、自治会からの要望があり、宗教としての補助ではなく、地域全体のお祭りや伝統文化、その他その伝承のために必要な事業であると捉え、町での予算計上をしたとの答弁。

大門財産区は、各自治会に補助金を支出しているが、そこで賄えないのかの問いに、自治会から要望をいただき、財産区で協議した際に、自治会での負担についても話があった。各自治会で協議したが、各自治会とも高齢化や他の事業への支出があり、今回は財産区から全額を支出することになったとの答弁。

委員より、各地区は小さな神社等あるが、今回の補正予算を認めると、今後も同様の事例が出た場合、認めないといけなくなると思うがの問いに、難しい問題であるためその都度検討して対応していきたいとの答弁。

和田支所係。

和田支所の役務費の補正で、コンデンサーの検査手数料は、含有量だけの費用なのか、廃棄に係る費用は入っていないのかの問いに、今回は業者より廃棄をする前に、PCBの有無について検査をしたほうがよいとの指摘があり、含有量検査になるとの答弁。

委員より、和田支所の3階の椅子については、どのようなものを設置するのかの問いに、旅館等にある低い移動できるものを購入する予定であるとの答弁。

要望といたしまして、利用促進のためには、空調設備も必要となる。経費を抑えながら設置するよう検討をお願いしたいとの要望がございました。

総務係。

今回作成する消火栓設置場所の地図データは、住民も閲覧できるのかの問いに、今回の地図は行政側が使用する目的のため、住民の閲覧できるマップ等にはならないとの答弁。

委員より、改めて水位の調査を実施するのかの問いに、今回は町の水道データ、消防署、消防団のデータのすり合わせをするので、改めて現地調査を実施しないとの答弁。

次に、情報広報課について御報告いたします。

情報広報係。

パソコンの購入台数は何台かの問いに、1台である。通常は負担金の中で委託して購入しているが、予備用のパソコンはほとんど使わない上、BSNに委託して購入した場合、1台30万円弱の金額となるため、8万円程度のパソコンでできるだけのシステムを構築しておきたいとの答弁。

委員より、使用料にある音声変換はどこで行うのかの問いに、議会の議事録作成用として使う予定であるとの答弁。

委員より、今も行っているのではないかの問いに、現在は、ぎじろくセンターに委託しているが、人が録音を確認して文字に起こしている。委託料も高額なので、安価で簡単にできるようにし、今後は本委員会や一般の会議の議事録作成にも活用することを検討しているとの答弁。

音声告知について説明をの問いに、現在は職員が録音しているが、原稿データを入力し、機械が読み上げる方式で放送するというものであるとの答弁。

委員より、歳入にある情報館雑入について再度説明してほしいの問いに、道の駅直売所建設に伴い、町ケーブルテレビの幹線が支障となるため、この移設費用を負担金として、道の駅活性化推進事業からいただくというものであるとの答弁。

要望といたしまして、システムの導入については積極的に進めてもらいたいとの要望がありました。

次に、産業振興課について御報告します。

農政係。

会長より会長職務代理のほう報酬が高いのかの問いに、会長が28万8,000円から34万8,000円に、会長職務代理が22万7,000円から28万8,000円に改定させていただいたので、補正額は会長職務代理のほう1,000円多い状況となっているが、総額は会長のほうが高いとの答弁。

特産品開発係。

獣害柵設置のための機械借り入れということかの問いに、資材を運ぶために山林に入るのに人力では運べない箇所が多くあり、小型運搬機での搬入に係る経費及び門扉設置の費用としているとの答弁。

委員より、町には運搬機がないのかの問いに、1台あり利用したが、足りない状況であるとの答弁。

次に、建設水道課について御報告いたします。

建設耕地係。

ハザードマップを作成するのは1カ所だけかの問いに、ため池台帳に記載されているため池は5カ所あり、県によるため池氾濫解析では危険なため池はなかった。しかし、深山2号池は下流に桜清水台団地があることから、深山2号池のハザードマップを作成したいと考えているとの答弁。

委員より、周知はどのようにしていくのかの問いに、桜清水台団地の皆さんやため池周辺の農地を活用している方に、ハザードマップを配布することにより周知したいと考えているとの答弁。

要望といたしまして、危機管理の部署でハザードマップの見直しを近々するようなので、ぜひそちらに掲載をしていただきたい。その他のため池についても、ハザードマップ作成を検討していただきたいとの要望。

もう一つの要望としまして、未舗装道路の舗装について優先的に進めてもらいたいとの要望がありました。

なお、議会事務局・議会係及び企画財政課・まちづくり政策係・財政係、産業振興課・林務係・商工観光係にかかわる事項については質疑応答がありませんでした。

報告は以上です。

○議長（田村孝浩君） 次に、社会文教常任委員会に付託された町民福祉課、こども・健康推進課、教育課の所管する補正予算について委員長の報告を求めます。

森田社会文教常任委員長。

○社会文教常任委員長（森田公明君） 御報告いたします。

議案第66号 令和元年度長和町一般会計補正予算（第2号）についてのうち、町民福祉課、教育課及びこども・健康推進課が所管する民生費、衛生費、教育費及び関係歳入について、審査を行った結果を御報告いたします。

担当課の説明の後、質疑応答を行いました。討論なく、採決の結果、全員賛成で可決すべきものと決定いたしました。

質疑応答の内容は、以下のとおりです。

まず、町民福祉課にかかわる事項です。

福祉係。

委員より、節15工事請負費の修繕内容について説明をの問いに、生活保護を受けていた方が入居していた町営住宅を退去することとなり、町営住宅管理者である管財係で部屋を確認したところ、畳の入れかえや壁紙の張りかえ等の修繕が必要となった。これについて、本人に負担能力がないことから、保証人となっている町民福祉課において修繕費を計上したい。

この方は、当時車中生活をしており、身元を保証する親族等もいなかったことから、福祉係において支援をすることとなった経過があり、町営住宅の入居に当たっても町民福祉課長が保証人となっていた。ただ、支援が行き届かない部分もあり、本人が退去するに当たり、町民福祉課において修繕の予算を計上することとしたとの回答でした。

高齢者支援係。

委員より、旧和田診療所解体に関する増額補正があるが、当初予算では見込めなかったのかの問いに、外壁塗装材にアスベストの混入が見つかったための補正である。外壁に含まれるアスベストは、外見からアスベストが含有していると判断がつかず、今回の調査で明らかとなったものである。解体時に、飛散防止のための足回りをビニールで囲い飛散防止をする。その足場代やアスベストの入っているモルタルの処分費等に費用がかかるため、補正予算を計上したとの回答でした。

生活環境係。

ごみの集積所の集積箱は町内で何カ所設置されているか。また、定期的に点検や修繕を行っているかの問いに、和田地区はステンレス製、長門地区はスチール製で合わせて153基設置されている。行政としては点検をしていない。各区の衛生係さんを通じて、ふぐあい等の連絡をいただき修繕を行っているが、未対応の箇所もあるため、確認の上、対応するとの回答でした。

生ごみ処理施設において、培地の購入は毎年必要なかの問いに、昨年度から受け入れを始めた下水汚泥の処理量がふえたことから、不足が見込まれる分の培地を追加する必要が生じた。毎年購入する必要はないが、今後も処理量に対して不足する場合には、追加する必要があるとの回答でし

た。

なお、窓口係にかかわる事項への質疑はありませんでした。

次に、教育課にかかわる事項です。

学校教育係。

委員より、教育研究補助の補正内容は何か。また、その経費内訳はの問いに、東海大学は研究のために来校していることもあるが、体力テストの補助をお願いしており、学生の来町に伴ってかかる経費の補正である。当初の見積もり6万円に対し、車、布団、入浴、食事代で21万円必要となることから、差額分の補正をお願いしたいとの回答でした。

なお、社会教育係・文化財係にかかわる事項への質疑はありませんでした。

また、こども・健康推進課にかかわる事項への質疑はありませんでした。

議案第66号についての報告は以上です。

○議長（田村孝浩君） 以上で、委員長報告を終わります。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑はございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（田村孝浩君） 質疑を終結し、討論を行います。討論ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（田村孝浩君） 討論を終わります。

これより、議案第66号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決です。委員長の報告のとおり可決することに、賛成議員の挙手を求めます。

（全 員 挙 手）

○議長（田村孝浩君） 全員賛成。議案第66号は委員長の報告のとおり可決されました。

---

◎日程第20 議案第67号 令和元年度長和町国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第2号）について

（町長提出）

◎日程第21 議案第68号 令和元年度長和町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について

（町長提出）

◎日程第22 議案第69号 令和元年度長和町介護保険特別会計補正予算（第2号）について

（町長提出）

◎日程第23 議案第70号 令和元年度長和町同和地区住宅新築資金等貸付特別会計補正予算（第1号）について

(町長提出)

○議長（田村孝浩君） 次に、日程第20 議案第67号から、日程第23 議案第70号を一括して議題とし、審議に付します。

本案に対する委員長の報告を求めます。

森田社会文教常任委員長。

済いません、暫時休憩といたします。

休 憩 午前11時03分

---

再 開 午前11時05分

○議長（田村孝浩君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

日程第20 議案第67号から、日程第23 議案第70号を一括して議題とし、審議に付します。

本案に対する委員長の報告を求めます。

森田社会文教常任委員長。

○社会文教常任委員長（森田公明君） 失礼しました。

報告いたします。議案第67号 令和元年度長和町国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第2号）についての審査結果を御報告いたします。

担当課の説明の後、特段、質疑、討論なく、採決の結果、全員賛成で可決すべきものと決定いたしました。

議案第68号 令和元年度長和町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についての審査結果を御報告いたします。

担当課の説明の後、特段、質疑、討論なく、採決の結果、全員賛成で可決すべきものと決定いたしました。

議案第69号 令和元年度長和町介護保険特別会計補正予算（第2号）についての審査結果を御報告いたします。

担当課の説明の後、特段、質疑、討論なく、採決の結果、全員賛成で可決すべきものと決定いたしました。

議案第70号 令和元年度長和町同和地区住宅新築資金等貸付特別会計補正予算（第1号）についての審査結果を御報告いたします。

担当課の説明の後、特段、質疑、討論なく、採決の結果、全員賛成で可決すべきものと決定いたしました。

報告は以上です。

○議長（田村孝浩君） 以上で、委員長報告を終わります。

次に、日程第20 議案第67号 令和元年度長和町国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予

算（第2号）についての委員長報告に対する質疑を行います。質疑ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（田村孝浩君） 質疑を終結し、討論を行います。討論ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（田村孝浩君） 討論を終わります。

これより、議案第67号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決です。委員長の報告のとおり可決することに、賛成議員の挙手を求めます。

（全 員 挙 手）

○議長（田村孝浩君） 全員賛成。議案第67号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第21 議案第68号 令和元年度長和町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についての委員長報告に対する質疑を行います。質疑ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（田村孝浩君） 質疑を終結し、討論を行います。討論ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（田村孝浩君） 討論を終わります。

これより、議案第68号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決です。委員長の報告のとおり可決することに、賛成議員の挙手を求めます。

（全 員 挙 手）

○議長（田村孝浩君） 全員賛成。議案第68号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第22 議案第69号 令和元年度長和町介護保険特別会計補正予算（第2号）についての委員長報告に対する質疑を行います。質疑ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（田村孝浩君） 質疑を終結し、討論を行います。討論ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（田村孝浩君） 討論を終わります。

これより、議案第69号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決です。委員長の報告のとおり可決することに、賛成議員の挙手を求めます。

（全 員 挙 手）

○議長（田村孝浩君） 全員賛成。議案第69号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第23 議案第70号 令和元年度長和町同和地区住宅新築資金等貸付特別会計補正予算（第1号）についての委員長報告に対する質疑を行います。質疑ございますか。

(「なし」の声あり)

○議長(田村孝浩君) 質疑を終結し、討論を行います。討論ございますか。

(「なし」の声あり)

○議長(田村孝浩君) 討論を終わります。

これより、議案第70号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決です。委員長の報告のとおり可決することに、賛成議員の挙手を求めます。

(全 員 挙 手)

○議長(田村孝浩君) 全員賛成。議案第70号は委員長報告のとおり可決されました。

---

◎日程第24 議案第71号 令和元年度長和町観光施設事業特別会計補正予算(第1号)について

(町長提出)

◎日程第25 議案第72号 令和元年度長和町和田財産区特別会計補正予算(第1号)について

(町長提出)

◎日程第26 議案第73号 令和元年度長和町上水道事業会計補正予算(第2号)について

(町長提出)

◎日程第27 議案第74号 令和元年度長和町公共下水道事業及び排水処理施設事業会計補正予算(第1号)について

(町長提出)

○議長(田村孝浩君) 次に、日程第24 議案第71号から、日程第27 議案第74号を一括して議題とし、審議に付します。

本案に対する委員長の報告を求めます。

宮沢総務経済常任委員長。

○総務経済常任委員長(宮沢清治君) 御報告いたします。

議案第71号 令和元年度長和町観光施設事業特別会計補正予算(第1号)について、担当者から説明の後、質疑、討論なく、採決の結果、全員賛成で可決すべきものと決定いたしました。

議案第72号 令和元年度長和町和田財産区特別会計補正予算(第1号)について、担当者から説明の後、質疑、討論なく、採決の結果、全員賛成で可決すべきものと決定いたしました。

議案第73号 令和元年度長和町上水道事業会計補正予算(第2号)について、担当者から説明の後、質疑、討論なく、採決の結果、全員賛成で可決すべきものと決定いたしました。

議案第74号 令和元年度長和町公共下水道事業及び排水処理施設事業会計補正予算(第1号)

について、担当者から説明の後、質疑、討論なく、採決の結果、全員賛成で可決すべきものと決定いたしました。

報告は以上です。

○議長（田村孝浩君） 以上で、委員長の報告を終わります。

次に、日程第24 議案第71号 令和元年度長和町観光施設事業特別会計補正予算（第1号）についての委員長報告に対する質疑を行います。質疑ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（田村孝浩君） 質疑を終結し、討論を行います。討論ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（田村孝浩君） 討論を終わります。

これより、議案第71号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決です。委員長の報告のとおり可決することに、賛成議員の挙手を求めます。

（全 員 挙 手）

○議長（田村孝浩君） 全員賛成。議案第71号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第25 議案第72号 令和元年度長和町和財産区特別会計補正予算（第1号）についての委員長報告に対する質疑を行います。質疑ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（田村孝浩君） 質疑を終結し、討論を行います。討論ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（田村孝浩君） 討論を終わります。

これより、議案第72号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決です。委員長の報告のとおり可決することに、賛成議員の挙手を求めます。

（全 員 挙 手）

○議長（田村孝浩君） 全員賛成。議案第72号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第26 議案第73号 令和元年度長和町上水道事業会計補正予算（第2号）についての委員長報告に対する質疑を行います。質疑ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（田村孝浩君） 質疑を終結し、討論を行います。討論ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（田村孝浩君） 討論を終わります。

これより、議案第73号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決です。委員長の報告のとおり可決することに、賛成議員の挙

手を求めます。

(全 員 挙 手)

○議長（田村孝浩君） 全員賛成。議案第73号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第27 議案第74号 令和元年度長和町公共下水道事業及び排水処理施設事業会計補正予算（第1号）についての委員長報告に対する質疑を行います。質疑ございますか。

(「なし」の声あり)

○議長（田村孝浩君） 質疑を終結し、討論を行います。討論ございますか。

(「なし」の声あり)

○議長（田村孝浩君） 討論を終わります。

これより、議案第74号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決です。委員長の報告のとおり可決することに、賛成議員の挙手を求めます。

(全 員 挙 手)

○議長（田村孝浩君） 全員賛成。議案第74号は委員長報告のとおり可決されました。

---

◎日程第28 議案第75号 長和町過疎地域自立促進計画の変更について

(町長提出)

○議長（田村孝浩君） 次に、日程第28 議案第75号 長和町過疎地域自立促進計画の変更についてを議題とし、審議に付します。

本案につきましては、開会日に担当課長より説明がございましたので、説明を省略し、これより質疑を行います。質疑ございますか。

渡辺議員。

○2番（渡辺久人君） この促進計画の今回、変更ということなんですけれども、平成元年9月現在ということですのでよろしいでしょうか。内容については。

○議長（田村孝浩君） 藤田企画財政課長。

○企画財政課長（藤田仁史君） そのとおりでございます。

○議長（田村孝浩君） 渡辺議員。

○2番（渡辺久人君） ちょっと、統計的なところで最初の1ページですかね、基本的な事項、町の概要というのが地勢が入っているんですけども、その中に、長門庁舎付近の標高とかこういう文言で、古いもんになっとるわけです。そういう箇所、何か所か、統計的な数字のところもありますので、そういうところは直す予定かどうかお聞きします。

○議長（田村孝浩君） 藤田企画財政課長。

○企画財政課長（藤田仁史君） この計画につきましては、平成28年度から平成32年度という計画になっておりまして、今、御指摘がありました基本的な事項等、計画当初の数字をもって計画

としておりますので、そういう部分についての変更等は考えておりません。

○議長（田村孝浩君） よろしいですか。ほかに質疑ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（田村孝浩君） 質疑なしと認め、これより討論を行います。討論ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（田村孝浩君） 討論を終わります。

これより、議案第75号を採決いたします。議案第75号を原案どおり可決することに賛成議員の挙手を求めます。

（全 員 挙 手）

○議長（田村孝浩君） 全員賛成。議案第75号は原案のとおり可決されました。

---

◎日程第29 陳情第5号 「義務教育費国庫負担制度」の堅持・拡充を求める陳情

○議長（田村孝浩君） 次に、日程第29 陳情第5号 「義務教育費国庫負担制度」の堅持・拡充を求める陳情を議題とします。

本案に対する委員長の報告を求めます。

森田社会文教常任委員長。

○社会文教常任委員長（森田公明君） 陳情第5号 「義務教育費国庫負担制度」の堅持・拡充を求める陳情についての審査結果を御報告いたします。

特段、質疑、討論なく、採決の結果、陳情第5号は賛成多数で採択すべきものと決定いたしました。

報告は以上です。

○議長（田村孝浩君） 以上で、委員長報告が終わりました。委員長報告に対する質疑を行います。質疑ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（田村孝浩君） 質疑を終結し、討論を行います。討論ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（田村孝浩君） 討論を終わります。

これより、陳情第5号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、採択です。委員長報告のとおり採択することに、賛成議員の挙手を求めます。

（挙 手 多 数）

○議長（田村孝浩君） 賛成多数。陳情第5号は委員長の報告のとおり採択することに決定をいたしました。

---

◎日程第30 陳情第3号 「辺野古新基地建設の中止と、普天間基地の沖縄県外・国外移転の国民的議論により、民主主義及び憲法に基づき公正に解決すべきとする意見書採択を求める陳情」

○議長（田村孝浩君） 次に、日程第30 継続審査になっております陳情第3号 辺野古新基地建設中止と、普天間基地の沖縄県外・国外移転の国民的議論により、民主主義及び憲法に基づき公正に解決すべきとする意見書採択を求める陳情を議題といたします。

本案に対する委員長の報告を求めます。

宮沢総務経済常任委員長。

○総務経済常任委員長（宮沢清治君） それでは御報告いたします。

陳情第3号、去る6月の定例会、総務経済常任委員会において、継続審査となりました陳情第3号 辺野古新基地建設の中止と、普天間基地の沖縄県外・国外移転の国民的議論により、民主主義及び憲法に基づき公正に解決すべきとする意見書採択を求める陳情につきましては、閉会中である8月19日その審査を終了いたしましたので、結果を御報告いたします。

審査の過程で、述べられた意見について申し上げます。

陳情を採択して意見書を提出して、影響があるのかどうか。国の重要な施策にかかわることであり、判断が難しいとの意見がありました。

次に、討論について申し上げます。このことは、国の安全保障にかかわることであり、沖縄に限った話ではない。また、国と沖縄県が裁判により係争中の事案であるため、判断することは難しい。との、反対の立場からの討論がありました。

以上をもちまして、採決の結果、この陳情は賛成少数で、不採択すべきものと決定いたしました。

以上をもって、報告といたします。

○議長（田村孝浩君） 以上で、委員長報告が終わりました。委員長報告に対する質疑を行います。質疑ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（田村孝浩君） 質疑を終結し、討論を行います。討論ございますか。

渡辺議員。

○2番（渡辺久人君） 原案に対しての反対の意見を述べさせていただきます。

本陳情は、普天間基地の基地使用停止を求めているものですが、日米安保条約から普天間基地は米国の権限に属し、実現性は非常に難しい。

また、普天間基地の沖縄県外・国外移転を求める考え方も、現実に疑問があります。

さらに、国内には沖縄以外に130カ所に基地があり、少なからず沖縄同様の問題を抱えておること。

また、現在この問題は国と係争中であり、国の判断に委ねるべきと考えます。

以上、反対討論といたします。

○議長（田村孝浩君） ほかに討論ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（田村孝浩君） 本案に対する委員長報告は、不採択です。

陳情第3号 辺野古新基地建設中止と、普天間基地の沖縄県外・国外移転の国民的議論により、民主主義及び憲法に基づき公正に解決すべきとする意見書採択を求める陳情を採択することに賛成議員の挙手を求めます。（発言の声あり）採択することに賛成議員の挙手を求めます。（発言の声あり）

（挙手少数）

○議長（田村孝浩君） 賛成少数。したがって、陳情第3号は不採択にすることに決定をいたしました。（「休憩ですか」の声あり）

ここで暫時休憩といたします。皆様、集まり次第再開いたしたいと思えます。かかっても五、六分です。

休 憩 午前11時20分

---

再 開 午前11時24分

○議長（田村孝浩君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

ここで、お諮りいたします。お手元に配付のとおり、町長から追加議案が提出されております。この際、これを日程に追加し、議題といたしたいと存じますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（田村孝浩君） 御異議なしと認めます。よって、これを日程に追加し議題とすることに決定をいたしました。

---

◎日程第1 議案第76号 平成31年度社会資本総合整備事業（防災・安全交付金）  
町道古町長久保線道路改良工事4工区請負契約の変更について

（町長提出）

◎日程第2 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

（町長提出）

○議長（田村孝浩君） 追加議事日程、日程第1 議案第76号 平成31年度社会資本総合整備事業（防災・安全交付金）町道古町長久保線道路改良工事4工区請負契約の変更についてから、日程第2 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてまでを一括して上程いたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（羽田健一郎君） 本議会に追加議案として提案させていただきました契約締結案1件と、

人事案件 1 件について御説明を申し上げます。

まず、議案第 76 号 平成 31 年度社会資本総合整備事業（防災・安全交付金）町道古町長久保線道路改良工事 4 工区請負契約の変更について御説明を申し上げます。

道路および水路の老朽化対策として、この 5 月に請負契約を締結し工事を進めたところですが、施工箇所については以前県道であったことなどから、予想以上の舗装厚があり、この取り壊しや処分費用が増加し、変更後の請負契約額が 5,000 万円以上となったものであります。

本契約の締結につきましては、条例により議会の議決を要する案件となるため、本議会に提案させていただいたものであります。

続きまして、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてであります。市町村の人権擁護委員は、人権擁護委員法第 6 条に基づきまして法務大臣が委嘱することと定められております。また、同条第 3 項におきまして、市町村長は、人権擁護委員の候補者の推薦に当たり議会の意見を聞くこととされております。

ことしの 12 月 31 日をもって、3 年間の任期が満了する 1 名の人権擁護委員について、その後任となる候補者を法務大臣に推薦するに当たり議会の意見を求めるものであります。

以上、追加議案として提案させていただきました議案につきまして概要を説明させていただきましたが、詳細につきましては、審議の際、担当課長より説明を申し上げますので、原案を御承認賜りますようお願いを申し上げます。提案理由の説明といたします。

○議長（田村孝浩君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

ただいま追加した議案は、会議規則第 39 条第 3 項の規定により委員会への付託を省略し、本日審議をし、即決したいと存じます。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（田村孝浩君） 御異議なしと認め、追加した議案は本日、即決することに決定をいたしました。

日程第 1 議案第 76 号 平成 31 年度社会資本総合整備事業（防災・安全交付金）町道古町長久保線道路改良工事 4 工区請負契約の変更についてを議題とし、審議に付します。

担当課長の詳細説明を求めます。

藤田企画財政課長。

○企画財政課長（藤田仁史君） それでは、よろしくお願いいたします。

追加議案書の 1 の 1 ページをお願いいたします。議案第 76 号 平成 31 年度社会資本総合整備事業（防災・安全交付金）町道古町長久保線道路改良工事 4 工区請負契約の変更について、地方自治法第 96 条第 1 項第 5 号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定によりまして、議会の議決を求めるものでございます。契約の目的は、記載のと通りの工事請負契約の締結でございます。

この工事は、令和元年 5 月 20 日に 4,700 万 1,600 円で契約をした工事でございます。

1の6ページの入札経過調書をごらんいただきたいと思います。1の6ページでございますけれども、5月17日に指名競争入札により入札を行い、記載のとおり経過で株式会社安田組が落札をしたものでございます。落札率は99.9%となっております。1の4ページの当初契約書をごらんください。当初契約の場合は、工期が令和元年5月20日から9月13日、契約金額が4,700万1,600円という内容でございました。また、1の3ページの変更契約をごらんください。このときの変更契約でございますけれども、これは材料の調達に時間を要したため、令和元年8月21日付で工期を令和元年9月13日から令和元年9月30日に変更をさせていただいたものでございます。

今回の変更は、先ほども説明がありましたとおり、工事を進めていく中で既存のアスファルト舗装が当初の想定よりも厚かったため、それを処理するための経費が増加したことに伴い契約金額が5,000万円を上回るようになったため、議会の議決をお願いするものでございます。1の1ページをごらんください。変更前の契約金額は4,700万1,600円、変更後の契約金額は5,161万3,200円、変更による増額は461万1,600円、契約の相手方は株式会社安田組でございます。1の2ページの仮契約をごらんください。工期は変更がなく令和元年9月30日までとなっております。

説明は以上でございます。よろしくお願いたします。

○議長（田村孝浩君） 以上で、議案の説明を終わります。

次に、本案に対する質疑を行います。質疑ございますか。

柳澤議員。

○7番（柳澤貞司君） 契約金額より約10%の契約変更でございます。まず当初、設計の段階で舗装の厚さは多分何センチという測定はしてあったんですか、なかったんですか。まずこの点についてどうぞ。

○議長（田村孝浩君） 龍野建設水道課長。

○建設水道課長（龍野正広君） これにつきましては昨年度、同じ路線を古町橋から長久保方面に向かって工事を行いました。そのときに、当初の設計は5センチということでしたが、実際は10センチでした。今年度行う工事につきましては、10センチ厚ということで設計をもっていたわけですが、実際については18センチもあったということで、これにつきましては、先ほど町長の説明もありましたけれども、古町長久保線は旧県道上田茅野線であったため舗装が厚かったということで、今回の分につきましてはちょっと予想がつかなかったということで、よろしくお願いたします。

○議長（田村孝浩君） 柳澤議員。

○7番（柳澤貞司君） とんでもない話ですよ、そんな。もとは県道だったから10センチ、あるいは15センチだったと。だから、それに基づいて見積もったんだと。いよいよ工事始めたら28センチ、とんでもない話じゃないですか。まずこんなことのないように。町長どうですか。

○議長（田村孝浩君） 羽田町長。

○町長（羽田健一郎君） こういうことは想定外であったわけでありましてけれども、今、課長からも説明ありましたように、当時は県道というのは、152号ですね、相当厚く舗装がされておったということ、そのことがなかなかわからなかったということで、以後気をつけなければならない問題でありますけれども、ある意味不可抗力の面もあるのかなと、こんなことでひとつお認めをいただければとこんなふうに思っております。

○7番（柳澤貞司君） 不可抗力というのは……。

○議長（田村孝浩君） 渡辺議員。

○2番（渡辺久人君） この工区、昨年からも長久保の南側をやっているんですけども、ほかの工区もあるわけで、ほかの工区はそういう問題はなかったのでしょうか。

○議長（田村孝浩君） 龍野建設水道課長。

○建設水道課長（龍野正広君） ほかの工区もやはり厚さはありました。

○議長（田村孝浩君） 渡辺議員。

○2番（渡辺久人君） 増工にはなっていないということだと思っておりますけれども、やっぱり工事が始まる前の検査というんですかね、コアを取っていただいてしっかりアスファルトの厚さ等を調べる必要があったかなとそんなふうに思いますので、ちょっと金額的にも大きいし、どのくらい、実際何立米ふえたわけですか、剥ぎ取ったアスファルトは。

○議長（田村孝浩君） 龍野建設水道課長。

○建設水道課長（龍野正広君） 他の工区も増工はありました。済みません、立米数はわかりませんが、ちょっとここでは答えられないんですけども、4工区につきましては、先ほど言いましたように厚さが18センチということで、結局切断工、掘削工、運搬費、処理費それぞれがふえてしまったということで増額ということになっていると思います。済みません、よろしく申し上げます。

○議長（田村孝浩君） 宮沢議員。

○5番（宮沢清治君） 先ほどの説明で舗装が厚くなったから変更ということではありますが、この当初から、不可抗力とおっしゃったけど、こういう厚さがわかっていたら、この今度の入札、業者もそれも含めた金額で入札になったはずなんですよね。だから、そののとこ金額がまた正規の18センチという厚さで提示して、調べて、それで工事をする。その金額で見積もりされていれば、またひょっとしたら業者が変わったかもしれないということもあり得るので、今後こういったことはないようお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（田村孝浩君） ほかにございますか。

○7番（柳澤貞司君） そしてこの町道、格下げになったんですが、町道ね。今これ工事やっているんですか、そして仕上がりは今度の舗装の仕上がりは何センチですか。

○議長（田村孝浩君） 龍野建設水道課長。

○建設水道課長（龍野正広君） 5センチでございます。

○議長（田村孝浩君） 高見沢副町長。

○副町長（高見沢高明君） 先ほどよりありましたこの件につきましては、昨年度同じ事業名で1工区、2工区というようなことで先ほど説明があったとおりであります。その中で剥ぎ取りをしたところ、10センチ厚だったということでありましたが、今回については、県道という説明で多分最初の関係で厚さがあったものと、それとやはり道路傷むというような形で、もしかしてこれ仮定の話ですけど、オーバーレイをかけていくと舗装厚も結構上がってくることで、部分的に厚かったのが事実だったのかなというふうに思います。

先ほどありましたように、今まで県道だったのが町道になったというようなことで、今の課長のとおり、おおむね5センチ厚を基本として設計をし直したというようなことであります。よろしくお願いたします。

○議長（田村孝浩君） よろしいですか。質疑を終結し討論を行います。討論ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（田村孝浩君） 討論を終わります。

これより議案第76号を採決いたします。議案第76号を原案のとおり可決することに、賛成議員の挙手を求めます。

（全 員 挙 手）

○議長（田村孝浩君） 全員賛成。議案第76号は原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩いたします。

休 憩 午前11時40分

---

（全 員 協 議 会）

再 開 午前11時45分

○議長（田村孝浩君） 休憩を閉じ、会議を開きます。

日程第2 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題とし、審議に付します。

担当課長の詳細説明を求めます。

官阪教育課長。

○教育課長（宮阪和幸君） それでは、追加議案書の2ページをお願いいたします。

人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてということでございます。次の者を人権擁護委員の候補者として推薦したいから、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるということでございます。

現在の人権擁護委員1名が、ことしの12月31日で任期が切れますので、その後任の方を法務

大臣に推薦するに当たりまして議会の皆様の御意見を頂戴したいというものでございます。

推薦したい方のお名前ですが、加藤マユミさんでございます。生年月日と住所につきましては、議案書に記載のとおりでございますのでごらんいただきたいと思っております。

説明は以上ですが、よろしくお願ひいたします。

○議長（田村孝浩君） 本案に対する質疑を行います。質疑ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（田村孝浩君） 質疑を終結し、討論を行います。討論ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（田村孝浩君） 討論を終わります。

これより、日程第2を採決いたします。人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて、これを適任とすることに賛成議員の挙手を求めます。

（全 員 挙 手）

○議長（田村孝浩君） 全員賛成。日程第2 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについては適任とすることに決定をいたしました。

ここで暫時休憩といたします。

休 憩 午前11時47分

---

再 開 午前11時48分

○議長（田村孝浩君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

ここでお諮りいたします。ただいまお手元に配付のとおり、議員より追加議案が提出されております。この際、これを日程に追加し、議題といたしたいと存じますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（田村孝浩君） 異議なしと認めます。よって、これを日程に追加し、議題とすることに決定をいたしました。

ただいま追加した議案は、会議規則第39条第3項の規定により委員会への付託を省略し、本日審議をし、即決したいと存じます。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（田村孝浩君） 御異議なしと認め、追加した議案を本日、即決することに決定をいたしました。

---

◎日程第1 意見書案第3号 「義務教育費国庫負担制度」の堅持・拡充を求める意見書

（議員提出）

○議長（田村孝浩君） 追加議事日程第1 意見書案第3号 「義務教育費国庫負担制度」の堅持・拡充を求める意見書を上程いたします。

ここでお諮りいたします。

日程第1 意見書案第3号は、先ほど採択された陳情と同趣旨でありますので、趣旨説明を省略したいと存じますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（田村孝浩君） 異議なしと認め、趣旨説明は省略することに決定をいたしました。

それでは、日程第1 意見書案第3号 「義務教育費国庫負担制度」の堅持・拡充を求める意見書についてを議題とし審議に付します。

本案に対する質疑を行います。質疑ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（田村孝浩君） 質疑を終結し、討論を行います。討論ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（田村孝浩君） 討論を終わります。

これより、意見書案第3号を採決いたします。意見書案第3号について、原案のとおり可決することに、賛成議員の挙手を求めます。

（挙 手 多 数）

○議長（田村孝浩君） 賛成多数。意見書案第3号は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎閉会の宣告

○議長（田村孝浩君） 以上で、本9月定例会に提出された案件は全て終了いたしました。

したがって、令和元年9月長和町議会第3回定例会を閉会といたしたいと存じますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（田村孝浩君） 異議なしと認め、令和元年9月長和町議会第3回定例会を閉会といたします。

大変御苦労さまでした。

---

閉 会 午前11時50分

以上会議のてん末を記載し、地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

長和町議会議長 田村孝浩

長和町議会議員 佐藤恵一

長和町議会議員 伊藤栄雄

以上会議のてん末を記載し、地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

長和町議会議長

長和町議会議員

長和町議会議員